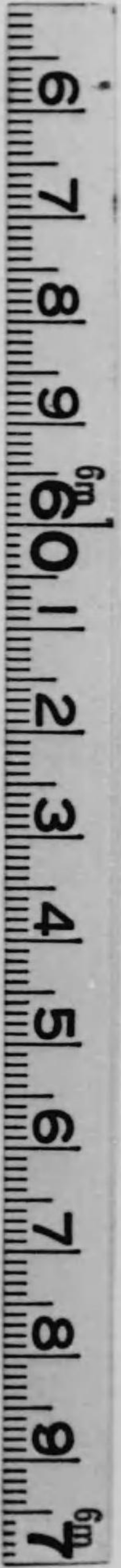


376
76



始



376
76

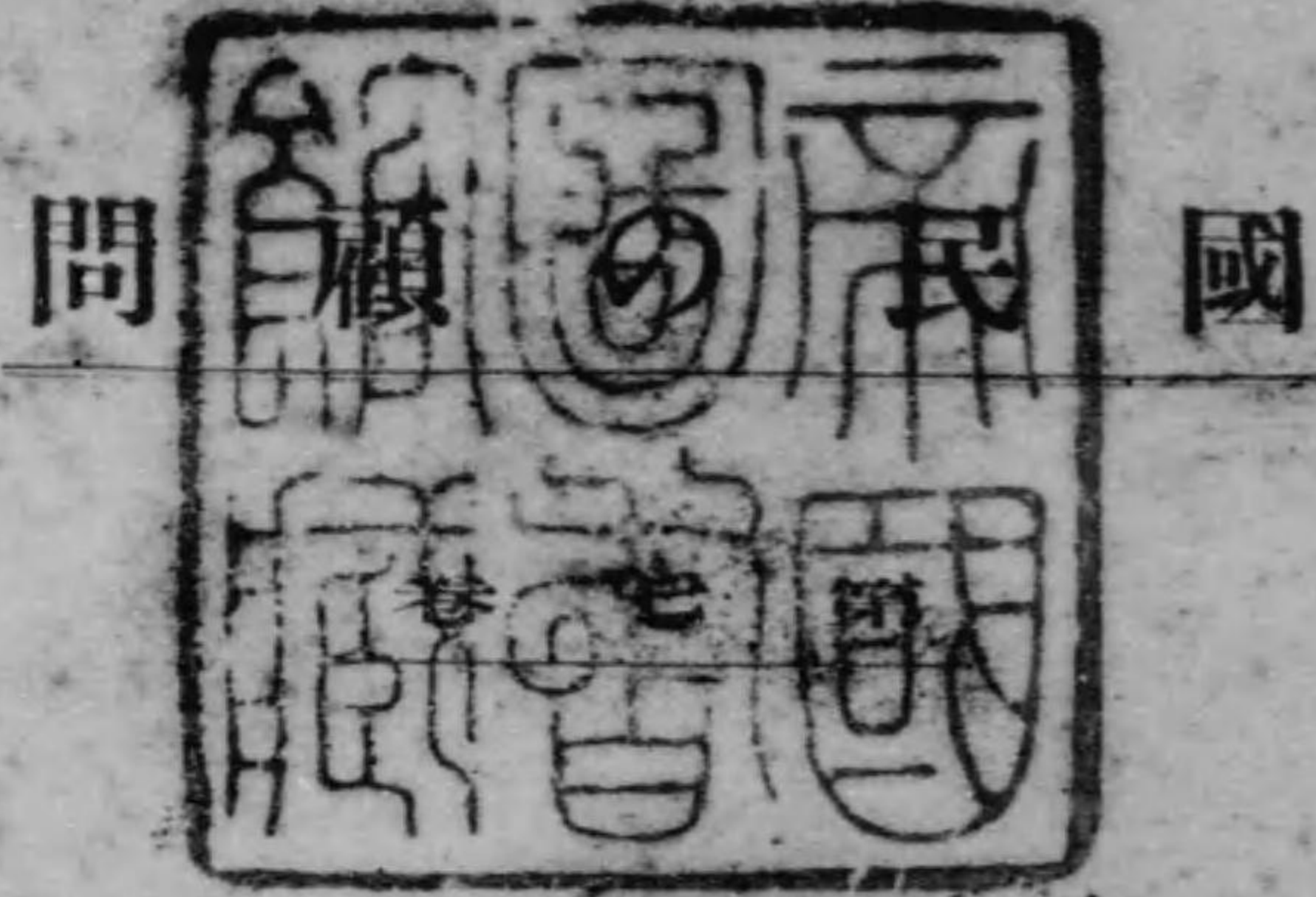


國民の顧問

第七卷

- 地
- 軍
- 事
- 人
- 廢物利用法

376-76



問

國

廢
物
利
用
法

軍

 事

地

と

 人

編局纂編會協民國本日

大正
7. 9. 4
内交

國民の顧問

第七卷 目次

第壹編 地と人

第一章 日本	一
第一節 緒言	一
第二節 日本の領土	二
第三節 日本の人口	三
日本人口及版圖の膨脹	三
海外の日本人	五
我國在留の外國人	六
東京府	六
大阪府	七
兵庫縣	七
新潟縣	七
群馬縣	八
茨城縣	八
各府縣の人口と戸數	三
青島と南洋の日本人	六
日本の都市人口	六
京都府	七
神奈川縣	七
長崎縣	七
埼玉縣	八
千葉縣	八
栃木縣	八

目次

奈良縣	八
愛知縣	八
山梨縣	九
岐阜縣	九
宮城縣	九
岩手縣	九
山形縣	一〇
福井縣	一〇
富山縣	一〇
鳥根縣	一〇
廣島縣	一〇
和歌山縣	一一
香川縣	一一
高知縣	一一
佐賀縣	一一
宮崎縣	一二
沖繩縣	一二
臺灣	一三
朝鮮	一三
三重縣	八
靜岡縣	九
滋賀縣	九
長野縣	九
福島縣	九
青森縣	一〇
秋田縣	一〇
石川縣	一〇
鳥取縣	一〇
岡山縣	一〇
山口縣	一一
徳島縣	一一
愛媛縣	一一
大分縣	一一
熊本縣	一二
鹿兒島縣	一二
北海道	一三
關東州	一三

第四節	日本の原野	三	スラヴ民族	三		
第五節	日本の高山	一四	第四節	世界の高山	三七	
第六節	日本の大河	一六	第五節	世界の大河	三八	
第七節	日本の湖沼	一七	第六節	世界の大湖	三九	
第八節	日本の鑛泉	一八	第七節	世界の大都市	四一	
單純泉	一九	酸性泉	一九	第八節	世界の鑛産物	四三
炭酸泉	一九	硫黄泉	一九	金の産出高	四三	
溫泉場一覽	一九			銅の産出高	四三	
第九節	日本の田畑價格	二五	石炭の産出高	四三		
第十節	日本の鑛山	二六	石油産出高	四三		
第十一節	日本の貿易港	二八	米の産額	四四		
第十二節	日本の開港場	二九	第十節	世界との貿易	四五	
第二章	世界	二九	日本重要輸出品	四六		
第一節	世界の面積と人口	三〇	輸出品の得意國	四六		
第二節	世界の人種	三三	輸入品の相手國	四七		
第三節	四大民族	三六	第十一節	軍港と要港	四七	
羅甸氏族	三六	チヤトン民族	三六	第三章	列國の形勢	四九
				第一節	列國の主權者	四九
				第二節	新興の五ヶ國	四九

ウクライナ共和國	三三	リトニア王國	三三	軍務局	三三	兵器局	三三	
芬蘭帝國	三五	タウリタ共和國	三五	經理局	三三	醫務局	三三	
ケールランド大公國	三五			法務局	三三	航空局	三三	
第三節	此後の四大強國	五四		馬政局	三三	參謀本部	三三	
英國の大經綸	五四	獨逸の大經綸	五四	教育總監部	三三	師團司令部	三三	
米國の大經	五五	日本の立場	五五	旅團司令部	三三	聯隊區司令部	三三	
東京衛戍總督部	三六			衛戍病院	三三	陸軍經理部	三七	
陸軍法官部	三七			陸軍々醫部	三六	陸地測量部	三六	
陸軍兵器廠	三六			陸軍被服廠	三六	砲兵工廠	三六	
陸軍被服廠	三六			築城部	三六	陸軍糧秣廠	三六	
陸軍被服廠	三六			廢兵院	三六	陸軍運輸部	三六	
千住製絨所	三六							
第二節	勅諭	五七		第二節	兵の種類	七〇		
陸海軍への勅語	五七			歩兵	七〇	騎兵	七〇	
軍人訓誡の勅諭	五七			砲兵	七〇	工兵	七〇	
讀法	六〇			輜重兵	七〇	憲兵	七〇	
第二章	陸軍	六一						
第一節	陸軍の編制	六一		第三節	軍隊の勤務	七一		
元帥府	六一	軍事參議院	六一	管內勤務	七一	起居と容儀	七一	
陸軍省	六一	陸軍大臣	六一					
大臣官房	六一	人事局	六一					

服 從……………七二
 記憶すべき上官……………七二
 呼 集……………七三
 酒 保……………七三
 行 軍……………七三
 搜索勤務……………七三
 給 養……………七三
 彈藥補充……………七三
 機動演習……………七三
 尊稱と稱呼……………七二
 外 出……………七三
 室内の敬禮……………七三
 野外勤務……………七三
 警戒勤務……………七三
 宿 營……………七三
 行 李……………七三
 兵 站 部……………七三

第四節 陸軍の教育……………七五

陸軍大學校……………七六
 陸軍砲工學校……………七七
 野戰砲兵射擊學校……………七七
 陸軍重砲兵射擊學校……………七八
 陸軍軍醫學校……………七九
 陸軍經理學校……………七九
 陸軍地方幼年學校……………八〇
 陸軍電信教導大隊……………八一
 陸軍士官學校……………七六
 戸山學校……………七七
 陸軍騎兵實施學校……………七八
 陸軍砲兵工科學校……………七八
 陸軍獸醫學校……………七九
 陸軍中央幼年學校……………八〇
 下士其他の教育……………八〇
 憲兵練習所……………八一

第五節 陸軍の懲罰……………八一

第六節 召集と點呼……………八四

臨時召集……………八四
 演習召集……………八五
 教育召集……………八五
 簡閱點呼……………八五
 充員召集……………八四
 國民兵召集……………八五
 補缺召集……………八五

第七節 入營と志願……………八五

現役兵の入營……………八五
 一年志願兵……………八六
 現役兵の志願……………八六
 一年現役兵……………八六

第八節 在郷軍人……………八六

寄留と旅行……………八六

第九節 陸軍の配備……………九一

近衛師團……………九一
 第二師團……………九二
 第四師團……………九三
 第六師團……………九三
 第八師團……………九三
 第十師團……………九四
 第十二師團……………九四
 第十四師團……………九五
 第一師團……………九二
 第三師團……………九二
 第五師團……………九三
 第七師團……………九三
 第九師團……………九四
 第十一師團……………九四
 第十三師團……………九五
 第十五師團……………九五

第十六師團……………九六
 第十八師團……………九六
 第二十師團……………九六
 第十七師團……………九六
 第十九師團……………九六

第三章 海 軍……………九七

第一節 海軍の編制……………九七

海軍省……………九七
 人事局……………九七
 機關局……………九八
 經理局……………九八
 海軍々司令部……………九八
 海軍將官會議……………九九
 海軍望樓……………九九
 海軍大學校……………一〇〇
 海軍機關學校……………一〇一
 海軍々醫學校……………一〇一
 海軍水雷學校……………一〇一
 信號練習……………一〇三
 軍務局……………九七
 艦政局……………九七
 醫務局……………九八
 法務局……………九八
 鎮守府……………九九
 海軍要港部……………九九
 海兵團と水雷團……………一〇〇
 海軍兵學校……………一〇一
 海軍砲術學校……………一〇一
 海軍經理學校……………一〇二
 海軍工機學校……………一〇三
 海軍看護術練習所……………一〇三

第三節 海軍の禮砲……………一〇三

皇禮砲……………一〇三

第四節 海軍の志願……………一〇四

海軍志願者……………一〇四
 機關少尉候補生……………一〇五
 少藥劑士候補生……………一〇六
 水路少技師候補生……………一〇六
 海軍々醫と藥劑官……………一〇六
 造兵官と造船官……………一〇七
 普通禮砲……………一〇三
 少尉候補生……………一〇五
 少軍醫候補生……………一〇五
 少主計候補生……………一〇六
 造船少技師候補生……………一〇六
 海軍主計官……………一〇六
 海軍志願兵徵募區……………一〇七

第五節 帝國の海軍力……………一〇七

第四章 官等と俸給……………一〇四

第一節 陸海軍の官等……………一〇四
 陸軍武官々等表……………一〇四
 海軍武官々階表……………一〇五

第二節 陸海軍の俸給……………一〇六

陸軍の俸給……………一〇六
 外國駐在の陸軍俸給……………一〇七
 海軍の内外地加俸……………一〇八
 陸軍の宅料……………一〇七
 海軍の俸給……………一〇八

第五節 徵兵諸則……………一〇九

第六章 列國の陸海軍……………一一六

第一節 列國の陸軍力……………二二六

第二節 列國の海軍力……………二二七

第三節 軍用飛行機……………二二八

戰闘用飛行機……………二二八

偵察用飛行機……………二二八

敵機驅逐用飛行機……………二二八

獨逸飛行船……………二二八

第四節 軍用自動車……………二二九

第參編 廢物利用法……………一〇三

緒 言……………一〇三

第一節 食料品の利用……………一〇三

魚類の骨と頭……………一〇三

馬鈴薯の皮の利用法……………一〇三

廢物の油の利用法……………一〇三

貝類の廢物利用……………一〇三

胡蘿蔔の廢物利用……………一〇三

里芋類の廢物利用……………一〇三

南瓜瓜類の利用……………一〇三

卵の殻の利用法……………一〇三

飯粒の利用法……………一〇三

スープ殻の利用……………一〇三

甘藷の廢物利用……………一〇三

大根の廢物利用……………一〇三

茄子の廢物利用……………一〇三

茸と昆布の廢物利用……………一〇三

果實の皮と心の利用……………一〇三

豆腐の利用法……………一〇三

味噌の廢物利用……………一〇三

白水の利用法……………一〇三

腐つた牛乳の利用……………一〇三

漬物類の廢物利用……………一〇三

茹で汁の利用法……………一〇三

第二節 雜品の廢物利用……………一〇九

古傘の利用法……………一〇九

菓子箱の利用法……………一〇九

古狀袋の利用法……………一〇九

古切手の利用法……………一〇九

古雜誌帳と古洋紙……………一〇九

古雜誌の利用法……………一〇九

古筆とペン先の利用……………一〇九

古團扇の利用法……………一〇九

石鹼屑の利用……………一〇九

蠟燭屑の利用法……………一〇九

空瓶の利用法……………一〇九

粉炭の利用法……………一〇九

マッチ箱の利用法……………一〇九

下駄の爪草の利用……………一〇九

反物包紙の利用法……………一〇九

古新聞紙の利用法……………一〇九

古ばがきの利用法……………一〇九

古名刺の利用法……………一〇九

手紙及反古紙の餘白……………一〇九

鐵詰空罐の利用……………一〇九

蜜柑箱と折箱の利用……………一〇九

拔毛の利用法……………一〇九

墨屑の利用法……………一〇九

古土瓶の利用法……………一〇九

古急須の利用法……………一〇九

石油罐の利用法……………一〇九

革手袋の利用法……………一〇九

朝顔の葉の利用……………一〇九

第三節 着物類の利用法……………一〇五

古布の廢物利用……………一〇六

古靴下と古シャツ利用……………一〇六

古洋服の利用法……………一〇六

屑糸の利用法……………一〇六

古羽織の利用法……………一〇六

古風呂敷の利用……………一〇六

古女袴の利用……………一〇六

古洋傘の布の利用……………一〇六

古足袋の利用法……………一〇六

古帯の利用法……………一〇六

古浴衣の廢物利用……………一〇六

古カーテンの利用……………一〇六

古半襟の利用……………一〇六

第七卷目次了

國民の顧問 第七卷



第一編 地と人

第一章 日本

第一節 緒言

人は土地を離れて、殆んど生活が出来ない。如何に文明が進んでも空中飛行が発達しても、土地を離れては不可能である。吾人が毎日起臥する家屋も土地の上に建てられ、生活に缺くべからざる食物も土

地と人 第七卷

地から生れて来る。大洋の上に浮べる大船も大艦も其大部分の材料は土地から産する物を以て作られ、飛行機や飛行船に用ゐる材料も亦土地から産する。又一方世界に於ける戦争の原因を見るに土地の爲に行はれる場合が頗る多い。歐洲の大戦の如きは之を約言にしていへば實に土地の争ひである。試みに吾人が日常の生活を考へて見れば、此土地が如何に大なる關係を有して居るかを知らざるであらう。之を人類の職業の上から見ても亦さうである。農家は土地がなければ其作業は不可能となり、商家は其店舗を造る事も出来ず、商品を仕入れる事も、顧客を得る事も出来ない。工業家は其材料を得る事

が出来ない、政府は其収入の途がなく、従つて政府の雇人である官吏は其俸給を得る事が出来ないのみならず、其必要さへもなくなる。其他あらゆる職業に従事する者、一として土地に關係しないものはない。語を換へて云へば土地がなければ人類も亦ないものである。

斯くの如く地と人とは最も深い關係を有して居るもので、此二つを知る事は吾等人類として最も必要な事である、故に此地と人との就き、最も必要と認めべき點を左に述べて漸次世界の大勢に及ぼし、我日本國民の反省と覺悟とを爲すべき參考に資す事とする。

第二節 日本の領土

我日本は日清戦争以前までは其面積僅かに約二萬四千八百方に過ぎなかつたが、明治二十八年には臺灣及び澎湖島を加へて二萬七千百廿六方里とな

り、明治三十八年日露戦役の結果樺太の一半を得て二萬九千三百三十五方里となり、更に明治四十三年には朝鮮を併合して四萬三千四百五十八方里の領土となつた。之を細別すれば左の如くである。

本州	一萬四千五百七十一方里一二
九州	二千六百七十七方里五四
四國	一千八百八十七方里六七
北海道本地	五千八十三方里八七
千島三十一島	一千十一方里四九
佐渡	五十六方里三三
隱岐	二十一方里八九
淡路	三十六方里六九
登岐	八方里六三
對馬	四十四方里七二
琉球五十五島	百五十六方里九一
小笠原二十島	四方里五〇
朝鮮	一萬四千二百二十三方里
臺灣	二千三百二十四方里一一
澎湖島	七方里九九
樺太	二千二百八十八方里九二
總計	四萬三千四百五十八方里三八

第三節 日本の人口

我國の人口は非常なる勢を以て増加し、現在本部のみでも毎年八十萬乃至九十萬人宛増へて居る。そして人口百人に對し毎年一人半宛の割合に増加して居るから此割合を以て進むと今後六十年の後は現在の人口の二倍となる譯である。今より凡そ千三百年前の推古天皇の時代には我國の人口は僅かに五百萬人であつたといふ事である。我國の人口及び版圖が如何に膨脹したかは左の表によつて見れば實に驚くべきものがある。

日本の人口及版圖の膨脹

御代	人口	版圖面積
推古天皇	約千三百年前	約一萬九千方里
聖武天皇	約千二百年前	約一萬九千方里
中御門天皇	約九百年前	約二萬六千方里
仁孝天皇	約九百年前	約二萬七千方里
明治元年	約九百年前	約二萬七千方里
明治廿年	約九百年前	約二萬七千方里
明治四十年	約九百年前	約二萬七千方里
大正六年	約九百年前	約二萬七千方里

各府縣の人口と戸數 次に我國の現在に於ける各府縣の人口及び戸數は如何にといふに、最近の調査によれば左の如くである。

地	本籍人口		現住人口		一方里ニ付人口	面積
	男	女	男	女		
北海道	八元、一〇六	七六八、六〇一	五九七、七六六	一、〇四二、一〇八	三三六、一三三	六、〇九六、三六
青森	四二五、四四〇	四〇〇、三九九	八五七、七九	四〇四、七七三	一一七、一九二	六、〇七、〇三
秋田	四七〇、〇六八	四四〇、〇六八	八九七、六八六	四三三、七四二	一一三、八四〇	九、五七
山形	五二四、九七四	四八七、四三三	一、〇〇二、四一七	四九五、七九九	一三八、八九〇	七、五〇、〇〇
宮城	五二七、三〇三	五三三、五五八	一、〇四九、八六一	四九六、四九一	一四〇、三六六	一、六六三
岩手	五二二、六三三	五二七、四八四	一、〇七〇、一七七	四八八、〇七〇	一四九、〇三三	一、六六三
山形						
秋田						
山形						
宮城						
岩手						
青森						
北海道						
總計						

關東の民

Table of population statistics for various regions in the Kanto area, including 島根, 岡山, 広島, 山口, 徳島, 香川, 愛媛, 高知, 大分, 福岡, 佐賀, 熊本, 鹿儿岛, 沖縄, and others. Columns include region names, total population, and gender breakdowns.

關東の民

Table of population statistics for various regions in the Kanto area, including 島根, 岡山, 広島, 山口, 徳島, 香川, 愛媛, 高知, 大分, 福岡, 佐賀, 熊本, 鹿儿岛, 沖縄, and others. Columns include region names, total population, and gender breakdowns.

地と人 第七卷

五

海外の日本人 海外に於ける日本人の在留人員は近年益々増加して来たが、最近に於て外務省通商局の調査によれば総人員約六十万人で、内男は三十八万人、女は二十二万人である。而して最も多いのは満洲に在留する日本人で、約三十万人の多き

に達し、次は北亞米利加で、其数が二十一万人に達して居る。之を表記すれば左の如くである。

Table showing population statistics for 滿洲 (Manchuria) and 支那本部 (Mainland China), including total population and gender breakdowns.

同 順 の 民 國

南亞米利加	三、〇八九	二、三六〇	二、四四九
歐羅巴	九四	一〇四	一、〇八八
西比利亞	二、七六	二、四〇〇	五、一四八
南部亞細亞	一、八五三	七、八一	二、九三三
及大洋洲	三、一五	三、七五	六、八六九
總計	一、一五	三、七五	六、八六九

青島と南洋の在留邦人 日獨戦争の結果我國の軍政地域となつた青島及び其附近、南洋諸島に於ける日本人の在留者は左の如くである。

青島及其附近	三、四九	六、八〇一	五、五八五	一、三、三六
南洋群島	一	三、七三	二、四	三、九七

我國在留の外國人 現在我國に在留の外國人は支那人最も多く、之に次いで英國人多く、次が米國人であるが、最近の調査による在留外國人は左の如くである。

支那	八、九六	三、〇四八	三、〇四八
英吉利	一、三三七	九三三	二、三〇〇
北米	七六	八二五	一、六二
獨逸	七六	二五	七六

地 と 人 第七卷

佛蘭西	三三	一九	四〇
葡萄牙	二四	二	二〇
露西亞	二二	二	二〇
瑞西	二〇	二	二〇
和蘭	一八	二	二〇
加奈	一六	二	二〇
英領印度	一五	二	二〇
埃洪	一四	二	二〇
丁抹	一三	二	二〇
西牙	一二	二	二〇
瑞典	一一	二	二〇
瑞典	一〇	二	二〇
諾威	九	二	二〇
土古	八	二	二〇
白耳	七	二	二〇
濠洲	六	二	二〇
其合	五	二	二〇
他洲	四	二	二〇
合計	三、四四	五、七四	一、八、二八

日本の都市人口 日本の上の人口を有するものは最近の内閣統計局の調査によれば左の如くである。

六

同 順 の 民 國

東京市	二、二八一、四二一	八王子市	三〇、八九八
澁谷町	六二、六〇〇	千駄ヶ谷	二九、〇七九
王子町	二九、〇一九	淀橋町	二五、九三一
千住町	二五、九二〇	南千住	二〇、九八二
品川町	二〇、一四二	大井町	一九、七八八
大久保	一八、三一二	日暮里	一七、九六九
大森	一六、六四二	巢鴨町	一五、八九二
羽田	一四、九八五	大崎町	一四、六二六
大島	一四、四三六	内藤新宿	一三、七五六
香野	一二、八四一	世田谷村	一二、二三〇
中野	一一、八〇七	巢鴨町	一一、七四四
板橋	一〇、五四八	目黒村	一〇、二九五

▲京 都 府

伏見町	二九、六七八
新舞鶴	一一、二六一
深草村	一〇、二五七

▲大 阪 府

堺市	六七、三九九
岸和田	二二、二六七
中本町	一九、九一二
中津町	一八、二八五
鶴橋町	一三、五六四
鯉江町	一〇、二八一

▲神 奈 川 縣

横須賀市	四四、〇一八
小田原町	二〇、五七七
浦賀町	一七、九五一
浦郷村	一五、二四八
鎌倉村	一一、一五四
足柄村	一〇、四四〇

▲兵 庫 縣

姫路市	五二、九八五
尼ヶ崎町	二七、六七五
洲本町	二〇、一四九
生野町	一一、二四五
御影町	一〇、一一五

▲長 崎 縣

佐世保市	一六〇、四五〇
富江村	一一、三〇八
加津佐村	一一、七一八
平戸村	一〇、七九九

▲新 潟 縣

長岡市	六五、六七四
三條町	三一、四四九

地 と 人 第七卷

間願の民圖

地と人 第七卷

新發田町 一七、九八六
沼垂町 一四、三六一
直江津町 一三、七六一
中ノ島町 一二、六五〇
板倉村 一一、九五五
黒崎村 一〇、七一八
中條町 一〇、一三六

▲埼玉縣

川越町 二四、五〇七
大宮町 一五、二三一
浦和町 一〇、六二四
大宮町(秩父郡) 一〇、二一八

▲群馬縣

前橋市 四八、九八三
桐生町 三三、五七二
伊勢崎町 一一、八七四
富士見町 一〇、四〇三

▲千葉縣

千葉町 三五、三一〇
船橋町 一四、二五九
野田町 一〇、六〇二

▲茨城縣

鉾子町 一四、〇八九
佐原町 一四、〇八九

地と人 第八卷

水戸市 四二、三八八
石岡町 一四、四八七
土浦町 一三、一〇六
磯濱町 一二、二六九
古河町 一四、七八三
湊町 一三、五九七
結城町 一二、一〇六

▲栃木縣

宇都宮市 五三、二〇四
足利町 二九、三六五
佐野町 一四、八九六
日光町 一三、二五一
北郷村 一〇、八一五

▲奈良縣

奈良市 三八、一六九
十津川村 一一、七七四
高田町 一〇、一九四

▲三重縣

津市 四六、七〇八
四日市市 三三、八一二
松坂町 一七、九〇九
尾鷲町 一二、〇一〇

▲愛知縣

名古屋市 四四七、九五一
岡崎町 三〇、二〇二
豊橋市 五二、三六五
一宮町 二三、八一七

間願の民圖

地と人 第七卷

愛知町 二一、一五八
一色村 一六、一九一
祖父江町 一五、六二八
龜崎町 一四、五四二
高師村 一三、三四四
呼続町 一三、一六九
稻澤町 一二、六六〇
明母町 一一、七七一
舉母町 一一、五九〇
蟹山町 一一、五〇四
犬作町 一〇、六二二
矢成村 一〇、四四三
西成村 一〇、三八三
半田町 一〇、一六三
成岩村 一〇、一六三
横須賀村 一〇、一八

▲静岡縣

静岡市 六一、四八八
小山町 一六、五一一
沼津町 一三、九六六
焼津町 一二、八七三
三島町 一二、〇九五
川崎町 一〇、九七六
相良町 一〇、六一〇

濱松市 四〇、九六〇
島田町 一五、四四三
大宮町 一三、七八三
長田村 一二、六八〇
吉田村 一二、〇二八
伊東町 一〇、七三一

甲府市 五三、六七二
滋賀縣 四二、二六一
大津市 一一、三三〇
長濱町 一〇、〇三三
岐阜市 五〇、八七二
多治見町 一七、九三二
高山市 一〇、〇三三
岐阜市 一〇、〇三三

▲長野縣

長野市 四〇、二五八
上野市 二四、一九七
飯田町 一五、九七四
伊那町 一一、五六六

▲宮城縣

仙台市 九七、一三二
古川町 一〇、一〇九
福島市 三九、八三四
郡山市 二一、七八六
白河町 一五、三六六

▲山梨縣

甲府市 五三、六七二
滋賀縣 四二、二六一
大垣市 三三、五五四
中津町 一一、五一一

▲岐阜縣

松本市 三九、〇九〇
平野村 一六、〇二七
上諏訪町 一五、一二六
赤穂村 一〇、三五七

▲福島縣

福島市 三三、三五六
須賀川町 一五、七八五
二本松町 一〇、一一八

同願の民圖

盛岡市	四三、一〇三	釜石町	一一、五九六	金澤市	一二七、二六七	小松町	一五、一六四
水澤町	一〇、五四六	弘前市	三八、四四八	輪島町	一二、一三四	七尾町	一一、六〇〇
青森市	四七、〇七五	米澤市	三八、一〇六	富山市	六四、八二二	高岡市	三八、〇四五
八戸町	一八、一七九	鶴岡町	二二、八七一	新湊町	一八、三一九	魚津町	一五、四四九
山形市	四三、一五〇	谷地町	一一、二〇一	水見町	一四、〇七一	滑川町	一〇、六四二
酒田町	二三、九〇九	能代港町	二〇、〇五四	鳥取市	三七、二七八	米子町	二二、四一二
新庄町	一五、一八〇	土崎港町	一七、三六四	松江市	三八、一四一	濱田町	一一、八六九
寒河江町	一〇、〇六〇	八森村	一一、七三八	岡山市	八六、一五三	玉島町	二二、六二六
秋田市	三六、二四九	大館町	一〇、七三八	津山市	一六、七〇八	倉敷町	一一、二九八
小坂村	一九、二二九	教賀町	一九、三七一	笠岡町	一一、七〇三	連島町	一一、三三〇
横手町	一五、六一二	大野町	一〇、二六二	福田村	一〇、三三三	吳市	一一九、〇六〇
本莊町	一一、二六九	阿賀町	一一、六七二	廣島市	一五九、〇〇〇	福山市	二四、八〇二
阿仁合町	一〇、六三三	江田島村	一三、六四二	尾道市	三一、一〇五	倉橋島村	一五、二七四
三國町	一〇、〇二三	宇和島町	四三、三二九	廣島村	一五、四三七		

地と人 第七卷

同願の民圖

香戸町	一四、〇二四	江田島村	一三、六四二	松山市	四三、三二九	今治町	一八、二二二
三原町	一一、九〇五	阿賀町	一一、六七二	宇和島町	一三、〇六四	三津濱町	一〇、三六九
朝日町	一〇、八四二	防府町	二四、七九四	高知市	三八、三六三	黒崎町	一〇、九四九
下関市	七〇、七五五	宇部村	一七、四七二	高知村	一〇、四二七		
山口町	二一、八五八	徳山村	一五、三五五	大分市	三六、四五二	別府町	二一、九七〇
萩町	一七、一二九	須恵村	一一、一三一	白杵町	二一、三八〇	中津町	一六、二八八
柳井町	一三、一二四	中關村	一〇、九四二	日田町	一一、三一〇	東大野村	一〇、九〇七
長府町	一〇、二五一	家室西方	一〇、二九九	高田町	一〇、四一八	佐伯町	一〇、〇六一
岩國町	一〇、九四二	湯淺町	一一、〇六六	佐賀市	三六、〇九四	唐津町	一三、八七〇
和歌山市	七七、〇九五	新宮町	二二、二一七	相知村	一一、七五一		
箕島町	一一、三六一	撫養町	一九、六五四	熊本市	六三、一二四	水俣町	一七、七九二
徳島市	六九、六二九	加茂名村	一〇、九七〇	八代町	一三、九六七	牛深町	一〇、八一
小松島町	一三、六八二	丸龜市	二六、九一四	北小國村	一〇、〇二五		
高松市	四一、八三七	善通寺町	一三、五八九	宮崎縣	二一、八五四	小林町	一九、〇六三
坂出町	一六、五五〇			北方町	一〇、三二八	飯野村	一〇、一七五
觀音寺町	一三、五八九						

地と人 第七卷

同願の民國

鹿兒島市	七五、九〇七	財部村	一〇、二九八
顯娃村	二七、一八	福山村	一〇、〇四三
串木野村	二四、二五〇	那覇區	五五、二四四
喜界村	一九、八五三	八重山村	二二、六一一
阿久根村	一九、三二七	平良村	一九、二八一
名瀨村	一九、三一八	貝志川村	一六、七四八
垂水村	一八、七一五	今歸仁村	一四、一七一
西加世田村	一七、五二一	北谷村	一三、〇九一
島尻村	一六、五七五	羽地村	一二、四八〇
伊作村	一六、一六一	名護村	一一、五一九
北種子村	一五、三六〇	與那城村	一一、二九九
鹿屋町	一四、九九二	國頭村	一〇、六一二
知名村	一四、六五五	那覇區	九八、八八五
西櫻島村	一四、一〇七	函館區	九二、八三〇
笠利村	一三、八六二	小樽區	三一、〇二五
吉野村	一三、六二四	登川村	二六、二五三
宮之城村	一二、九一三	鷹栖村	二〇、五六一
下飯村	一二、七三五	留萌村	一九、六九〇
喜入村	一二、五〇八	江別村	一七、六一〇
高山村	一一、二一五	俱知安村	一五、八一〇
高山村	一一、二六八	新十津川村	一四、七四〇
隈之城村	一一、〇一八	沼貝村	一三、九四〇
田布施村	一〇、三六四		

地と人 第七卷

▲鹿兒島縣

▲沖繩縣

▲北海道

角田村	一三、六七九	一巳村	一三、四五五	平壤府	四五、七九三	開城	三六、六六八
歌志内村	一三、四〇二	八雲村	一三、三七三	大邱府	三二、七四〇	仁川府	三一、二六四
當別村	一三、三三五	根室町	一二、二七〇	元山府	二二、四一三	鎮南府	二二、三三一
上名寄村	一二、一七五	伊達村	一二、八八四	咸興府	一六、三七三	海州	一五、五九三
三笠山村	一二、八五六	伊達村	一一、三一五	金州府	一二、五六二	安州	一三、七五五
砂川村	一一、〇〇八	栗澤村	一一、七三六	木浦府	一一、七八二	安州府	一一、二一九
上磯村	一一、〇四五	厚岸村	一一、〇四九	光州府	一〇、五七五	安州府	一〇、九六五
長沼村	一一、〇五五	北龍村	一〇、一九九				
上湧別村	一〇、二七六						
豐平町	一〇、一四七						

▲臺灣

第四節 日本の原野

我國に於ける原野は富士の裾野が最も廣く、其面積約三萬二千六百町歩を有し、遠江の牧野原之次ぎ其面積一萬五千町歩を有して居る。其他は大抵一萬町歩に達しない原野で、今重なるものを掲げれば左の如くである。

鹿兒島市	七五、九〇七	財部村	一〇、二九八
顯娃村	二七、一八	福山村	一〇、〇四三
串木野村	二四、二五〇	那覇區	五五、二四四
喜界村	一九、八五三	八重山村	二二、六一一
阿久根村	一九、三二七	平良村	一九、二八一
名瀨村	一九、三一八	貝志川村	一六、七四八
垂水村	一八、七一五	今歸仁村	一四、一七一
西加世田村	一七、五二一	北谷村	一三、〇九一
島尻村	一六、五七五	羽地村	一二、四八〇
伊作村	一六、一六一	名護村	一一、五一九
北種子村	一五、三六〇	與那城村	一一、二九九
鹿屋町	一四、九九二	國頭村	一〇、六一二
知名村	一四、六五五	那覇區	九八、八八五
西櫻島村	一四、一〇七	函館區	九二、八三〇
笠利村	一三、八六二	小樽區	三一、〇二五
吉野村	一三、六二四	登川村	二六、二五三
宮之城村	一二、九一三	鷹栖村	二〇、五六一
下飯村	一二、七三五	留萌村	一九、六九〇
喜入村	一二、五〇八	江別村	一七、六一〇
高山村	一一、二一五	俱知安村	一五、八一〇
高山村	一一、二六八	新十津川村	一四、七四〇
隈之城村	一一、〇一八	沼貝村	一三、九四〇
田布施村	一〇、三六四		

地と人 第七卷

▲關東州

原野名

富士原	甲斐	高低	三三、六五九
富野原	甲斐	高低	一一、五〇〇
念場原	甲斐	高低	九、三三一
三方原	遠江	高低	九、三三一
八ヶ岳原	遠江	高低	七、七七六

同類の貴國

Table with columns for location names (e.g., 新山, 關山, 前山), terrain types (e.g., 臺, 濃), and elevation data (e.g., 九, 六, 一, 〇).

第七卷

Table with columns for location names (e.g., 荒川, 鎗ヶ岳), terrain types (e.g., 嶽, 臺), and elevation data (e.g., 八, 五, 四, 九).

一五

同類の貴國

Table with columns for location names (e.g., 北方野, 磐田野), terrain types (e.g., 原, 野), and elevation data (e.g., 七, 七, 五, 〇).

第七卷

第五節 日本の高山
我が國に於ける高山は臺灣新高山の一萬三千尺を最

Table with columns for location names (e.g., 迎坂, 毛穴), terrain types (e.g., 原, 野), and elevation data (e.g., 一, 五, 九, 五).

一四

同類の異名

十厚	濤伊	能手	コ北	大頓	洞支	小網	穴屈	猪苗	北十	風和	印連	トナ	八郎
和岸	沸豆	取賀	ム賀	別爺	筈笏	川走	斜道	代路	田田	和連	印連	トナ	八郎
田	湖	沼	沼	沼	沼	浦沼	湖	湖	湖	湖	湖	沼	沼
陸	銅	北	北	下	北	常	渡	北	同	陸	北	出	劉
中	路	見	前	見	總	見	島	見	振	奧	見	雲	路
七	七	七	七	七	七	八	八	九	九	一	一	一	一
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
四	五	七	二	三	三	〇	〇	二	六	三	三	四	二

地と人 第七巻

河	北	長	阿	牛	三	摩	十	猪	品	三	中	內
沼	沼	沼	沼	沼	湖	湖	湖	湖	湖	湖	湖	湖
加	陸	常	常	常	常	常	常	常	常	常	常	常
近	江	模	野	同	同	同	同	同	同	同	同	同
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
四	九	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

一八

第八節 日本の鑛泉

我國の鑛泉は單純泉（溫和泉）酸性泉（酸性硫酸泉）炭酸泉、鹽類泉、硫磺泉の五種に分つてある。單純泉は多少高温を有する尋常の水で、千分中約五分の鹽類を含有して居るのみである。酸性泉は多量の游離硫酸、鹽酸、亞硫酸、綠

炭酸の如く記したのである。

▲神奈川縣

- 塔の澤 (鹽) 足柄下郡塔澤
 - 宮の下 (鹽) 足柄下郡宮の下
 - 姥子の湯 (同) 足柄下郡三右衛門平
 - 湯河原 (同) 足柄下郡湯河原
 - 蘆湯 (硫) 足柄下郡蘆刈
 - 湯本 (同) 足柄下郡湯端
 - 底倉 (同) 足柄下郡底倉
 - 堂島 (同) 足柄下郡堂島
 - 木賀 (同) 足柄下郡木賀
- 以上皆箱根にあり。

▲千葉縣

- 湯ヶ原 (鹽) 君津郡黃和田畑
- 下原 (同) 夷隅郡下原

▲埼玉縣

- 山田 (鹽) 秩父郡山田

▲群馬縣

- 伊保 (鹽) 群馬郡伊保
- 香保 (鹽) 吾妻郡四萬
- 四萬 (鹽) 吾妻郡河原湯
- 河原湯 (硫) 吾妻郡河原湯

同類の異名

鑛、硼酸等を含み、特異の酸性を有するものである。炭酸泉は多量の炭酸を含み、之を振蕩すると甚だしく氣球を生ずるものである。鹽類泉は多量の食鹽、硫酸ナトリウム、瀉利等を含み、又多量の硫化水素又は炭酸を有するものである。硫磺泉は臭氣があつて多量の硫化水素瓦斯を含み、僅少の鹽類を溶解するものを單純硫磺泉といひ、多量の硫化水素を含む併せて多量の鹽類を含むものを鹽類性硫磺泉といひ、多量の硫化水素を含み、且つ多量の炭酸ナトリウム又は重炭酸ナトリウムを含むものをアルカリ性硫磺泉といつて居る。温泉場一覽 左に掲ぐるは全國の温泉場で、衛生試験所の大日本鑛泉誌によるものである。而して(鹽)は鹽類泉、(硫)は硫磺泉、(單)は單純泉、(酸)は酸性泉、(間)は間歇泉、(冷)は冷性泉、(炭)は炭酸泉の略で、二種以上の性を有するものは(鹽、硫、

地と人 第七巻

一九

同願の民圖

深狐居西橋新鯖中	神袋大	湯那相鹽石	藪磯草澤
の	の	の	
堀湯平窪本湯湖湯	岡田菅	本須湯湯室	塚部津渡
(酸)(同)(同)(同)(同)(同)	(硫)(同)(單)	(硫)(酸)(同)(同)(鹽)	(同)(鹽)(酸)(鹽)
▲福島縣	▲茨城縣	▲栃木縣	
信夫郡下の町 信夫郡湯澤 伊達郡新湯 伊達郡湯の上 耶麻郡草湯戸 北會津郡居平 北會津郡川向 安達郡深堀	久慈郡大菅 久慈郡袋田 多賀郡神岡下	鹽谷郡大綱 鹽谷郡鹽の湯 那須郡北湯 那須郡湯本 上野郡日光湯本	吾妻郡澤渡 吾妻郡草津 碓氷郡磯部 新田郡湯の入

第七卷

同願の民圖

關湯關村矢湯高大椽湯貝	赤温田酸鶴	大櫻泥
の		の
山澤屋杉田澤瀨湯又澤掛	湯海川川	瀧湯湯
(炭)(?)(?)(?)(單)(同)(單)(同)(單)(同)(單)(同)(單)	(同)(硫)(同)(酸)(鹽)	(鹽)(硫)(酸)
▲新潟縣	▲山形縣	▲秋田縣
南魚沼郡貝掛 南魚沼郡湯澤 北魚沼郡椽尾又 北魚沼郡大湯 岩船郡高瀨 岩船郡藥師前 北蒲原郡矢田 北蒲原郡村杉 西蒲原郡關屋 古志郡湯の澤 中頸城郡關山	南村山郡鶴屋 南村山郡高湯 西田川郡湯本 西田川郡湯温海 東置贈郡赤湯	雄勝郡泥湯 由利郡鹽焚濱 北秋田郡大瀧

第七卷

同願の民圖

田淺松湯嶽碓温	繁綱台	荒龍鱚臺新青鎌遠	熱
野のが	張	のが	湯
代蟲木段泉關湯	張	湯湯湯森湯根先	湯
(鹽)(鹽)(單冷)(鹽)(硫)(同)(鹽)	(同)(同)(鹽)	(同)(同)(同)(同)(同)(同)(同)	(同)
▲青森縣	▲岩手縣	▲宮城縣	
南津輕郡温湯 南津輕郡碓が關 中津輕郡嶽 中津輕郡湯段 東津輕郡松野木 東津輕郡淺蟲 東津輕郡駒込	神貫郡湯の澤 岩手郡長山 岩手郡湯の館	刈田郡刈田 刈田郡鎌先 柴田郡青根 宮城郡作並 黒川郡吉田 玉造郡鳴子 玉造郡鳴子 玉造郡鬼首	安達郡高湯

二〇

伊熱	下鹽島島三	大院那上下下上白溢野湯角安	代
豆	部山下藤	湯内須訪訪問間糸酸澤中問代	湯
山海	(?)(?)(單)(?)	(單)(同)(同)(硫)(鹽)(同)(單)(同)(同)(同)(同)(同)(同)	(鹽)(同)(同)(同)
▲静岡縣	▲山梨縣	▲長野縣	
賀茂郡熱海 賀茂郡伊豆山	西山梨郡愛宕町 西山梨郡大宮 東山梨郡平等 東山梨郡七里 西八代郡富里	下高井郡壺組 下高井郡角間組 下高井郡湯田中組 下高井郡豐郷 下高井郡香野郷 東筑摩郡湯の原 東筑摩郡上淺間 東筑摩郡下淺間 諏訪郡下諏訪 諏訪郡上諏訪 小縣郡那須野 小縣郡院内 小縣郡大湯	

二一

松原 (同) 賀茂郡松原
湯野 (同) 賀茂郡湯野
修善寺 (同) 賀茂郡修善寺
湯が原 (同) 田方郡湯が原

夏焼 (炭) 北設楽郡夏焼

湯の洞 (鹽) 武儀郡湯の洞
呂洞 (同) 益田郡湯河原

▲富山縣

山田 (鹽) 婦負郡下夕瀧戸
下新川 (鹽) 婦負郡下の平
小川新湯 (炭) 下新川郡温田
小川新湯 (炭) 下新川郡温田
西明寺 (鹽) 越中國山口
天波 (鹽) 越中國立場山

▲石川縣

和倉 (鹽) 鹿島郡和倉
藥野 (鹽) 羽咋郡藥師野
湯涌 (鹽) 石川郡湯涌
辰津 (硫) 能美郡湯の壺
栗津 (硫) 能美郡栗津

岸川 (同) 河北郡福越堂
松寺 (炭) 河北郡湯原崎
山中 (鹽) 江沼郡鷺の巢
山代 (同) 江沼郡藥師山

天谷 (鹽) 丹生郡湯の谷

嵐山 (炭) 葛野郡山田
稻津 (同) 相樂郡稻津
木津 (同) 竹野郡岩坪

▲京都府

湖の湯 (鹽) 多氣郡丹生
菰野 (鹽) 三重郡菰野
御館 (炭) 多氣郡西阪部

▲奈良縣

柳本 (炭) 吉野郡下湯
湯の峯 (鹽) 東牟婁郡湯の峯
瀬戸鉛山 (炭) 西牟婁郡濱浦

▲和歌山縣

湯の峯 (鹽) 東牟婁郡湯の峯
瀬戸鉛山 (炭) 西牟婁郡濱浦

有馬 (鹽) 有馬郡湯山
淡山 (炭) 城崎郡淡山
諏訪 (炭) 神戸市諏訪山
飛越 (炭) 神戸市飛越
姥口 (同) 神戸市姥口
湯島 (鹽) 城崎郡湯島

▲島根縣

玉造 (鹽) 出雲國玉造
温津 (同) 通摩郡温津
上福 (單) 那賀郡上有福
志學 (鹽) 安濃郡志學

▲鳥取縣

吉岡 (鹽) 伯耆國吉岡
岩井 (鹽) 岩美郡岩井
三朝 (炭) 東伯耆郡三朝

▲岡山縣

湯郷 (鹽) 勝田郡湯郷
原 (同) 大庭郡湯本
賀原 (炭) 眞庭郡仲間
眞録 (炭) 眞庭郡本莊
西郷 (炭) 備中國湯の原

▲広島縣

油木 (單) 神石郡油木
湯の山 (炭) 佐伯郡湯の山

▲山口縣

湯田 (鹽) 吉敷郡湯田町
湯本 (同) 豊浦郡湯町
湯本 (同) 大津郡湯本
持世寺 (同) 大津郡湯町
持世寺 (同) 厚狹郡持世寺

▲香川縣

笹谷 (硫) 香川郡笹谷

▲愛媛縣

道後 (單) 温泉郡道後村
宇和 (炭) 喜多郡小菰
魚成 (同) 東宇和郡魚成村

▲高知縣

圓行寺 (炭) 土佐郡奈路

▲福岡縣

武藏 (單) 筑前國湯町
脇田 (同) 鞍手郡脇田
楠田 (同) 筑前國楠田
藤田 (單) 筑後國藤田

地と人 第七卷

▲大分縣

葛尾(同) 三井郡高良内

平田(鹽) 速見郡平田

湯平(同) 速見郡湯の平

別府(炭) 速見郡別府

濱脇(同) 速見郡濱脇

鐵輪(酸鹽) 速見郡鐵輪

觀海寺(鹽) 速見郡觀海寺

▲佐賀縣

古湯(單) 小城郡古湯

柄崎(炭) 杵島郡柄崎

嬉野(同) 藤津郡嬉野

熊川(單) 小城郡熊川

▲長崎縣

小濱(鹽) 南高來郡小濱

温泉(硫) 南高來郡源泉嶽

▲熊本縣

湯水(鹽) 阿蘇郡湯水

林山(同) 阿蘇郡深町

日奈久(同) 球摩郡湯の本

山鹿(炭) 葦北郡東町

鹿本(硫) 鹿本郡山鹿

▲宮崎縣

湯の本(炭) 西諸縣郡湯の本

▲鹿兒島縣

硫谷(硫) 大隅國硫谷

鹽浸(炭) 大隅國鹽浸

安樂(同) 大隅國安樂

新湯野(同) 大隅國新湯

福山宮の下(硫) 大隅國新湯

福山宮の脇(同) 大隅國新湯

敷根(單) 大隅國新湯

木房(炭) 大隅國新湯

飛岡(硫) 大隅國新湯

六反(同) 大隅國新湯

犬田(同) 大隅國新湯

長瀬(酸) 大隅國新湯

市來(鹽) 大隅國新湯

湯内(單) 大隅國新湯

市野(同) 大隅國新湯

木場(炭) 大隅國新湯

榮垣(同) 大隅國新湯

湯浦(同) 大隅國新湯

▲臺海

北投(硫) 臺北縣北投

▲北海道

下川(酸) 渡島國下湯川

寒川(硫) 渡島國寒川

湯内(鹽) 後志國與志内

定山(同) 札幌區平岸

送別(炭) 膽振國長流

辨別(單) 膽振國西紋別

登別(硫) 膽振國幌別

惠庭(鹽) 膽振國ウサクマヒ

香更川(硫) 十勝國音更

第九節 日本の田畑價格

我國に於ける田畑の賣買價格は地方によりそれぞれ異つて居るが、最近に於ける日本勸業銀行の調査によれば左の如くである。

同願の民國		地方	
北海道	七九	上	二四
青森	二〇四	下	二〇三
秋田	二〇六	普通	二〇三
巖手	二〇三	上	二〇三
		下	二〇三
		普通	二〇三

宮城	一六四	山形	一六四	福島	二二五	新潟	二二五	群馬	二二五	栃木	二二五	茨城	二二五	千葉	二二五	埼玉	二二五	東京	二二五	神奈川	二二五	長野	二二五	山梨	二二五	静岡	二二五	愛知	二二五	三重	二二五	岐阜	二二五	富山	二二五	石川	二二五	福井	二二五	滋賀	二二五	京都	二二五	奈良	二二五	和歌山	二二五	徳島	二二五	香川	二二五	愛媛	二二五	高松	二二五	岡山	二二五	広島	二二五	山口	二二五	徳島	二二五	香川	二二五	愛媛	二二五	高松	二二五	岡山	二二五	広島	二二五	山口	二二五	徳島	二二五	香川	二二五	愛媛	二二五	高松	二二五	岡山	二二五	広島	二二五	山口	二二五
----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	-----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	-----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----

平 均	沖 繩	鹿 島	宮 崎	大 分	熊 本	長 崎	佐 賀	福 岡	高 知	愛 媛	香 川	德 島	鳥 取	山 根	廣 島	岡 山	兵 庫	和 歌 山	大 阪
三九	一九〇	二八二	二七七	四七	四九	三八二	四九	四四	五八〇	四四	四四	四〇〇	四〇九	五〇六	五八〇	四九	五五	五五	六七
一六七	元	二二	二〇	一八〇	一八〇	一三五	一九	一七	二七	一六	二八	一七	三三	一七	一八	二六	二六	三三	三九
一七	二四	二五	二〇	二九	三三	二四	二七	二八	四〇	三六	三八	三六	二七	二六	三〇	二七	二四	二四	四四
二四	二〇	一九	一七	二〇	一八	二〇	一七	一七	一六	一六	一七	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六
八三	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五

地 七

重要鑛山
 及び産出物、産額は左の如くである。
 次は我が國に於ける重要鑛山の所在地

松 岡	阿 仁	尾 去 澤	小 坂	安 部 城	夕 張	國 富
秋 田 縣	秋 田 縣	秋 田 縣	秋 田 縣	青 森 縣	北 海 道	北 海 道
銅 銀 金	銅 銀 金	銅 銀 金	銅 銀 金	銅 銀 金	石 炭	銅 銀 金
二六九、四五三	一、一三三、八三七	二、二〇〇、五九一	三、三九八、九八八	四、四〇七、一三六	九、九四一、九四一	一〇、五二五、一五五
八四二、〇〇四	九〇八、五三二	一、四〇〇、三九九	六、一〇五、〇〇〇	一、九七六、六三九	二、九四一、四三三	八三六、三三八

神 岡	日 立	足 尾	西 山	東 山	新 津	佐 渡	好 間	入 山	釜 石	黑 川
岐 阜 縣	茨 城 縣	栃 木 縣	新 潟 縣	新 潟 縣	新 潟 縣	新 潟 縣	福 島 縣	福 島 縣	岩 手 縣	秋 田 縣
銅 銀 金	銅 銀 金	銅 銀 金	石 油	石 油	石 油	石 油	石 炭	石 炭	銅 銀 金	石 油
二、三三三、三三三	一、〇〇〇、〇〇〇	一、九六五、六〇〇	一、〇七九、七三三	一、五〇七、六九一	一、五〇七、六九一	一、〇五九、〇一五	二、六六六、三三三	一、七七一、一七四	六、八〇〇、〇〇〇	一、六九一、二三四
四、一七九、三三三	一、五〇六、八四九	九、四〇〇、一〇〇	一、五〇七、六九一	一、五〇七、六九一	一、五〇七、六九一	一、〇五九、〇一五	八〇〇、一〇九	一、七七一、一七四	三、六四四、〇六八	一、六九一、二三四

二 七

第十節 日本の鑛山

我國に於ける鑛産業は年を逐ふて發達して來たが、主要なる鑛産物と其産地とを擧ぐれば左の如くである。

- 金——茨城、鹿兒島、秋田、岩手、新潟、朝鮮
- 銀——秋田、茨城、栃木、岐阜
- 銅——茨城、秋田、岩手、栃木、石川、兵庫、岡山、愛媛、宮崎、青森、山形
- 鉛——岐阜、岩手
- 錫——兵庫
- 鐵——岩手、北海道、鳥取
- 亞鉛——岐阜、石川、兵庫、秋田
- 石炭——北海道、山口、福岡、茨城、福島、長崎、山形、佐賀
- 石油——秋田、新潟
- 硫黃——北海道、福島
- 硫化鐵鑛——山梨、和歌山、岡山

二 六

尾小屋	石川縣銅	二、七五七、〇七八	一、〇六五、二六二
生野	兵庫縣銀金	二〇、二七七	二、八九三、五九四
帶江	岡山縣銀金	一、四三三	一、三〇〇、三八三
別子	愛媛縣銅	七、七一、四九九	一、三〇〇、三八三
大井	愛媛縣銅	二、六九九、三六六	一、三〇〇、三八三
三井	岡山縣石炭	一、七五五、七五三	五、六九八、二九二
三井	岡山縣石炭	九〇八、七六六	三、一〇六、二九四
大井	岡山縣石炭	六七三、五〇三	二、六六五、二二三
豊浦	岡山縣石炭	四八四、七八一	二、一七七、一〇一
二國	岡山縣石炭	六二二、五〇六	二、〇〇〇、三六七
明治	岡山縣石炭	四四二、九七三	一、五七四、五五三
忠田	岡山縣石炭	三六四、八四三	一、四〇〇、九八八
忠田	岡山縣石炭	四〇七、五〇六	一、四〇〇、五五七
忠田	岡山縣石炭	四九四、一三〇	一、三三七、三六四
新地	岡山縣石炭	三九三、五五二	一、三三八、〇八六
新地	岡山縣石炭	三八三、八七二	一、二八九、二〇〇
新地	岡山縣石炭	二六八、六五七	九二一、三三九
新地	岡山縣石炭	二六三、二〇〇	八八四、三三〇
新地	岡山縣石炭	二六七、六八八	八八四、三三〇
新地	岡山縣石炭	四九二、四七一	一、四〇二、三九九
新地	岡山縣石炭		
新地	岡山縣石炭		
新地	岡山縣石炭		
新地	岡山縣石炭		
新地	岡山縣石炭		
新地	岡山縣石炭		
新地	岡山縣石炭		
新地	岡山縣石炭		
新地	岡山縣石炭		
新地	岡山縣石炭		
新地	岡山縣石炭		

第十一節 日本の貿易港

相模	佐賀縣石炭	三四、六七六	八三九、七七七
相模	佐賀縣石炭	三二、六七二	八一七、〇〇七
相模	佐賀縣石炭	三三、〇六一	一、〇〇三、〇三九
相模	佐賀縣石炭	一、五〇四、二二二	九一七、七七七
相模	佐賀縣石炭	一、二九四、九三三	九一七、七七七
相模	佐賀縣石炭	六〇五、一七二	三、三三〇、〇〇〇
相模	佐賀縣石炭	二七〇、三〇九	一、一三三、〇〇〇
相模	佐賀縣石炭	八八、七三三	八五七、〇〇〇
相模	佐賀縣石炭	一、五五、五五一	八五七、〇〇〇
相模	佐賀縣石炭	一、三六、四九九	一、一〇、〇〇〇
相模	佐賀縣石炭	一、六五、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇
相模	佐賀縣石炭	三九、八六六	一、一〇、〇〇〇
相模	佐賀縣石炭	一、六六、二〇八	八六六、〇〇〇
相模	佐賀縣石炭	三、五、六三三	八六六、〇〇〇
相模	佐賀縣石炭	二、三、四七七	二、七、〇〇〇
相模	佐賀縣石炭	三、二、二一八	二、〇〇〇、〇〇〇
相模	佐賀縣石炭	二、一〇六、五五三	二、〇〇〇、〇〇〇
相模	佐賀縣石炭	八二、三五〇、〇〇〇	二、七、〇〇〇
相模	佐賀縣石炭		
相模	佐賀縣石炭		
相模	佐賀縣石炭		
相模	佐賀縣石炭		
相模	佐賀縣石炭		
相模	佐賀縣石炭		
相模	佐賀縣石炭		
相模	佐賀縣石炭		
相模	佐賀縣石炭		
相模	佐賀縣石炭		
相模	佐賀縣石炭		
相模	佐賀縣石炭		
相模	佐賀縣石炭		
相模	佐賀縣石炭		

我國に於ける重要な貿易港及び其重要輸出入品は左の如くである。

殊に横濱及び神戸は我國の二大開港場である。次に其開港場は左の如くである。

- 本州 (十八箇所) 青森、横濱、清水、武豊、名古屋、四日市、大阪、神戸、絲崎、下ノ關、濱田、境、宮津、敦賀、七尾、伏木、夷、新潟
- 九州 (十三箇所) 門司、若松、博多、唐津、長崎、口ノ津、住ノ江、三池、三角、嚴原、鹿見、佐須奈、那霸
- 臺灣 (十一箇所) 基隆、淡水、舊港、後壠、梧棲、鹿港、東石港、安平、打狗、東港、媽宮
- 朝鮮 (十箇所) 釜山、木浦、群山、仁川、京城、鎮南浦、新義州、元山、城津、清津
- 北海道 (五箇所) 函館、小樽、室蘭、釧路、根室、樺太 (一箇所) 大泊

第十二節 日本の開港場

我國の開港場は六十箇所で、本州に最も多く、九州、臺灣、朝鮮、北海道、關東州、樺太等之に次ぎ、

港名	重要輸出品	重要輸入品
横濱	生絲、絹織物、銅、茶、絹布	米、棉花、砂糖、毛織物、石油、羊毛、絹織物
神戸	綿絲、銅、燐寸、花、磁器	棉花、米、毛織物、豆粕、綿織物、石油
大阪	綿絲、綿織物、燐寸、酒、銅	砂糖、棉花、米、大豆、鐵
門司	石炭、木材、綿	米、棉花、砂糖、石油、鐵
仁川	大豆、米、牛皮	綿織物、石油、煙草、石炭
釜山	米、大豆、牛皮	棉花、綿織物、石油
四日市	綿絲、陶磁器、石炭	棉花、豆粕
長崎	水産物、木炭、椎茸	石油、鐵、豆粕
淡水	茶、石炭、樟腦	鴉片、綿織物
清水	茶	豆粕、米、大豆

第二章 世界

同様の長國

第一節 世界の面積と人口

世界各國の面積及び人口は歐洲戦亂の結果著しき變動を生じ、露西亞の革命の後、大正七年に入つてから其國土の解體に伴ひ、新たに歐羅巴には五ヶ國の新興國を生じた。即ちウグライナ共和國(小露西亞) タウリダ共和國、リトワニア王國、クールラ

ンド大公國、芬蘭帝國が即ちそれである。尙又此外の問題となりつゝあるものは、波蘭、アルサス、ロルラン等もある。是等に就いて後章で述べる事とし、今は一千九百十七年(大正六年)發行のホイテーカー、アルマナツクの掲ぐる所の世界各國に於ける面積と人口を左に掲げる事とした。

國名 面積 人口 一方哩に對する人口に付出生數に付死亡數

Table with columns: Country Name, Area, Population, Birth rate per square mile, Death rate per square mile. Includes entries for 英吉利, 印本, 加太, etc.

同様の長國

Table with columns: Country Name, Area, Population, Birth rate per square mile, Death rate per square mile. Includes entries for 阿富, 亞爾, 亞地, etc.

波	バ	巴	諾	ニ	和	黑	墨	ル	リ	日	伊	洪	ホ	ハ	グ	希	獨
ラ	ラ	ナ	カ	カ	山	山	西	ク	ベ	屬	太	牙	ン	イ	ア	希	獨
グ	グ	マ	ラ	ラ	西	西	セ	セ	リ	本	牙	牙	チ	チ	テ	民	民
ワ	ワ	ウ	ガ	ガ	ム	ム	ム	ム	ア	地	地	利	ユ	ユ	マ	地	地
ス	ス	ス	ス	ス	アル	アル	アル	アル	アル	本	本	ラ	ラ	ラ	ラ	地	地
イ	イ	イ	イ	イ	グ	グ	グ	グ	グ	地	地	ス	ス	ス	ス	地	地
ス	ス	ス	ス	ス	グ	グ	グ	グ	グ	地	地	ス	ス	ス	ス	地	地
三、五〇〇	六、〇〇〇	八、四〇〇	五、二七〇	七、七〇〇	八、七〇〇	七、三二五	三、四〇〇	二、〇〇〇	一、六〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
二、六六二	一、一〇〇	二、〇〇〇	八、〇〇〇	三、八〇〇	五、五〇〇	二、〇〇〇	六、二五〇	五、〇〇〇	一、二〇〇	一、七〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
六五	元	六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
三〇八	三〇七	三〇八	三〇八	三〇八	三〇八	三〇八	三〇八	三〇八	三〇八	三〇八	三〇八	三〇八	三〇八	三〇八	三〇八	三〇八	三〇八
三〇一	一四五	一五二	一三八	一三七	一三四	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇
カ	モ	チ	コ	ラ	ベ	マ	盤	サ	彼	リ	マ	ク	モ	東	羅	ブ	ア
ラ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ
カ	ラ	ラ	ラ	ラ	ラ	ラ	ラ	ラ	ラ	ラ	ラ	ラ	ラ	ラ	ラ	ラ	ラ
七五	三六〇	一、〇〇〇	三〇	六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

波	バ	巴	諾	ニ	和	黑	墨	ル	リ	日	伊	洪	ホ	ハ	グ	希	獨
ラ	ラ	ナ	カ	カ	山	山	西	ク	ベ	屬	太	牙	ン	イ	ア	希	獨
グ	グ	マ	ラ	ラ	西	西	セ	セ	リ	本	牙	牙	チ	チ	テ	民	民
ワ	ワ	ウ	ガ	ガ	ム	ム	ム	ム	ア	地	地	利	ユ	ユ	マ	地	地
ス	ス	ス	ス	ス	アル	アル	アル	アル	アル	本	本	ラ	ラ	ラ	ラ	地	地
イ	イ	イ	イ	イ	グ	グ	グ	グ	グ	地	地	ス	ス	ス	ス	地	地
ス	ス	ス	ス	ス	グ	グ	グ	グ	グ	地	地	ス	ス	ス	ス	地	地
六八〇、〇六	三五、五〇〇	八四、〇〇〇	五、二七〇	七、七〇〇	八、七〇〇	七、三二五	三、四〇〇	二、〇〇〇	一、六〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
三、五〇〇	六、〇〇〇	一、〇〇〇	七、五〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇
一五五	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七
一九四	一九四	一九四	一九四	一九四	一九四	一九四	一九四	一九四	一九四	一九四	一九四	一九四	一九四	一九四	一九四	一九四	一九四
リ	マ	ク	モ	東	羅	ブ	ア	グ	セ	墨	海	マ	ク	モ	東	羅	ブ
マ	ク	モ	東	羅	ブ	ア	グ	セ	墨	海	マ	ク	モ	東	羅	ブ	ア
マ	ク	モ	東	羅	ブ	ア	グ	セ	墨	海	マ	ク	モ	東	羅	ブ	ア
四七	三〇〇	二〇九	二〇九	二〇九	二〇九	二〇九	二〇九	二〇九	二〇九	二〇九	二〇九	二〇九	二〇九	二〇九	二〇九	二〇九	二〇九

第二節 世界の人種

世界に於ける人類は其總員約十六億三千萬を有して居るが、之を大別すると四つの人種に區分する事が出来る。即ち黄色(蒙古)人種(概數六億)、黒

色(アフリカ)人種(概數三億)、白色(ヨーロッパ)人種(概數五億)、赤色人種で、黄色人種は亞細亞洲の西部及び歐羅巴洲、亞佛利加洲の北部に住し、黒色人種は亞佛利加洲の西部、中部、南部、東部等に住し、赤色人種は亞米利加洲の各地に散居して居

る。尙是等の人種には本来の人種と混種とがあつて、左の如くとなる。之が又更に種々の分派をして居る。之を表に示せば

A 黒色人種

- 本種
 1. ネグロ派
 2. ネグロイド派(バンツ族、等)
 3. ジンギア派(ガルラス族、等)
- 亞種
 1. アフリカ派(ホッテントット族、ボッシュマン族、等)
 2. オセアニア派(バブア族、オース、トラリア族、等)

B 黄色人種

- 本種
 1. 蒙古派(蒙古族、通古斯族、滿洲族、等)
 2. 支那派(漢族、大和族、朝鮮族、等)
 3. 西藏派
 4. 印度支那派(交趾族、暹羅族、緬甸族、等)
 5. ドラドチア派
 6. トルコ派
- 亞種
 1. マライ派
 2. ボリネシア派
 3. 北方派(ウラル族、ベルミア族、バルト族、等)

右の人種中最も優秀して居るものは大體から云つて白色人種と黄色人種とである。而して又其總員から見ても伯仲の間にある。只文明の程度と勢力との上から見れば白色人種は黄色人種よりも幾分優つ

て居る傾きがある。我日本人は即ち黄色人種で、彼獨帝が、先年黃禍論を唱ひ出したのは即ち黄色人種が將來發展すれば歐羅巴人種は遂に大なる壓迫を受くるに至るといふのであつた。而しながら是等

C 白色人種

- 本種
 - ヤハット
 1. アリヤス派(ヒンヅ族、等)
 2. イラン派(タジック族、等)
 3. ギリシヤア派
 4. ラテン派(フランス族、イタリア族、エスバニア族、等)
 5. ツートン派(ドイツ族、イギリス族、スカンヂナビア族、等)
 6. スラブ派(大ロシア族、小ロシア族、等)
 - セミット
 1. アラビア派
 2. シリア派(ユダヤ族、等)
 - 亞種
 1. エジプト派
 2. ベルベリア派
- 北アメリカ派(赤皮族、カリフォルニア族、メキシコ族、等)
南アメリカ派(グアラニス族、カライブ族、等)

D 赤色人種

.....

人種の内でも亦言語、宗教等を異にする者がある事は勿論で、前記の如き種々の分派をして居るのを見ても明かである。

第三節 四大民族

現全世界に於て最も勢力を有して居る民族は羅匈民族、チウトン民族、スラヴ民族、大和民族の四つである。

羅匈民族 は羅馬即ち羅匈の開化を受けて發達したもので、歐羅巴洲の南部及び南米に住む民族である。即ち伊太利、佛蘭西、白耳義、西班牙、葡萄牙、伯利西爾、墨西哥、亞爾然丁、智利等之に屬して居る。此民族の宗教は理論が少く、儀式の賑かなものを好み、主として基督舊教を信じて居る。又學問は文藝に長じ、繪畫彫刻の如き美術を好み、此民族の製造品は酒類、玻璃細工、裝飾品、婦人の流行品等の物多く、内閣の如きも更迭が頗る頻繁で國中

に屢々騒動を惹起するを例として居る。此民族は以前非常に發展し、四方を征伐し、殖民し廣大な領地を有して居たものであつたが、今日に於ては多く之を失つて當年の全盛の觀がない。

チウトン民族 之は歐羅巴洲の中部以北及び北米に住んで居る民族で、英吉利、和蘭、獨逸、埃地利、丁抹、瑞典、諾威、加奈陀、亞米利加合衆國等が之に屬して居る。而して是等民族の諸國は氣候が寒冷で生物の發育も遅く、産物の種類も少く、生活に困難を感じるもので、是等諸國の人情は勤儉力行で企業心に富み、宗教は理論に適ひ、儀式の賑かでないもの、即ち基督新教を信じ、學問は數學、哲學、理學等に長じ、政治は變化少く革命の如きも少く國民は各々其業に安んじて居る。そして是等諸國の製造品は人生に必要なものが多く、羅紗、織細工、器械器具等で、商業貿易が盛んである。

スラヴ民族 は頗る混雜して居るが、露西亞の

第四節 世界の高山

世界に於ける高山はヒマラヤにあるマウント、エヴェレストの二萬九千呎を始めとして一萬二千呎位までの高山は頗る多いが、今其内著名なるものを左に掲げて見よう。

山名	所在地	高さ
マウント、エヴェレスト	ヒマラヤ	二九、〇〇〇
ゴドウ井ン、オーステン	同	二六、二五〇
キンチンチュンガ	同	二六、一四六
マカル(又は第八峰)	同	二七、八〇〇
ドハウラギリ	同	二六、八三〇
ナンガ、ハルバト	同	二六、六五〇
タガルマ	同	二五、七六〇
ラカプチ	ヒマラヤ	二五、五〇〇
チラチ、ミル	同	二五、四〇〇
アコンカゲア	アンデス	二二、三九三
テングリ、カン	西 藏	二一、八〇〇
トレス、クルーセス	アンデス	二三、六八八
マーセダリオ	同	二三、三三五
ボネート	アンデス	二二、九六〇

大部分、埃地利、匈牙利の一部、バルカン半島の一部等が之に屬して居る。一時其勢力の侮るべからざるものがあつたが、近來昔日の全盛なく、殊に歐洲戰亂の結果、露西亞の解體によつて頗る衰ふるに至つた。

大和民族 は云ふまでもなく我日本が之を代表するもので、東洋に於ける唯一の權威者である。大和民族は北は亞寒帯から南は熱帯圏に入つて居る國土を有して居るので、よく寒氣に耐へ又よく暑さに耐へ得る民族で、海外の發展には最も詭向きの身體である。世界到る所に行つても寒暑の爲めに勞易する事が割合に少ない民族であるから、將來に於て大和民族の發展は實にすばらしいものがあるであらう。西洋に於けるチウトン民族と、東洋に於ける大和民族とは世界に於ける民族の兩覇者となる時代が到來する事は明かである。

同國の民

Table listing countries like ルライラコ, インカフアシ, オジヨ, デル, サラド, etc., with their respective regions and population figures.

地と人 第七巻

第五節 世界の大河

世界に於ける大河は北米を縦断して墨西哥灣に注ぐ。ミスシッビーの流長四千二百哩を最長とし、之に次いでアマゾンの三千八百哩、ナイルの三千七百六十六哩であるが、今流長一千哩以上の大河を掲ぐれば左の如くである。之が延長は舟筏の延長でなく流れの延長である。

Table listing major rivers: ナイジヤ, エニゴセ, ナマソ, アマソ, ミツソリ, etc., including their names, regions, and lengths.

三八

同國の民

Table listing countries like ガム, ザム, オリ, etc., with their respective regions and population figures.

地と人 第七巻

第六節 世界の湖

世界中で最も大きな湖は北アメリカにあるシユベリオル湖で、其面積が三萬二千方哩を有して居て、約我國の本土位の大きさである。次はアフリカのタ

Table listing lakes: バラグワイ, マッグ, リニグ, etc., including their names, regions, and population figures.

三九

開闢の民國

ンガンインで、之も三萬方哩を有して居る。今面積一千方哩以上のものを掲ぐれば左の如くである。我國の琵琶湖は面積四百八十二方哩であるから、殆んど比較にならぬといつてもよい。

湖名	面積	所在
シユーベリオル	三、〇〇〇	合衆國、加拿太
タシガンイカ	三、〇〇〇	阿弗利加
ミチガン	二、五〇〇	合衆國
ヒューロン	一、三、八〇〇	合衆國、加拿太
デムピ	一、五、〇〇〇	アビシラ
グレート、ピア	四、〇〇〇	加拿太
ニヤツサ	三、三〇〇	阿弗利加
バヤツカ	三、〇〇〇	阿弗利加
グレート、スレー	三、八〇〇	加拿太
アルバート、ニヤン	一、二、〇〇〇	阿弗利加
チア	一、〇、〇〇〇	支那
洞庭	九、六〇〇	合衆國、加拿太
イドリ	八、八〇〇	露西亞
バラド	八、六〇〇	露西亞
ウキル	八、五〇〇	加拿太

湖名	面積	所在
バング	七、五〇〇	阿弗利加
ウエ	六、五〇〇	ヱネズエラ
マラカイ	六、三〇〇	合衆國、加拿太
オオタリ	四、二八〇	露西亞
オオカ	四、二〇〇	秘露、ボリヅキア
チチカラ	四、〇〇〇	阿富汗斯坦
ズサ	三、〇〇〇	加拿太
アサバ	三、〇〇〇	支那
太サ	二、八〇〇	支那
デンカ	二、八〇〇	支那
ウエラ	二、八〇〇	ニカラグワ
ベエ	二、三六〇	亞細亞土耳其
コイ	二、〇〇〇	露西亞
グレイ	二、〇〇〇	露西亞
グレイ	二、〇〇〇	露西亞
鄒	一、八〇〇	支那
ウナ	一、七五〇	支那
ラナ	一、六六〇	支那
サナ	一、六〇〇	支那
バル	一、六〇〇	支那
ゴ	一、五五〇	支那
ニ	一、五〇〇	支那

第七節 世界の大都市

都市名	人口	所在
ミリアム	一、五〇〇	ウルグエ
チヤバ	一、五〇〇	墨其西
バヤ	一、三三〇	同
アラクト	一、三三〇	同
ケサ	一、三三〇	同
ザイ	一、三三〇	同
ズ	一、二〇〇	同

世界で最も大都市と稱せられて居るのは合衆國の紐約及び英國の倫敦で、紐約は人口五百六十萬を有し、倫敦は四百五十餘萬を有して居る。我東京は倫敦の半分程の人口もない。今千九百十七年(大正六年)發行のウォールド、アルマナツク所載の五十萬以上の人口を有する大都市を左に掲げて見よう

都市名	調査年次	人口
紐約	一九一六	五、六〇、八四二
倫敦	一九一	四、五三、九六四

都市名	調査年次	人口
バ市	一九一	二、八八、二〇
伯林	一九〇	二、三九、三五
東京	一九七	二、〇七、二五七
東也	一九〇	二、〇三、四九
維也納	一九二	二、〇九、〇〇
ベト	一九二	一、七〇、〇〇
ベノ	一九四	一、六八、〇〇
費府	一九二	一、六八、〇〇
莫斯	一九四	一、五〇、〇〇
君士	一九七	一、三〇、〇〇
大坂	一九五	一、三〇、〇〇
ワル	一九一	一、三〇、〇〇
カル	一九一	一、三〇、〇〇
リオ	一九一	一、二〇、〇〇
孟買	一九二	九、〇〇、〇〇
漢堡	一九三	九、〇〇、〇〇
廣東	一九三	九、〇〇、〇〇
漢口	一九三	九、〇〇、〇〇
天津	一九三	八、〇〇、〇〇
シド	一九三	八、〇〇、〇〇
グラス	一九三	七、〇〇、〇〇
リバー	一九二	七、〇〇、〇〇

ボス トン	セント、ルイス	ネー プルス	マンチ エスター	北 京	ブラ ツセルス	カ イ	上 海	西 安	クリ ーブランド	盤 谷	福 州	オ デ ツ	メル ボルン	ミ ニ エ	杭 州	アル ジール	ライ プチヒ	アム ステルダム	ポ ルチ モーア	マ ドリ ツ	ヒ ツ ツ	
合衆 國	合衆 國	伊 太 利	英 吉 利	支 那	白 耳 義	埃 耳 及	支 那	支 那	合 衆 國	暹 羅	支 那	露 西 亞	伊 太 利	獨 逸	獨 逸	獨 逸	和 蘭	合 衆 國	合 衆 國	西 牙 國	合 衆 國	
一九一五	一九一四	一九一四	一九一四	一九一四	一九一四	一九一四	一九一四	一九一四	一九一四	一九一四	一九一四	一九一四	一九一四	一九一四	一九一四	一九一四	一九一四	一九一四	一九一四	一九一四	一九一四	一九一四
七五、四九	七四、六七	七三、〇〇	七四、三三	六三、〇〇	六三、〇〇	六三、〇〇	六三、〇〇	六三、〇〇	六三、〇〇	六三、〇〇	六三、〇〇	六三、〇〇	六三、〇〇	六三、〇〇	六三、〇〇	六三、〇〇	六三、〇〇	六三、〇〇	六三、〇〇	六三、〇〇	六三、〇〇	六三、〇〇
バ ー セ ロ ナ	コ ペ ン ハ ー ゲ ン	マ ル セ ー ユ	ド レ ス デ ン	ロ ー マ	デ ト ロ イ ト	京 都	神 戶	神 戶	神 戶	神 戶	神 戶	神 戶	神 戶	神 戶	神 戶	神 戶	神 戶	神 戶	神 戶	神 戶	神 戶	神 戶
西 牙 國	佛 蘭 西	獨 逸	伊 太 利	合 衆 國	日 本	日 本	日 本	日 本	日 本	日 本	日 本	日 本	日 本	日 本	日 本	日 本	日 本	日 本	日 本	日 本	日 本	日 本
一九一〇	一九一〇	一九一〇	一九一〇	一九一〇	一九一〇	一九一〇	一九一〇	一九一〇	一九一〇	一九一〇	一九一〇	一九一〇	一九一〇	一九一〇	一九一〇	一九一〇	一九一〇	一九一〇	一九一〇	一九一〇	一九一〇	一九一〇
五〇、〇〇	五〇、〇〇	五〇、〇〇	五〇、〇〇	五〇、〇〇	五〇、〇〇	五〇、〇〇	五〇、〇〇	五〇、〇〇	五〇、〇〇	五〇、〇〇	五〇、〇〇	五〇、〇〇	五〇、〇〇	五〇、〇〇	五〇、〇〇	五〇、〇〇	五〇、〇〇	五〇、〇〇	五〇、〇〇	五〇、〇〇	五〇、〇〇	五〇、〇〇

地 と 人 第七卷

第八節 世界の礦産物

世界各地に於ける各種礦産物の産出高は左の如くである(一千九百十六年)

▲金の産出高 (産高順)

阿弗利加	米 洲	露 洲	加 洲	墨 洲	其他諸國	合計
一〇、八一、三五九	四、四六、八〇〇	一、九三、〇五六	一、四〇、三〇〇	九、九一、六九八	三〇〇、〇〇〇	二、二九、二〇〇
オンス						

▲銀の産出高 (産高順)

米 洲	墨 洲	濠 洲	其他諸國	合計
七二、八八、三八〇	三五、〇〇、〇〇〇	四、五〇、〇〇〇	六〇、〇〇、〇〇〇	一七二、三三、八〇〇
オンス				

地 と 人 第七卷

▲銅の産出高 (産高順)

合衆國	日 本	智 利	墨 洲	加 洲	西 牙 國	秘 洲	濠 洲	獨 逸	阿 弗 利 加	露 洲	其 他 諸 國	合計
八八〇、七五〇	九〇、〇〇〇	六六、五〇〇	五五、一六〇	五三、二六三	五〇、〇〇〇	四一、六二五	三五、〇〇〇	三五、〇〇〇	三五、〇〇〇	一六、〇〇〇	九、三一	一、一九六、六〇九
噸												

▲鐵の産出高 (産高順)

合衆國	獨 逸	英 國	露 洲
四六、八四、五〇〇	二九、三六、二〇〇	一六、八四、〇〇〇	九、〇九、七〇〇
噸			

四三

佛國	六、七二〇、〇〇〇
奧國	四、二八五、〇〇〇
白耳義	一、五〇〇、〇〇〇
加奈陀	一、四七七、〇〇〇
瑞西	一、一五五、〇〇〇
伊太利	四〇〇、〇〇〇
其他の諸國	三八五、〇〇〇
	五〇〇、〇〇〇

▲石炭産出高 (産高順)

合衆國	五三四、四六六、〇〇〇
英國	二七〇、〇〇〇、〇〇〇
獨逸	一六一、五三五、〇〇〇
佛國	四一、四六〇、〇〇〇
露國	四〇、〇五〇、〇〇〇
日耳本	三三、一三三、〇〇〇
白耳本	二二、八五〇、〇〇〇
印度	一九、六八六、〇〇〇
加奈陀	一六、四七八、〇〇〇
支那	一二、三五六、〇〇〇
阿弗利加	九、二七二、〇〇〇
西班牙	八、四四七、〇〇〇
	三、六〇〇、〇〇〇

伊太利	七〇一、〇〇〇
瑞西	三六二、〇〇〇
其他の諸國	五、〇〇〇、〇〇〇

▲石油産出高 (産高順)

合衆國	二八、四六九、〇〇〇
露國	九、〇七三、〇〇〇
蘭領印度	一、五九五、〇〇〇
羅馬尼亞	一、五四四、〇〇〇
奧國	一、四五八、〇〇〇
墨西哥	八五〇、〇〇〇
英領印度	八〇〇、〇〇〇
日耳本	二八〇、〇〇〇
秘魯	一八〇、〇〇〇
獨逸	一四三、〇〇〇
加奈陀	三〇、〇〇〇
其他	三七、〇〇〇

第九節 世界の農産物

最近の調査に係る世界各國の重要農産物は左の如くである。

英領印度	六三、八〇五、一六八、〇〇〇
瓜哇及スマトラ	八、九〇五、三五〇、〇〇〇
日本	七、一四二、四一八、〇〇〇
暹羅	三、二一四、二五八、〇〇〇
朝鮮	二、二一八、二九三、〇〇〇
臺灣	一、五四三、二二〇、〇〇〇
比律賓群島	一、三七七、八七五、〇〇〇
合衆國	七四〇、九三一、〇〇〇
伊太利	七三九、二二一、〇〇〇
埃及	五〇六、八九五、〇〇〇
露國	四四七、六五五、〇〇〇
西班牙	三〇三、三一〇、〇〇〇
錫蘭	二八三、八八二、〇〇〇
墨西哥	二二〇、四六〇、〇〇〇
亞細亞土耳其	一三七、三三三、〇〇〇
伯刺西爾	一〇九、六二五、〇〇〇
秘魯	一〇八、八六九、〇〇〇

▲米の産額 (産額順)

▲備考 一ポントは我國の百二十斗九分六厘に當つて居る。

▲麥類の産額 (單位千ブッシェル)

合衆國	八九、〇七	ライ麥	一、四四、九七五	燕麥	一、二四、一六〇
加奈陀	二六、二八〇		三、二〇七		三、三三、〇七
亞爾然丁	一三、九〇四		三、三三六		八、〇三七
奧國	一、九〇、六五五		一、四四、二〇三		一、四七、〇六
白耳義	三、九七三		二、〇〇〇		四、一三三
佛蘭西	三、九六七		五、〇〇〇		四、七三三
獨逸	一、六〇、〇〇〇		一、〇〇〇		三、三三三
伊太利	一、六〇、〇〇〇		五、二六〇		二、六、八三七
和蘭	五、三八〇		一、四、六三三		三、二二〇
露國	五、九七、〇〇〇		八、七〇〇、〇〇〇		八、〇〇〇、〇〇〇
西班牙	二、〇八、八九		二、三、九三〇		七、三三三
英領印度	六、四、四四五		一、八〇〇		六、六、四三三
英領印度	三、四、六六八				一、八〇、五〇〇
日本	三、三、六四三				一、〇三、七五七
亞細亞	一、九、九六〇		三、九、九八〇		一、九、五六一
亞細亞	二、二、一五九		一、九〇		五、二七七

第十節 世界との貿易

世界各國と我國との貿易は年を逐ふて盛となり、將來に於ても益々盛運となるべき状態となつて居

る。左に最近の貿易状況を掲げて見よう。

▲日本の重要輸出品 (金高順)

——年額三百萬圓以上のもの——

生糸	二八〇、九一〇、三一六
綿織糸	七七、五九一、八五四
鋼織物	六六、一一九、一〇七
綿織物	六〇、〇五〇、六四四
羽二重	四一、二七六、二一六
メリヤス	二八、八三四、三九一
燐寸	一一、一〇三、一九三
石炭	二〇、四〇五、九六九
精糖	一六、四二一、七三八
製帽用真田	一六、三一八、四一四
製茶	一六、〇八一、九七七
陶磁器	一一、〇四〇、三五七
米	一一、一九七、二五一
屑糸	一〇、四八〇、四六二
木材	八、四四八、〇六一
樟腦	六、二八七、七九五
絹製手巾	四、三二五、一七四
魚油	三、三八四、五七九
綿製浴布	三、二六六、四五九

四六 三、〇六七、五六〇

▲日本の重要輸入品 (金高順)

——年額三百萬圓以上のもの——

實綿及線綿	二七六、〇八八、六七四
鐵	五四、二六六、三九七
油	三七、五四六、八五四
羊毛	三三、五〇六、六九九
機械類	一六、一五〇、二七一
砂糖	一一、九七八、〇五五
汽船	一〇、八一四、五四九
苧麻類	九、一二三、五六七
豆類	七、一〇九、一九三
石類	五、五七〇、九四八
羅紗類	四、三〇〇、四二〇
鐵釘	四、二〇二、五二一
紙類	三、八二七、四六八
筒及管	三、四三四、五四四
米	三、〇八七、六一六

▲輸出品の得意國

生糸——米國、佛蘭西、伊太利、

▲輸入品の相手國

羽二重	英領印度、英國、佛國、獨逸、米國、濠洲、
米	米國、布哇、
製茶	米國、加奈陀、
屑糸	米國、伊太利、佛國、
燐寸	支那、香港、英領印度、
石炭	支那、香港、英領印度、比律賓、米國、海峽殖民地
綿織物	支那、香港、英領印度、
木材	支那、米國
綿織物	支那、香港、
製帽用真田	英國、佛國、獨逸、米國、
精糖	支那、
錫	香港、
絹製手巾	英領印度、英國、亞爾然丁、
綿メリヤス	香港、英領印度、
陶磁器	米國、
花苴	米國、

第十一節 軍港と要港

世界に於ける重なる列國の軍港及び要港は左の如

くである。

▲日 本

軍港 横須賀。吳。佐世保。舞鶴。鎮海。
要港 馬公。大湊。竹敷。旅順。永興。

▲英 吉 利

軍港 ボーツマス。プリマス。ノア。ロサイス。
要港 ベムブローク。ホールボーライン。ボート
ランド。ドーバー。
根據地 ジブラルター。マルタ。バーミユダ。サ
イモンスタウン。香港。シドニー。コロムボ。

▲北米合衆國

軍港 紐育。費府。ノーフォーク。ボストン。ボ
ーツマス。ワシントン。メヤ島。ビユーチットサ
ウンド。眞珠港。
要港 ナラガンセット灣。チャールストン。ユ
ウエスト。ニューオルレアンス。ガントナモ。キ
ユレブラ。サンファン。布哇。ツーツイラ。ゲラ
ム。ガズキテ。オロンガボー。

▲佛 蘭 西

要港 マツグレナ。

▲澳 洲 國

軍港 ボーラ(鎮守府)
海軍管理區司令部 トリエスト。セベニコ。
根據地 ブダベスト。カツタロ。トリエスト。テ
オド。ザラ。セベニコ。

第三章 列國の形勢

第一節 列國の主權者

世界列國の政體には君主政體と共和政體とあつて
君主國といふのは主權者が世襲する國で、其主權者
を帝又は王といつて居る。而して主權者が政令を發
するに當つて其專斷による時は之を專政君主國とい

軍港 セルブール。プレスト。ロリヤン。ロシユ
フオール。ツクロン。

要港 ダンケルク。カレ。アジャシヨ。ビセル
ト。オラン。ラバルリス。サイゴン。ジュゴスア
レ。フオート。ド。フランス。ダカール。ヌーメア。

▲獨 逸

軍港 キール。ウキルヘルムスハーヘン。
海軍衛戍地 フリードリツヒスフオルト。クツク
スハーヘン。ゲエスブミエンデ。ヘリゴランド島。
ゾンデルブルグ。ダンチヒ。

▲露 國(解體前)

一等軍港 クロンスタット。彼得堡。セワスト
ポリ
二等軍港 レーウエリ。リバーワ。スウエーアボ
ルグ。パツーム。ニコラエフ。バク。浦鹽斯德
其他要港裏海に二、黒海に一。黒龍江に一ありと雖
も規模大ならず。

▲伊 太 利

軍港 スペチャ。ネーブル。ウエニス。ターラン

ひ、一定の規約に従つて政令を行ふ時は之を憲政君
主國といふのである。例へば日本、英吉利、獨逸、
伊太利、和蘭、澳洲國、西班牙、白耳義、希臘等の
如きは憲政君主國で、暹羅、波斯、土耳其、モンテ
ネグロの如きは專政君主國である。又一國にして一
の主權者を載くものを統一國といひ、二ヶ國以上に
して同一の主權者を載くものを聯邦若しくは合衆國
といふのである。

次に主權者が被治者から選舉せられるものは之を
共和國といつて、例へば支那、佛國、亞米利加合衆
國、葡萄牙、瑞西、伯刺西爾の如きが即ちそれであ
る。今最近に於ける世界の主なる主權者及び其尊號
即位又は就職年月を掲ぐれば左の如くである。

亞 細 亞

日 本 嘉 仁
支 那 馮 國 章
波 斯 薩 爾 坦
暹 羅 ヲ ア ジ ラ ヲ ヲ ヲ ヲ

尊 號 即位又は就職
天 皇 一九二〇年七月三〇日
大 統 一九一七年七月六日
王 一九〇九年七月六日
一九〇〇年七月三
四九

歐羅巴

獨逸	露西亞	奧地利	洪牙利	英吉利	佛蘭西	伊太利	土耳其	西班牙	白馬	羅馬尼	和蘭	葡牙	瑞典	勃利	瑞西	塞維	丁株	希臘	希臘	諾威	亞美利加	伯刺西	
カール一世	ジョージ五世	レオポルト五世	モハメツド五世	アルフォンソ十三世	アルベール	フェルチナンド一世	ウイヘルミナ	ベルナルデイノ・マカド	グスタフ五世	フェルチナンド	カミル・デコベ	ピーター一世	クリスチャン十世	アレキサンダー	ニコラス二世	ウードロー・ウイルソン	ベレイラ・ゴメツ						
皇帝	王	大統領	王	王	王	王	女	王	王	王	大統領	王	王	王	王	王	大統領						
一九〇六・一一・二	一九〇〇・五・六	一九〇三・二・八	一九〇〇・七・九	一九〇九・四・七	一八九六・五・七	一九〇九・二・七	一九〇四・二・二	一八九八・九・六	一九〇七・三・八	一九〇七・三・八	一八九七・八・七	一九〇七・三・八	一九〇七・三・八	一九〇三・六・二	一九〇三・五・四	一九〇三・三・四	一九〇三・三・四						

皇 帝 一九〇六・一一・二
 皇 帝 一八八・六・五
 王 帝 一九〇三・二・八
 大 統 領 一九〇〇・七・九
 王 一九〇九・四・七
 王 一八九六・五・七
 王 一九〇九・二・七
 王 一九〇四・二・二
 女 王 一八九八・九・六
 王 一九〇七・三・八
 王 一九〇七・三・八
 王 一九〇三・六・二
 王 一九〇三・五・四
 大 統 領 一九〇三・三・四
 大 統 領 一九〇三・三・四
 大 統 領 一九〇三・三・四
 大 統 領 一九〇三・三・四

亞米利加

墨西哥	亞爾然	秘魯	智利	智利	古巴	波多黎各	グアテマラ	エクスアドル	サルヴァドル	ウルグワイ	ホンチユラス	パカラグワイ	ニカラグワイ	コスタリカ
-----	-----	----	----	----	----	------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------

ベナスチアノ・カラング	ドクトル・ドン・ヴキクトリノ・デ・ラ・ブラサ	ホセー・バルド	ドクトル・ドン・ホセー・グイセンテ・コンチヤ	ルイツ・サン・フンテ	ユアン・グイセンテ・ゴメツ	ドン・イスマエル・モンテス	ドン・マニエエル・エストラダ・カブレラ	ドン・レオニダス・ブラザ・グテルレス	カルロス・メレンデス	ドン・フエリチノ・ヴキエラ	ドクトル・ドン・フランシスコ・ベルドランド	エドアルド・シエーレル	ドン・アドルフ・オ・ヂアス	アルフレド・ゴンザレス
-------------	------------------------	---------	------------------------	------------	---------------	---------------	---------------------	--------------------	------------	---------------	-----------------------	-------------	---------------	-------------

大 統 領 一九一五・	大 統 領 一九一四・八・九	大 統 領 一九一五・八・六	大 統 領 一九一四・二・八	大 統 領 一九一五・二・三	大 統 領 一九一五・二・三	大 統 領 一九一三・八・六	大 統 領 一九一三・三・六	大 統 領 一九一三・四・一	大 統 領 一九一三・三・一	大 統 領 一九一三・三・一	大 統 領 一九一三・三・二	大 統 領 一九一三・八・五	大 統 領 一九一三・五・一	大 統 領 一九一四・五・八
-------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------

第二節 新興の五ヶ國

歐洲戦亂により露西亞に革命起り、遂に獨逸側と單獨講和となり、其國土は分割せられ、大正七年に入つてから新たに五ヶ國が出来た。之れ即ちウクラ

イナ共和國、リトワニア王國、芬蘭帝國、クールランド大公國、タウリダ共和國がそれである。

一、ウクライナ共和國

之は即ち小露西亞といはれて居る國で、面積は三

萬二千方里で、明治四十年頃の我日本の國土と同じ位の大ききで、現今の獨逸の本國と同じ位の面積を有して居る。歐羅巴露西亞の南部で、南は黒海に面し、「歐羅巴の穀倉」とさへいはれる程に農産物が豊かで、七十年も肥料を施さずに多量の收穫を見る事が出来る様な肥沃な地である。又穀物の外に此國內のヴオリニア州は歐洲で第一の森林地を有し、ボドリア州には廣大無邊の砂糖大根畑がある。又此國は全體に鐵及び石炭に富み、首府のキエフ市には製粉、製糖、製酒等の事業が盛んで是等は黒海の貿易港オデッサ（人口六十萬）から輸出するのである。此國の人口は約三千二百萬人を有し、一方の密度は實に一千人に達して居る。此國は露西亞から分離して獨立したが、其實獨逸の勢力範圍である。

二、リトワニア王國

之は獨逸及び波蘭の東に接し、露西亞の西部に位

くルーテル教（獨逸派）を奉じ、思想も亦獨逸とよく相似て居る。而して其皇帝は獨逸聯邦メクレンブルヒ・シウヴェリン大公（獨逸皇太子妃の兄）を擁立する事に決したのである。此國が獨逸の繩張りである事がわかる。

四、タウリタ共和國

此國は黒海に突出した半島で、今から百四十年前に露西亞に併せられた國である。宗教は回教を奉じ、面積は一千六千方里で、我國の四國の約一倍半位の大ききである。人口は約六十萬で人種はスラヴ民族と蒙古種と相半ばして居る。

五、クールランド大公國

此國は面積約二千方里を有し、約臺灣位の大ききで、人口は八十萬人である。リトワニア王國の北に在つてバルチック海に面し、リバウは露領バルチツ

し、西の一小部はバルチック海に臨んで居る。面積は一萬方里で人口は八百萬、一方の密度は八百人である。人種は白色で、白色人種の祖先であらうといはれて居る。大正七年に獨立するや先づ獨逸種の貴族を總督にし、國民議會は獨逸聯邦のヘッセ大公の公子を國王に擁立せんと決議した位であるから如何に此國が獨逸の勢力下にあるかを知るであらう。

三、芬蘭帝國

之は露西亞の北西隅に在る一大半島で面積は約二萬方里を有し、朝鮮と北海道を合せた位の大ききで、人口は三百萬人である。人種は蒙古人種に屬し、自由自治を好み、頗る進歩的で、男女共二十四歳になれば選舉權を與へられ、大學始め各種の専門學校も多く教育のよく普及して居る事は歐羅巴に於ても一二を争ふ位である。バルチック海及び芬蘭灣に面して通商貿易に従事する者が多い。此國の人種は悉

ク海唯一の不凍港である。此國內には獨逸の貴族頗る勢力を有し、獨逸の豪商各所に散在し、土地及び財力を占有して居る。而して同國の國民議會は獨逸現皇帝を大公に擁立する事を決議したのである。

又此外にリヴォニアといふ國がある。面積約三千方里で人口百七十萬を有し、クールランドと接壤し、同じくバルチック海に面して居る。故に此國はクールランドと合同して一王國となるべき運命と境遇とを有して居る。さうすれば此王國は面積五千方里を有し、我國の北海道位の大ききとなる。而してリガは人口四十萬を有してバルチック海第一の貿易港である。

以上が即ち大正七年に入つてから新たに興つた獨立國で、何れも皆獨逸の勢力範圍となつて居るものである。此外に目下問題となりつゝあるのは波蘭及びアルサス、ロルラン等で、是等の處分問題は歐洲戰亂後に於て解決の頗る困難なものとなつて居る。

第三節 此後の四大強國

歐洲戰亂前までは世界に八大強國なるものがあつた。即ち英、米、佛、獨、日、露、澳、伊の八ヶ國であつたが、歐洲戰爭の結果、露國は前記の如く分裂し、佛國及び澳國は頗る疲れ、伊國も亦當年の勢力がなくなつた。而して残るは即ち日本の外に英吉利、獨逸、北米合衆國の四ヶ國で、戦後に於て盛んに雄飛せんとするのは即ち此四大強國であらう。然らば是等の四大強國は將來如何に活躍するかは實に興味ある問題であると同時に又頗る注目すべき點である。

一、英國の大經綸

歐洲戰亂後に於ける英吉利の大經綸はアフリカの南端喜望峯からアフリカを縦斷して埃及の首府たるカイロに至る六千哩の鐵道を布設し（既に三千五百

哩は落成し、二千五百哩はアフリカ中央の大湖系による汽船航路が通じて居る）更にカイロから東に折れて亞細亞に入り、バルミラ沃地を經由し、アラビア沙漠を横斷して波斯灣に出で、更に印度に入りてカルカッタに達せんとする方針を立て、居る。そして是等を中心として雄飛せんとする計畫である。

二、獨逸の大經綸

獨逸は如何なる經綸を有するかといふに、英吉利は埃及を所有し、蘇士運河を所有して居るから、亞細亞方面に進むには首府のベルリンからコンスタンチノープルを經由し、土耳其のバクダードに至り、更に進んで波斯灣に出る鐵道を計畫した。而して此計畫は歐洲の戰亂中にも其工事を中止せず、タウルの險を貫通する墜道は既に戰爭中に竣工した。然るにバクダードは大正六年三月に英國軍の爲に陥れられ、イエルサレムも亦同年十二月に英軍に

陥れられたから、獨逸の此計畫は大障害を生ずるに至つたのである。かくする内露西亞は獨逸方と單獨媾和し、次いで羅馬尼も亦獨逸方と單獨媾和を爲した爲め、露西亞は黒海南東岸の港であるバーツムを獨逸方（土耳其）に割譲する事となり、羅馬尼は其海岸を全部獨逸方（勃俄利）に割譲する事となり又露國の南部であるウクライナも獨逸の勢力範圍に歸した。ウクライナには黒海第一の大港たるオデッサがあり、羅馬尼にはコンスタチア港がある。獨逸方面から黒海に出る便道としてはオデッサ港からするか、又はコンスタチア港からするのであるから、之が獨逸方の手に入り、そこから黒海を渡つてバツム港に行けば此所から波斯のダブリース市までは露國で敷設した鐵道が通じて居る。而して此所から波斯の首府テヘランまでは百三十里であるから、獨逸が波斯を經略するには頗る都合がよい。かうして獨逸は波斯からアファニスタンを貫き、之に

接して居る印度に迫る事が出来る。又一方北の方では獨逸は露西亞からバルチック海岸を得て居るから、此處から更に西比利亞に入り、バイカル邊まで經略する便宜を有して居る。何れにしても獨逸は亞細亞方面に向つて迫るべき便宜を有し、又其經綸を有して居る。

三、米國の大經綸

次に米國は如何なる經綸を有して居るかを述べねばならぬ。米國は南に廣大な南亞米利加を有して居るから、之が利源を開發せんとする事に云ふ迄もなく、又一方亞米利加からアラスカ（西比利亞の對岸）を経て亞細亞に出づる鐵道を布設する計畫を立て、居る。而してベーリング海峡は墜道架橋、渡船等を以て兩大陸を連絡せんとするのである。

四、日本の立場

最後に我日本の立場を略述せねばならぬ。前に述べた如く、世界の四大強國の内日本を除く他の三大強國は何れも亞細亞方面に向つて其矢を向けて居る事は明かだ、我日本は恰かも其中間に立つて居る。現在に於ては英國の亞細亞經綸と獨逸の印度經略とは其利害が相衝突し、米國の亞細亞經綸と獨逸の亞細亞經略とは其利益が相衝突して居るから、我日本は目下の處では比較的無事の立場にあるが、之れとても決して油断し得べきものではない。何時如何なる變調を來すかが分らない。殊に獨逸の勢力が亞細亞に及んで來ると我滿洲及び朝鮮、樺太は第一に其脅威を感じなければならぬ。又亞米利加の亞細亞經綸と我國の方針とが將來に於て相齟齬する様な事がないとも限らない。斯くの如く我國は實に重大にして容易ならぬ立場に遭遇して居るのである。國民たる者は大なる覺悟を以て將來に處して行かねばならぬ場合となつて居る事を忘れてはならぬ。

第貳編 軍事

第壹章 勅語と勅諭

第一節 勅語

陸海軍に賜はれる勅語

天皇陛下には大正元年七月三十一日、我陸海軍人に左の勅語を賜はつた。

朕茲ニ大統ヲ嗣キ列聖ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝祚ヲ踐ムニ方リ特ニ朕カ親愛スル陸海軍人ニ告ク惟フニ 皇考龔ニ汝等ニ軍人ノ精神五ヶ條ヲ訓諭シ一誠以テ之ヲ貫クヘキヲ示シ給ヘリ汝等軍人ハ夙夜此聖訓ヲ奉體シ累次ノ征戰ヲ經國威ヲ宣揚シ皇基ヲ恢弘シ以テ曠古ノ偉績ヲ翼成シタリ朕ハ朕カ統率スル所ノ軍隊ハ即チ是 皇考ノ慈育

軍 事 第七卷

愛撫シ給ヒタル所ノ軍隊ナルヲ念ヒ汝等軍人ノ忠勇ニ信倚シ皇考ノ遺業ヲ紹述シ倍々皇國ノ光威ヲ顯彰シ億兆ノ福祉ヲ増進セン事ヲ冀フ汝等軍人ハ皇考ノ遺訓ニ由リ以テ直チニ之ヲ朕カ躬ニ效シ愈々奉公ノ志ヲ鞏クシ思索ノ選ヲ慎ミ宇内ノ大勢ニ鑑ミ時世ノ進運ニ伴ヒ拮据勵精各其本分ヲ竭シ朕カ股肱タルノ實ヲ舉ケ以テ皇謨ヲ扶翼センコトヲ期セヨ

第二節 勅諭

軍人訓誡の勅諭

一、軍人は忠節を盡すを本分とすべし。

凡そ生を我國に稟くる者誰かは國に報ゆるの心なかるべき。況して軍人たらん者は此心の固からでは物の用に立ち得べしとも思はれず、軍人にして報國の心堅固ならざるは如何程技藝に熟し、學術に長ず

五七

るも猶偶人にひとしかるべし。其隊伍も整ひ節制も正しくとも。忠節を存せざる軍隊は事に臨みて烏合の衆に同じかるべし。抑も國家を保護し國權を維持するは兵力に在れば兵力の消長は是國運の盛衰なることを辨へ世論に惑はず政治に拘らず、只々一途に己が自分の忠節を守り義は山嶽よりも重く死は鴻毛よりも軽しと覺悟せよ。其操を破りて不覺を取り汚名を受くるなかれ。

一、軍人は禮儀を正しくすべし。

凡そ軍人には上元帥より下一卒に至るまで其間に官職の階級ありて統屬するのみならず同列同級とも停年に新舊あれば新任の者は舊任のものに服従すべきものぞ。下級のものは上官の命を承るべし。實は直に朕が命を承る義なりと心得よ。己が隷屬する所にあらすとも上級の者は勿論停年の己より舊きものに對しては總て敬禮すべし。又上級の者に向ひ聊かも輕侮驕傲の振舞あるべからず。公務の爲

に威嚴を主とする時は格別なれども其外は務めて懇に取扱ひ慈愛を專一と心掛け上下一致して王事に勤勞せよ。若軍人たるものにして禮儀を棄り上を敬はず下を惠ますして一致の和諧を失ひたらんには營に軍隊の毒毒たるのみかは國家の爲にもゆるし難き罪人なるべし。

一、軍人は武勇を尙ぶべし。

夫武勇は我國にては古より貴べる所なれば我國の臣民たらんもの武勇なくては叶ふまじ。況して軍人は戰に臨み敵に當るの職なれば片時も武勇を忘れてよかるべきか。さはあれ武勇には大勇あり小勇あり同からず。血氣にはやり粗暴の振舞などせんは武勇とは謂ひ難し。軍人たらむものは常に能く義理を辨へ能く膽力を練り思慮を盡して事を謀るべし。小敵たりとも侮らず大敵たりとも懼れず己が武職を盡さむこそ誠の大勇にはあれ。されば武勇を尙ぶものは常々人に接するには温和を第一とし諸人の愛敬を得

むと心掛けよ。由なきことを好みて猛威を振ひたらば果は世人も忌嫌ひて豺狼などの如く思ひなむ。心すべきことにこそ。

一、軍人は信儀を重んずべし。

凡そ信義を守ること常の道にあれどわけて軍人は信義なくては一日も隊伍の中に交りてあらんこと難るかべし。信とは己が言を踐行ひ義とは己が分を盡すをいふなり。されば信義を盡さむと思はゞ始めより其事の成し得べきか得べからざるかを審みし考すべし。臆氣なる事を假初に諾ひてよしなき關係を結び後に至りて信義を立てんとすれば進退谷りて身の措き所に苦むことあり。悔ゆとも其證なし。始めに能々事の順逆を辨へ理非を考へ其言は所詮踐むべからずと知り其義はとて守るべからずと悟りなば速かに止まるこそよけれ。古より或は小節の信義を立てんとて大綱の順逆を誤り或は公道の理非に踏迷ひて私情の信義を守りあたら英雄豪傑どもが禍に

遭ひ身を滅し屍の上の汚名を後世まで遺せること其例少からぬものを。深く警めでやはあるべき。

一、軍人は質素を旨とすべし。

凡そ質素を旨とせざれば文弱に流れ輕薄に趨り驕奢華靡の風を好み遂に貪汚に陥りて志も無下に賤しくなり節操も武勇も其甲斐なく世人に爪はじきせらるゝ迄に至りぬべし其身生涯の不幸なりといふも中々愚なり此風一たび軍人の間に起りては彼の傳染病の如く蔓延し士風も兵氣も頓に衰へぬべきこと明かなり。朕深く之を懼れて曩に免黜條例を施行し略此事を誠め置きつれど猶も其惡習の出んことを憂ひて心安からねば故に又之を訓ふるぞかし。汝等軍人ゆめ此訓誡を等閑にな思ひそ。

右の五ヶ條は軍人たらんもの暫しも忽にすべからず。さて之を行はんには一の誠心こそ大切なれ。抑も此五ヶ條は我軍人の精神にして一の誠心は又五ヶ條の精神なり。心誠ならざれば如何なる嘉言も

善行も皆うはべの裝飾にて何の用にかは立つべき心だに誠あれば何事も成るものぞかし。況してや此五ヶ條は天地の公道人倫の常經なり。行ひ易く守り易し。汝等軍人能く朕が訓に違ひて此道を守り行ひ國に報ゆるの努めを盡さば日本國の蒼生擧りて之を悦びなん。朕一人の悦のみならんや。

讀 法

兵隊ハ 皇威ヲ發揚シ國家ヲ保護スル爲ニ設ケ置カル、モノナレハ此兵員ニ加ル者ハ堅ク左ノ條件ヲ守リ違背スヘカラス

第一條 誠心ヲ本トシ忠節ヲ盡シ不信不忠ノ所爲アルヘカラサル事

第二條 長上ニ敬禮ヲ盡シ等輩ニ信義ヲ致シ粗暴倨傲ノ所爲アルヘカラサル事

第三條 長上ノ命令ハ其事ノ如何ヲ問ハス直チニ之ニ服從シ抗抵干犯ノ所爲アルヘカラサル事

第四條 膽勇ヲ尙トヒ軍務ニ勉勵シ恐怯柔懦ノ所爲アルヘカラサル事

第五條 血氣ノ小勇ニ誇リ争闘ヲ好ミ他人ヲ侮慢シ世人ノ厭忌ヲ來ス等ノ所爲アルヘカラサル事

第六條 道德ヲ修メ質素ヲ主トシ浮華文弱に流ル、所爲アルヘカラサル事

第七條 名譽ヲ尙トヒ廉恥ヲ重ンシ賤劣貪汚ノ所爲アルヘカラサル事

以上掲クル所ノ外法律規則ニ違犯シ罪ヲ國家ニ得ルニ至テハ父祖ヲ辱シメ家聲ヲ汚シ醜ヲ後世ニ遺ス獨リ其身現在ノ恥辱ノミナラサルナリ況ンヤ重罪ノ如キハ各人天賦ノ公權ヲモ剝奪セラレ世ニ立チ人ニ接スルモ總テ對等ノ權利ヲ得サルニ於テテヤ名譽ヲ尙トヒ廉恥ヲ重ンスルノ軍人ニ在テハ殊ニ戒慎ヲ加ヘサルヘカラス就中陸軍刑法ハ軍隊ノ害ヲ爲ス者ヲ懲ス爲メ特ニ設ケラルルモノタルヲ以テ其刑亦頗ル嚴ナリ軍人ニシテ之ヲ犯セハ當ニ本分ヲ誤リ軍隊ノ安寧ヲ害スルノミナラス遂ニ世人ノ信用ヲ損シ陸軍ノ榮譽ヲ汚ス等其責更ニ重シ平素自ラ戒飾シ決シテ違犯スヘカラサルモノナリ

第 貳 章 陸 軍

第 一 節 陸 軍 の 編 制

一、元 帥 府

元帥府は軍事上に於ける最高の顧問で、此元帥府に列せられる陸海軍大將は特に元帥の稱號を賜はり、勅を奉じて陸海軍の檢閲を行ひ、陛下の軍務を輔翼する所である。之は陸海軍の何れからも老功卓抜なる大將を選んで之に列するのであるが、便宜上茲に掲げる事とする。而して現に元帥府に列せる陸海軍大將は左の如くである。

- 陸軍大將 公爵 山 縣 有 朋
- 陸軍大將 伯爵 奥 保 鞏
- 海軍大將 子爵 井 上 良 馨
- 海軍大將 伯爵 東 郷 平 八 郎

- 陸軍大將 伯爵 長 谷 川 好 道
- 陸軍大將 貞 愛 親 王
- 陸軍大將 子爵 川 村 景 明
- 陸軍大將 伯爵 寺 内 正 毅

二、軍 事 參 議 院

軍事參議院は重要な軍務の諮詢に應ずる所で、諮詢を待つて參議會を開き、之が意見を上奏するのである。而して軍事參議院には議長、參議官、幹事長、幹事を置き、議長は參議官中の高級故參の者を以て之に充つる事になつて居る。又軍事參議官は左の如くである。

- 元 帥
- 陸軍大臣
- 海軍大臣
- 參謀總長
- 海軍軍令部長

特に軍事参議官に親補された陸海軍の將官
尙緊急の事件に就いては議長は院議を経ないで諮
詢に應ずる事もある。幹事長は侍從武官長又は他の
將官を以て之に充て軍事参議會の庶務を整理する
ものである。幹事は侍從武官中陸海軍佐官各一人を
以て之に充て幹事長の職務を補助せしめるものであ
る。

三、陸軍省

陸軍省には大臣官房、人事局、軍務局、兵器局、
經理局、醫務局、法務局、航空局等がある。

陸軍大臣 は大將又は中將を以て之に充てるを
例とし、陸軍の軍政を管理し、陸軍々人軍屬を統督
し、所轄諸部を監督するものである。

大臣官房 は機密に屬する事項、大臣の官印及
省印の管守、軍令の原本の保管、記録の編修及び翻
譯に關する事項、公文書類及び成案文書の査閱接受

發送及び編纂保存に關する事項、圖書保管に關する
事項、陸軍文庫の管理事項、軍族及び靖國神社に關
する事項、省内の風紀に關する事項、本省の諸給與
及び用度に關する事項其他の事務を掌るものであ
る。

人事局 には補任課と恩賞課とがあつて「補任
課」では陸軍武官及び文官の進退、任免、補職、命
課、増俸及び増給に關する事項、各兵科將校の缺員
調査、考科表、兵籍、戰時名簿、文官名簿及び停年
名簿に關する事項、將校、同相當官及び高等文官の
戰時職員表に關する事項、休職、停職、豫備役後備
役將校、同相當官及び士官並に退役將官の人事及
び名簿に關する事項、准士官、下士の文官採用に關
する事項等を掌り、「恩賞課」では恩給、叙位、叙勳、
記章、褒賞、賞與に關する事項、休暇に關する事項、
結婚に關する事項、廢兵院等の事務を掌るものであ
る。

砲兵課 には砲兵及び榴霰兵の本務、砲兵科
及び榴霰兵科下士以下の補充、演習場に於ける事項、
要塞兵備、砲兵學校等に關する事項の事務を掌る
【工兵課】は工兵及び交通兵の本務、工兵科下士以下
の補充、運輸、通信、電氣術電信術、電燈、水陸交
通路、要塞の築造及其用地並に要塞地帯、要塞司令
部、築城部、陸軍運輸部、陸軍測量部、砲工學校等
に關する事項の事務を掌るものである。

兵器局 には銃砲課と器材課とあつて【銃砲課】
は兵器の制式、支給、交換、検査、要塞備砲工事、
陸軍技術審査部、陸軍兵器廠、砲兵工廠及び陸軍火
藥研究所等に關する事項の事務を掌り【器材課】
は歩兵工兵器具材料の制式、支給及交換、軍用通
信用器具材料、鐵道用器具材料の支給及び交換、攻
守、城用工兵器具材料の整備等の事項及び其經理並
に検査に關する事項の事務を掌るものである。

經理局 には主計課、衣糧課、建築課がある。

軍務局 には軍事課、歩兵課、騎兵課、砲兵課、
工兵課等があつて【軍事課】では陸軍の平時及戰時
の編制、戒嚴、演習及び檢閱、團體配置、戰時の諸
規則、軍紀、風紀、儀式、禮式、服制及び徽章、外
國駐在員、留學將校、同相當官、外國武官、參謀本
部、教育總監部、陸軍大學、陸軍士官學校、陸軍中
央及び地方幼年學校等に關する事項を掌るもので
ある【歩兵課】では動員計畫及び徵發、憲兵、歩兵、
軍樂隊、兵役及び召集、軍隊の内務、衛戍勤務及び
軍事警察、練兵場及び小銃射擊場、聯隊區司令部、
警備區司令部、陸軍歩兵學校、同戶山學校、在郷
軍人會等に關する事項の事務を掌るものである【騎
兵課】は騎兵の本務、獸醫部の勤務及び教育並に人
事及び其人員補充、騎兵科下士以下及各兵科階級工
長の補充、軍馬の供給、飼養、保續、徵發、蹄鐵術
の教育、獸醫材料、軍馬補充部、陸軍騎兵實施學校
及び陸軍獸醫學校等に關する事項の事務を掌る所

【主計課】は軍資運用の研究審議、經理部の勤務及び教育、經理の人事及び其補充、歳入歳出及び特別會計並に決算、仕拂豫算、動員豫算經理部の戦時諸規則、俸給、諸手当、旅費の規定、諸給與及び經理規定の審査、陸軍會計監督部及び陸軍經理學校等に関する事項の事務を掌り、【衣糧課】は被服一切の經理及び其検査、被服、糧秣及び馬匹に係る給與の規定、平時戦時の糧秣諸給與及び準備、戦用炊具及び馬匹手入具、陸軍被服廠、陸軍糧秣廠、千住製絨所等に關する事項の事務を掌り、【建築課】は陸軍用地及び諸建築、宅料、陣營具及び其永續料、消耗品料、埋葬料並に諸調度の規定、物品會計及び物品會計官吏に關する事項の官有財産に關する事項等の事務を掌るものである。

【醫務局】には衛生課と醫事課とある。【衛生課】は衛生部の勤務及び教育、人事及び其人員補充、衛生部の戦時諸規則、衣食住、給水、排水等の衛生に

一切の事務を掌るもので、之が長官は中將又は少將を以て之に充て陸軍大臣の指揮監督を受け、局務を總理し所轄土地建物の經營を管掌するのである。長官の下に馬政官、書記官、種馬牧場長、種馬育成所長、種馬所長、技師、書記、技手等を置くものである。

四、參謀本部

參謀本部は國防及び用兵の事を掌る所で、參謀總長は陸軍大將又は陸軍中將を親補し、天皇に直隸して帷幄の軍務に參畫し、參謀本部を統轄するのである。參謀次長は總長を輔佐し本部一切の事務整理に任じ、參謀本部長は參謀總長の命を承け、課長以下を指揮し其主務を掌理するのである。陸軍大學校陸地測量部は參謀本部の管轄に屬する。

五、教育總監部

關する件、防疫及び治病上の審案、衛生報告及び衛生部員學術上の業績、陸軍各醫學校等に関する事務を掌り、【醫事課】は病院、休養室及び轉地療養所、衛生材料、身體検査、恩給診斷及び傷病、陸軍衛生材料廠及び恤兵團體に關する事項等の事務を掌る所である。

【法務局】は軍事司法に關する事項、理事、録事、及び監獄職員的人事及び其補充に關する事項、監獄に關する事項、特赦及び罪人引渡に關する事項等を掌るものである。

【航空局】は大正八年度から設置する事となつたもので、近來航空界の激甚なる發達と歐洲戰亂の實況とに鑑み、之が必要を生じたものである。之は其名の示す如く飛行界の發達を圖り之が統轄を爲すもので、從來の氣球研究會の組織を變更して陸軍飛行學校とし、之を航空局の管下に置くのである。

馬政局

は馬匹の改良蕃殖其他馬政に關する

教育總監部は陸軍の軍陣教育の統一進歩を規畫し所轄學校の教育を掌るもので、總監部には教育總監があつて陸軍大將又は陸軍中將を以て之に親補し、天皇に直隸して教育總監部を統轄し、陸軍砲工學校、陸軍士官學校、陸軍中央及び地方幼年學校、陸軍歩兵學校、陸軍戸山學校並に陸軍將校生徒試驗委員を管轄する。教育總監部には本部、騎兵監部、野戰砲兵監部、重砲兵監部、工兵監部、輜重兵監部等がある。

六、師團司令部

師團司令部は參謀部、副官部、法官部、經理部、軍醫部、獸醫部の六部から成つて居るが近衛師團司令部には法官部を置かない。師團長は陸軍中將を以て之に親補し、天皇に直隸して部下軍隊を統率し、又師管内の聯隊區司令部を管轄し、軍事に關する諸件を總轄する。又近衛師團長は右の外官關守衛の事

に當るものである。師團長は其主管に係る各部團體の動員計畫を掌り、又師管内の徴兵事務並に召集事務を統轄する。師團長は其師管に在る陸軍諸隊の軍紀風紀を統監し、兵器彈藥に關する事に就いては兵器支廠長に命令する權を有し、軍政及び人事に關しては陸軍大臣、動員計畫、作戰計畫に關しては參謀總長、教育に關しては教育總監の區處を受ける。又師團長は隨時部下の團體及び官衛を檢閲し毎年軍隊教育期の終りに檢閲の實況及び意見を奏上し、且つ陸軍大臣、參謀總長、教育總監に報告する事になつて居る。

七、旅團司令部

旅團長は少將を以て之に補し、部下軍隊を統率し、部下各隊の教育進歩の齊一を圖り、軍紀、風紀、内務、經理、衛生、動員計畫を統監し、歩兵旅團長は其旅管に於ける聯隊區司令部の徴兵事務を監督する

ものである。又交通團司令部の團長は中將又は少將を以て之に補し、近衛師團長に隸し、部下の軍隊を統率する。

八、聯隊區司令部

聯隊區司令部は師團長に隸し、聯隊區内の徴兵事務及び召集事務を掌り、徴兵事務に關しては其旅管に於る歩兵旅團長の監督を受ける事になつて居る。又司令部は聯隊區内に於ける在郷陸軍々人を管轄し其服役に關することを掌るものである。各聯隊區司令部には左の職員を置く事になつて居る。

- 司令官
- 部員
- 副官
- 下士官

九、東京衛戍總督部

關東都督府陸軍法官部等があつて、其部長は師團長(又は總督府、都督府)に隸し、各々其權限に屬する軍事司法に關する事項を掌り、法律事項の諮問に應じ、各職員は軍法會議の事務に服する事になつて居る。

一〇、陸軍經理部

陸軍經理部は各師團、總督府、都督府にあつて其團體の會計經理を統理するものである。各經理部には部長、經理部附、技手等の職員がある。

一一、陸軍軍醫部

之も各師團及び總督府、都督府にあつて、各師團の衛生及び醫事を掌り、部隊の衛生勤務を監督し、衛生部士官以下の人事及び教育に關しては陸軍省醫務局長の區處を受ける事になつて居る。

東京衛戍總督部は東京の衛戍勤務を統轄し、總督は陸軍大將又は中將を以て之に親補し、天皇に直隸して居る。而し軍政及び人事に關しては陸軍大臣の區處を受けるものである。東京衛戍總督部には參謀、副官、下士判任文官等の職員を置くものである。

一〇、衛戍病院

衛戍病院は其所在地の陸軍部隊の患者を收容治療し、衛生材料を保管供給し、衛生部下士以下の教育を掌り、病院長は所在地の高級團長に隸して院務を掌り、院内の衛生、治療、軍紀、風紀、教育、經理、衛生材料整理の責に任じ、其衛生勤務に關しては所管軍醫部長の監督を受ける事になつて居る。

一一、陸軍法官部

陸軍法官部は師團法官部及び臺灣及び朝鮮總督府

一四、陸地測量部

陸地測量部長は參謀總長に隸し、部事を整理し又陸地測量官養成の責に任じ、部長の下に事務官、材料主管、測量部附主計、三角科長、地形科長、製圖科長、科僚、班長、班員、属等の各職員がある。そして兵要地圖及び一般の國用に充つべき内國圖を製造修正し、其他量地に關する事を掌るのである。

一五、陸軍兵器廠

陸軍兵器廠長は陸軍大臣に隸し、兵器廠の事務を總理し、支廠長は本廠長の命を受けて支廠の事務を管理する。廠長の下には廠員、検査官、屬、技手、御用掛等の職員があつて兵器の購買、貯藏、保存、修理、支給、交換、廢品處分及び検査、要塞の備砲工事等を掌るものである。

一六、砲兵工廠

砲兵工廠は目下東京及び大阪に置かれてあるが、此所は陸海軍の兵器の製造又は修理を爲し、此工廠の業務を總理するものを提理と稱し、中將級の者を以て之に補し、陸軍大臣に隸して居る。提理の下に庶務課、作業課、技術課、會計課、小銃製造所、砲具製造所、精器製造所、銃砲製造所、火具製造所、火藥製造所、兵器製造所等があつてそれら其長があり、又廠員、屬、技手、御用掛等の職員がある。

一七、陸軍被服廠

之は陸軍被服品の調辨、製造及び貯藏、補給等を掌り、本廠、支廠があつて本廠長は陸軍大臣に隸して其業務を掌理し、支廠長は本廠長の命を受けて支廠の業務を掌るものである。而して職員には長官の外廠員、屬、技手等がある。

一八、陸軍糧秣廠

之に陸軍糧秣品の調辨、製造、貯藏及び補給等を掌り、本廠及び支廠がある。本廠長は陸軍大臣に隸して居る。職員には廠員、屬、技手、御用掛等がある。

一九、築城部

築城部は防禦營造物の建築検査及び之に關する砲兵事業の調査並に工兵事業の調査を掌り、工事中の防禦營造物及び國防用の土地軍用鐵道並に其敷地を管理する。之は本部と支部とから成つて居る。本部は東京麹町にあり、支部は横須賀市にある。本部長は陸軍大臣に隸して居て、職員には部員、屬、技手、御用掛等がある。

二一、廢兵院

之は陸軍に屬する人馬物件の船舶輸送及び之聯絡する鐵道輸送の業務を掌り、陸軍に於て所行又は使用する汽船を管理する所で、本部及び支部より成り、本部は廣島市宇品町にあり、支部は大連、基隆、釜山等にある。而して本部長は陸軍大臣に隸して陸軍運輸部の業務を掌理し、支部長は本部長の命を受けて支部の業務を掌るものである。

二二、千住製絨所

廢兵院は所在地所管の師團長之を管理し、陸軍大臣の監督に屬して居る。廢兵院に收容する者は入院志願者中自己の資産又は勞役によつて自活する事が出来ぬ者に限つて入院せしめるものである。

二〇、陸軍運輸部

布製造に妨なき限り之に應ずる事が出来る事となつて居る。而して職員には所長、事務官、技師、屬、技手等を置き、所長に現役、豫備役又は後備役にある陸軍經理部、將官相當官を以て之に充てる事になつて居る。所長は陸軍大臣の指揮監督を承け所務を總理し所屬土地建物の經營を管掌する。

第二節 兵の種類

歩兵 歩兵の陸軍の各兵中最も多数を有し、又最も必要なる兵である。人として歩み得べき所に於てよく戦闘し得るもので、敵が遠距離にあれば、射戦し、近距離の場合には銃剣を以て戦ふものである。

騎兵 は騎馬に乘じ軍刀及び騎銃を以て敵を撃破し、或は追撃し、我に利あらざる時は退却を援護して我兵の安全を圖り、又戦前に於ては敵の警戒、動靜の報告等を爲すものである。

砲兵

は即ち大砲を使用して戦闘に従ふもので

砲兵には野砲兵、要塞砲兵、砲兵輸卒、砲兵助卒等がある。又野砲兵には野砲隊と山砲隊とあつて山砲隊は山間の戦闘に従事し、要塞砲兵は主として要塞の攻防に従ひ、砲兵助卒は彈藥等の運搬に服し、砲兵輸卒は野砲兵隊に屬して其彈藥等の運搬に服するものである。

工兵 は即ち軍橋を架し、堡壘を築き、通路を開く等の軍事工業的任務に服するもので、工兵隊中には鐵道隊、電信隊等がある。鐵道隊は其名の示す如く軌道を布設したり敵の鐵道を破壊したりし、電信隊は専ら電話電信を架設して各隊に聯絡を圖るものである。

輜重兵 は戰線の後方にあつて軍用品の輸送する任務に従事し、乘馬して輸卒を指揮する。輜重輸卒は輜重兵に従つて車馬に依り軍用品の輸送運搬に従事するのである。

憲兵

は戦時にあつては軍紀を維持する爲に軍

隊の後方にあるもので、大本營、司令部、兵站部等に置かれ、平時にあつては行政、司法、警察の任に當り、又は軍人の違法に對して犯罪者の逮捕等を爲すものである。

第三節 軍隊の勤務

一、營内勤務

起居と容儀 軍隊の起居及び容儀は最も秩序を尊ぶもので、起床の時には起床の號音で床を離れ、服裝を整へて點呼を受け、點呼後直ちに寢具を整頓し、當番卒は朝食後室内を掃除する。起床から夕刻の點呼までは許可なくして寢臺に就く事は出来ない。喫煙は一定の室以外に於てする事は出来ない。又高聲で放歌や談話を禁じられて無用の者は炊事場、浴室、洗濯所、靴工場、縫工場、休養室、

面會所、銃工場、將校集會所、下士集會所、他の中隊の兵舎及び諸倉庫、彈藥詰替所等に入るのを禁じられて居る。又許可のない物品を營内に持入れたり、官給品を營外に持出したり、新聞雜誌は聯隊長の許したものを外は讀む事を許されない。尙被服寢具等は兵卒各自が清潔に洗濯する事になつて居る。

服從 上官の命令は其善惡を論じたり、理否を議したり、其理を問ふ事を許されない。若し命令が判らなかつた場合には謹んで之を尋ねなければならぬ。

尊稱と稱呼 天皇、太皇太后、皇太后、皇后に對しては陛下、皇太子、皇太子妃、皇太孫、其他皇族に對しては殿下、將官及び同相當官に對しては閣下、上長官(佐官以下)に對しては殿、又は場合によつては職名を呼び、他人と談話中上級古參者に及ぶときは改稱を用ゐ、上官に對して其上官

より下級者を呼ぶ時は敬稱を略する事を得るもので又勤務上には尊稱を略する事を得る。例へば旅團長の命令を達する時に旅團長殿といはずに旅團長の命令といふが如きである。

記憶すべき上官 軍隊にあつて自己より身分の高い上官で必ず記憶すべき官姓名は二等卒ならば師團長、旅團長、聯隊長、大隊長、中隊長、中隊附士官、特務曹長、曹長、軍曹、伍長、給養班長、上等兵、一等卒等で、此外元帥、陸軍大臣、參謀總長、教育總監、師團參謀長、聯隊付中佐、聯隊副官、聯隊族手、同聯隊内中隊長以上の官姓名も記憶するを要する。

外出 日曜日、祭日其他の休暇日には勤務外の者は朝食後から夕食前まで外出を許され、慰勞休暇及び褒賞休暇には夕方の點呼まで外出を許されるのであるが、外出の際は特に服装を正し、姿勢動作を嚴格にし、公衆に對しては禮和謙讓を旨とし、

粗野の振舞を慎み、外出中事故があつた場合には歸營後報告し、兵營附近に火災のある事を知つた時は直ちに歸營し、若し外出先で故障があつて歸營時刻に遅れた時は其理由によつて市町村長、憲兵、警察官、驛長、船長等の證明書か又は醫師の診斷書を受けて歸營後届出でねばならぬ。

呼集 隊内の呼集には臨時呼集、非常呼集、火災呼集、不時呼集等があつて、臨時呼集は兵卒が平素呼集に應ずる用意あるか否かを檢する爲の呼集で、非常呼集は營内又は營外に非常警戒を行ふ場合に呼集せられ、火災呼集とは營内か營外に火災ある時に行はれるもの、不時呼集とは不時に人員の檢閲を行ふ場合の呼集である。

室内の敬禮 室内といふのは居室、事務室、應接所等で、此等の室内に入る時は戸外に於て帽を脱し、外套を着し居る時は之を脱し、若し武器を手にして居る場合には其體に入るのである。敬すべき人軍で、何等の警戒なき隊形を請ひ、戦備行軍は敵に遭遇する虞れある時に用ゐる行軍で、嚴重な警戒のある隊形を云ふのである。

警戒勤務 といふのは敵の不意に襲撃するを防禦し、又は我隊の必要な命令を實行せしめる時間を得しめるもので、前衛、後衛、側衛等を設けて本隊を掩護するものである。そして警戒勤務には尖兵、前哨、前哨中隊、中哨騎兵、少哨、歩哨、斥候等がある。【尖兵】といふのは敵に最も接近した所にあつて廣く搜索を爲すものである。【前哨】といふのは敵の情況を搜索し、我が軍隊の警戒に任ずるものをいふのである。【前哨中隊】といふのは其隊から小哨又は獨立下士哨を出して警戒に従事するものをいふのである。【前哨騎兵】といふのは晝間、歩兵前哨の前方面にあつて警戒に従事するをいふのである。【小哨】といふのは前哨中隊の前方面にあつて歩哨及び下士哨を配置し斥候を出して警戒するをいふのである。

に對しては正面に姿勢を正し、其人の眼に自分の眼を注ぎ、腰から上を少し前に傾け、若し帽を持つ時は右手で前底を摘み、内部を左股に當て、敬禮するのである。銃を持つて居る時は立銃で姿勢を正すのである。又上官の居室に入る時は戸外で帽を脱し、上官の席を距る事五六歩の所で敬禮し、若し上官が数名ある時は其最高級の人に敬禮し、次に他の一同に敬禮するのである。而し銃を持つて居る時は此限りでない。

二、野外勤務

酒保 は下士以下に對して日用品及び飲食物の良質にして安價なものを購求せしめる爲に設けたものであるが、酒保に行く時は所持金を願み、軍人たるの面目を汚さぬ様に注意せねばならぬ。

行軍 には旅次行軍と戦備行軍との二種がある。旅次行軍は敵に出會する虞れなき時用ゐる行

又小哨から出す下士哨を【歩哨】といつて、通常交通を許した道路上に於て疑はしき者を少哨又は前哨中隊に送り、疑ひなき者を通行せしめるを任務として居る。【歩哨】は敵の方面を監視するもので、若し敵に怪しき様子があれば之を中の一人をして後部に報告せしめる。【斥候】は晝夜の別なく搜索を絶たない爲に哨兵線外に出で、搜索するものである。以上の外に【巡察】といふのがある。之は時々歩哨線を巡視し歩哨の勤怠を監視するので、通常は二人である。歩哨線の出入を許すべきものは我軍の將校、密集部隊、斥候及び傳令使で、此外は總て查哨の方へ遣るものである。

搜索勤務 は敵を視察するもので、敵の内情を知る爲に敵隊を探偵するのみならず、力めて敵兵を捕へるものであるが、此勤務は主として騎兵の任である。

宿營 には舍營、村落露營、路營の三種あつて

【給養】といふのは緊急にして他に給養の途なき時に行ふものである。

行李 は副馬、隊屬輜重駄馬、車輛等から成るもので、敵に接する虞れがない時は之を聯隊若しくは大隊毎に集合し、若し敵に接する時は之を大行李、小行李に分つものである。大行李は宿營の間必要な物品から成るものをいひ、小行李といふのは軍隊が戦闘の間必要な物品から成るものである。

彈藥補充 各自の所持して居る彈藥が射盡された場合には小行李から補充するもので、補充を命ぜられた者は彈藥駄馬所在地に到つて監視の下士から受領し、指示された中隊に送るものである。

兵站部 は戦時に設けるもので、野戦軍に對して軍需品を供給輸送し、又は病院を設置して傷病者を保護し、又は内地へ送還する任務を帯びて居る。

機動演習 は各級の指揮官及び部下一般が戦時に於ける任務を了解せしめる教育を爲すと同時に、

【舍營】といふのは軍隊家屋内に宿泊するもので、敵が遠方にある時は休養の爲に人家に宿泊する事もあれば、敵と接近して居る場合には一中隊又は一小隊、一分隊が一團となつて武装の儘宿泊する事がある。【村落露營】といふのは舍營が不足な時か又は軍隊を一箇所に集合せしめる必要がある時に一部は民家に入り、一部は露營するのをいふのである。【露營】といふのは露天又は急造の掩蔽内に宿泊するもので、敵に接近するか又は舍營なき場合になすものである。

給養 戦地に於ける給養には宿舎休養、倉庫給養、携帶給養、徵發給養等がある。【宿舎給養】といふのは宿舎主から供給を受け、時によつては部隊で自炊するをいふのである。【倉庫給養】といふのは軍隊の駐在が永きに亘る時に倉庫から支給するのをいふのである。【携帶給養】といふのは他に全く給養の方法なき場合に携帶口糧を用ゐるのである。【徵發

各自の修めた教育を檢察するが爲に行ふものである。機動演習には旅團演習、師團演習、特別大演習等あつて、【旅團演習】は歩兵旅團内の各一聯隊に騎兵、砲兵、工兵及び輜重兵を加へて混成支隊の對抗する演習で、【師團演習】は歩兵旅團に各兵種を加へて混成旅團對抗又は假設敵に對する師團の演習をいふのである。【特別大演習】は二個以上の師團が相對抗して演習するもので、陛下自ら之を統監し給ふ演習である。

第四節 陸軍の教育

我國の陸軍教育は將校最高の教育は陸軍大學であるが、此外に陸軍砲兵學校、戸山學校、陸軍士官學校、陸軍中央幼年學校、同地方幼年學校、陸軍騎兵實施學校、陸軍野戰砲兵射擊學校、同重砲兵射擊學校、同砲兵工科學校、陸軍軍醫學校、同獸醫學校、陸軍經理學校、憲兵練習所、陸軍電信教導大隊、陸

軍飛行機學校等がある。是等の學校に就き其大略を左に述べて見よう。

一、陸軍大學校

之は才幹ある少壯士官を選抜して高等用兵に關する學術を修めしめ、軍事研究に必要な諸科の學術を増進せしめる所で、學生の候補者は憲兵科を除き各兵科の中少尉である。候補者の資格は一年以上隊務に服し、身體強健で、勤務精勵、學才に富み操行の高尙で將來發達の見込ある者である。是等の資格を具へて居る者を選抜して初審試験及び再審試験を爲し之に合格したものを陸軍大臣が入學を命ずるのである。修業年限は三ヶ年である。本校は東京赤坂區青山北町にある。

二、陸軍士官學校

之は陸軍の各兵科士官候補生を以て生徒とし、初級表寫と共に師團長に差出すのである。試験學科の程度は中學校全科卒業の學力に準じ、年齢は十八歳乃至二十六歳迄で身長は五尺以上でなければならぬ。本校は東京牛込區本村町にある。

三、陸軍砲工學校

之は砲工兵科の勤務に必要な學術を教授する學校で、砲工兵科の少尉を學生とするもので、少尉で入學する事が出来なかつたものは中尉又は大尉に進級した後でも入學する事が出来る。修業年限は一ヶ年で普通卒業生中から選抜して高等科に入學せしめる。本校は東京牛込區若松町にある。

四、戸山學校

之は戰術、射撃、體操、劍術、喇叭等の訓練を爲し、又常に諸學術の調査研究を爲し、携帶火藥及び機關銃の研究、軍樂等の教育を爲すもので、學生は

級士官に必要な教育を爲す學校で、生徒の修業年限は一ヶ年半である。士官候補生に採用せらるべき者は【一】中央幼年學校生徒にして卒業試験に及第したものの【二】官立府縣立中學校又は文部大臣が指定した中學校を卒業し、該校長の保證書並に入隊すべき隊長の承諾を得た者【三】中學校卒業生と同等の學力を有し、入隊すべき隊長の承諾を得、召集試験に及第した者【四】准士官下士卒及び生徒の召集試験に及第した者で、志願者は血族其他一家を爲し居る身元確實なもの二名を保證人とし、願書に戸籍簿本、履歴書、學校長の保證書、同學力證明書、入隊すべき隊長の證明書を添付して検査を受くる前年に居住地の市町村長に願書を出し、之を郡市長に致し、郡市長證明を爲し、身元明細書を作り、師團長に轉送するものである。又陸軍部内に勤務中のものは本人より願書を部隊長に致し、部隊長は身分財産等を調査して身元明細書を作り、兵籍寫並に考科

戰術科、體操科、譜調科の三種に別れて居る。【戰術科】の學生は歩兵大中尉を以て之に充て、時によつては重砲兵又は工兵の大中尉を以て學生とする事がある。戰術及び射撃の研究を爲し、修學期は概ね八ヶ月である。【體操科】は歩、騎、砲、工、輜重兵の中少尉及び下士を以て之が學生とし、體操劍術の訓練を爲さしめ、士官學生にあつては尙此外に小銃射撃の研究を爲さしめる。修學期は概ね七ヶ月である。【譜調科】は歩、騎、砲、工、輜重兵の喇叭長を以て學生とし、喇叭譜の訓練を爲すもので、修學期は概ね二ヶ月で、軍樂生は一ヶ年である。本校は東京牛込區下戸塚町にある。

五、野戰砲兵射撃學校

之は射撃及び戰術、通信術等の訓練を爲し、又常に諸學術に調査研究、野戰砲兵材料の研究並に試験を行ふ所で、學生を甲乙の二種に別ち、【甲種學生】

は各野砲兵及び山砲兵隊より分遣する大尉を以て之に充て【乙種學生】は各野砲兵及び山砲兵隊より分遣する大尉を以て充て、時によつては少尉を充てる事がある。而して修學期は甲種は八ヶ月、乙種は四ヶ月とする。本校は千葉縣印旛郡千代田村にある。

六、陸軍騎兵實施學校

之は馬術、戰術、通信術等の訓練を爲し、又諸學術の調査研究、乘馬並に馬器具の研究並に試験を爲す學校で、學生は戰術科と馬術科の二種に別れて居る。【戰術科】は騎兵の大尉を學生とし【馬術科】は騎馬の中少尉を以て學生とし、砲兵、輜重兵科の士官及び下士を學生とし、學生の修學期は各科共概ね十一ヶ月である。本校の所在地は千葉縣千葉郡二宮村である。

七、陸軍重砲兵射擊學校

は陸海軍の後備役にあらざる者及び兵科初年兵にして召募試験に及第した者の中から採用するもので、學生の修學期は火工學生は一ヶ年、砲工長候補生は二ヶ年である。此學校は東京砲兵工廠内にあつて同廠提理の管理に屬するものである。

九、陸軍軍醫學校

之は軍醫衛生に必要な學術を授け、軍陣醫學を研究し、教科圖書を編纂又は撰擇し、軍事衛生に關する試験を行ふ所で、普通學生、專攻學生、上長官學生の三つに別ち、普通學生は衛生部士官を以て之に充て、專攻學生は普通學生より選抜して之を帝國大學又は傳染病研究所へ派遣し、上長官學生は三等軍醫正を以て之に充てるものである。此校は東京麹町富士見町にある。

一〇、陸軍獸醫學校

之は射擊、戰術の訓練を爲し、又要塞電燈使用員に電燈使用術を教育し、常に諸學術の調査研究を爲し、且つ重砲兵材料の研究並に試験を行ふ學校で學生は甲乙丙の三種に別れて居る。【甲種學生】は各重砲兵隊から分遣する大尉を以て之に充て、【乙種學生】は各重砲兵隊から分遣する大中少尉を以て之に充て、【丙種學生】は電信大隊で修業した後入校する尉官又は重砲兵隊から分遣する下士兵卒を以て之に充て、電燈術を修めしめるものである。甲種學生の修學期は八ヶ月、乙種は四ヶ月、丙種は士官學生は一ヶ月、下士兵卒は一ヶ年である。所在地は神奈川県浦賀町である。

八、陸軍砲兵工科學校

之は火工學生に火工術を教授し、砲工長候補者に靴工、銃工、木工、鍛冶工等の教育を爲す所で、火工學生は砲兵隊第二年兵から撰拔し、砲工長候補者

之は獸醫又は蹄鐵に關する學術を練習する所で、學術材料を調査研究し、教科圖書の編纂又は撰擇を爲し、軍馬衛生に關する試験を行ひ、且つ蹄鐵工長候補生に對して必要な教育を施す所で、學生は士官學生、下士學生の二つに別れ、修業年限は士官學生は八ヶ月又は五ヶ月、下士學生は三ヶ月又は九ヶ月である。所在地は東京府荏原郡世田ヶ村である。

一一、陸軍經理學校

之は陸軍經理部の士官中から選抜した者を以て學生とし、之に高等の學術を修得せしめ、又陸軍主計候補生を生徒として陸軍經理部初任士官たるに必要な教育を施し、且つ經理に關する學術上の調査を行ふ所である。學生は現役一二等主計中身體強健で勤務勵精、操行高尚、將來發達の見込ある者に檢定試験を行ひ、之に合格した者の中から採用するもので、修學期は學生は一ヶ年とし、生徒は一年九ヶ月

である。此學校は東京牛込區若松町にあつて學校長は多く主計監である。

一一、陸軍中央幼年學校

此學校は陸軍地方幼年學校卒業者を生徒とし、之に地方幼年學校の教育に連繫して士官候補生となるに必要な普通學科並に軍人の豫備教育を施し、陸軍各兵科の現役士官候補生となるべきものを養成する所で、生徒の教育は教授と訓育との二種に別ち、教育は普通學科で、訓育には生徒隊三中隊を置き、生徒には自費生、半特待生、特待生の別がある。自費生は被服糧食其他の費用として若干の納金を爲すもので、特待生は戦死、戦傷、死没及び戦役中危難を冒したるに起因して死没した將校、相當官並に高等文官の孤兒、現役中公務の爲に死没せる將校、相當官の孤兒、増加恩給權を得た孤兒、恩給金を得た孤兒等で、半特待生は現職にある士官の子、恩給

權を得た士官の子及び少佐及び同相當官に名譽進級した者の子弟である。本科生徒の修學期は二十一ヶ月、豫科生徒は三十六ヶ月である。此校は東京牛込區本村町にある。

一三、陸軍地方幼年學校

此學校は一般人民中から陸軍將校出身志願者を選抜して生徒とし、基礎を軍事上において普通學科を教授し、軍人的精神を涵養し、中央幼年學校の生徒となすものを養成する處である。生徒は自費生、半特待生、特待生に別れ、入學の年齢は十三歳以上十五歳迄とし、身長は十四歳未満は四尺四寸以上、十四歳以上は四尺五寸五分以上で、修業年限は三ヶ年である。學校の所在地は仙臺、名古屋、大阪、廣島、熊本の五ヶ所である。

一四、下士上等兵及兵卒教育

之は各憲兵隊から分遣した士官、准士官及び上等兵に憲兵に必要な學術を修得せしめるもので、修學期は十ヶ月である。此練習所は憲兵司令部に置くのである。

第五節 陸軍の懲罰

陸軍の懲罰令は明治十四年十二月布告第六十九號を以て改定せられたもので軍人に限り行ふべき一種の刑法である。後明治三十一年に至り改削せられた條項があるが、普通心得て置かねばならぬ部分のみを左に摘録して見よう。

陸軍懲罰令(摘要)

第一章 總則

第一條 陸軍軍人ニシテ其ノ本分ニ背キ軍事ノ定期ニ違ヒ其ノ他軍紀ヲ害シ風紀ヲ紊リ陸軍刑法ノ罪ニ該ラサルトキハ本令ニ依リ之ヲ懲罰ス
陸軍刑法以外ノ法令ノ刑ニ處セラレタル軍人ハ軍事ノ必要ニ依リ更ニ本令ニ依リ懲罰スルコトヲ得

一六、憲兵練習所

此學校は學生に電信通信術の教育訓練を爲し、且つ軍事通信に必要な事項を調査研究する所で、學生は騎兵、要塞砲兵、及び工兵士官、工兵下士卒を以て之に充て、修學期は下士卒にあつては一ヶ年半、士官にあつては一ヶ年である。

一五、陸軍電信教導大隊

新兵は入營した時から滿一ヶ年即ち翌年の十一月までを教育年度とし、各中隊に分屬せしめ、中隊附士官及び上等兵を以て教育に當らしめ、又一期檢閲後新兵中の優等な者を選抜して上等兵候補者とし、又各隊兵卒中操行の方正な者及び再役志願者中試験に合格した者を下士候補者とし、聯隊又は大隊毎に一團として餘暇毎に下級幹部に必要な學術を教授する事になつて居る。

第二條 本令ハ左ノ各項ノ者ニ之ヲ適用ス
 一 陸軍ノ現役ニ在ル者但シ未タ入營セサル者及歸休兵ヲ除ク
 二 召集中ノ在郷軍人
 三 召集ニ依ラス部隊ニ在リテ陸軍軍人ノ勤務ニ服スル在郷軍人
 四 志願ニ依リ國民軍隊ニ編入セラレ服務中ノ者
 五 陸軍所屬ノ學生生徒但シ各部依託學生同生徒ヲ除ク
 六 第二號及其三號ニ記載シタル者ノ外現ニ服役上ノ義務履行中又ハ陸軍軍人ノ身分ヲ表彰シ得ヘキ服裝ヲ爲ス在郷軍人

第三條 陸軍刑法第十條乃至第十三條ノ規定ハ海軍所屬者ニ關スルモノヲ除ク外本令ニ之ヲ準用ス

第四條 第二條第一號乃至第五號ニ該當スル者犯行アリテ未タ懲罰處分ヲ經ス其ノ職務ヲ去リ又ハ除隊若ハ召集解除ト爲リタル場合ト雖モ必要ニ依リ特ニ之ヲ懲罰スルコトヲ得但シ兵役ヲ免シタル者ハ此ノ限リニ在ラス前項ノ場合ニ於テ第六條ノ罰目ヲ科ス

第五條 第二條第一號乃至第五號ノ者ニ科スヘキ罰目左ノ如シ

- 一 重謹慎
- 二 輕謹慎
- 三 譴責
- 下 士
- 一 免官
- 二 重營倉
- 三 輕營倉
- 四 禁足
- 五 譴責
- 兵 卒
- 一 降等
- 二 重營倉
- 三 輕營倉
- 四 苦役
- 五 禁足
- 第六條 第二條第六號ノ者ニ科スヘキ罰目左ノ如シ
- 將 校
- 一 禮遇停止
- 二 譴責
- 下 士
- 一 免官

二 譴責
 兵 卒

一 降等
 二 譴責

第七條 重謹慎輕謹慎ハ各其ノ日數一日以上三十日以内トシ勤務ニ服スルコト居宅外ニ出ツルコト及外人ト接見スルコトヲ禁ス但シ輕謹慎ニ處セラレタル者ハ聯隊長及之ト同等以上ノ罰權ヲ有スル上官之ニ演習教育ノ爲特ニ出場ヲ命スルコトヲ得

第八條 重謹慎ニ在リテハ俸給十分ニ減ス

第九條 輕謹慎ニ在リテハ俸給十分ニ減ス

第十條 免官ハ其ノ官ヲ免シ一等卒ト爲シ降等ハ一階級ヲ下ス

第十一條 重營倉ハ其ノ日數一日以上三十日以内トシ營倉ニ細シ寢具ヲ貸與セス飯湯及鹽ノミヲ給シ演習及教育ノ場合ヲ除ク外勤務ニ服スルコトヲ禁ス但シ三日ノ内一日ハ寢具ヲ貸與シ輕營倉ニ處セラレタル者ト同一ノ糧食ヲ給スルモノトス

第十二條 氣候風土疾病等ニ依リ必要アルトキハ聯隊長及之ト同等以上ノ罰權ヲ有スル上官竝ニ獨立分屯若ハ分遣セル軍隊ノ長ハ重營倉ニ處セラレタル處ニ對シ特ニ寢具ノ使用ヲ

許スコトヲ得

第十條 輕營倉ハ其ノ日數一日以上三十日以内トシ營倉ニ細シ演習及教育ノ場合ヲ除ク外勤務ニ服スルコトヲ禁ス

第十一條 重營倉輕營倉ニ處セラレタル者ハ罰期間左ノ例ニ依リ俸給ヲ減ス

第十二條 營内居住者ニ在リテハ十分八營外居住者ニ在リテハ十分五

第十三條 營内居住者ニ在リテハ十分五營外居住者ニ在リテハ十分二

第十四條 禁足ハ勤務演習及教育ノ場合ヲ除ク外營内居住者ハ居宅外ニ出ツルコトヲ禁ス

第十五條 苦役ハ營内居住者ニ科シ勤務演習及教育ノ場合ヲ除ク外營外ニ出ツルコトヲ禁シ營内ノ雜役ニ服セシム

第十六條 譴責ハ犯行ヲ糾シ將來ヲ戒飭スルモノトス

第十七條 禮遇停止ハ一月以上一年以内トシ召集ノ場合ヲ除ク外陸軍制服ノ着用ヲ禁シ軍人ノ待遇ヲ停止スルモノトス

第十七條 罰目ハ之ヲ併科セサルモノトス但シ免官及降等ハ之ヲ重疊ニ附加スルコトヲ得

懲罰ニ處セラルベキ箇條

- 一 命令ヲ誤リ傳フル者
- 二 職役若シクハ屯營本隊ヲ離ルル者
- 三 他方ニ赴キ歸着ノ期ニ後ルル者
- 四 召集ノ期ニ後ルル者
- 五 受寄ノ財物若シクハ借物用ヲ典却スル者
- 六 官物ヲ擅用スル者
- 七 法則命令ヲ違奉セス若クハ之ヲ誹謗スル者
- 八 罵詈侮慢若シクハ爭鬪スル者
- 九 暴行脅迫スル者
- 十 鞭ニ綴テ拔ク者
- 十一 言語所爲詐欺ニ涉ル者
- 十二 酩酊事ヲ省セサル者
- 十三 疾病事故ニ託シ勤務演習ヲ免レントスル者
- 十四 抗言恃強從順ノ道ヲ失フ者
- 十五 犯罪アルヲ知リテ之ヲ曲庇スル者
- 十六 勤務演習ノ期ニ後レ若シクハ之ヲ缺キ又ハ懈レル者
- 十七 服裝法ニ違フ者

- 十八 缺禮スル者
- 十九 官給ノ物品措置拭掃法ニ違フ者
- 二十 物件ヲ誤毀遺失シ若シクハ汚損スル者
- 廿一 失言過語若シクハ應答ノ事理ヲ誤ル者
- 廿二 軍人ノ態度ヲ失フ者
- 廿三 素行修ラサル者

第六節 召集と點呼

召集には充員召集、臨時召集、國民兵召集、演習召集、教育召集、補欠召集等があつて、在郷軍人及び國民兵を必要により召集するもので、若し時期切迫して命令を待つ暇なき場合には戒嚴を宣告し得る司令官の獨斷で召集を行ふ事が出来る。

臨時召集 之は戰時又は事變に際して充員召集を行つて尙欠員を補充する爲に、豫備役、後備役、將校、同相當官、准士官、下士卒及び補充兵を臨時召集するものである。

充員召集 之は動員實施に當つて諸部團體の要

點呼 之は豫備役、後備役、下士卒、兵卒、歸休兵、補充兵等を集合して點檢査閱をするものである。

第七節 入營と志願

現役の入營 陸軍現役兵の入營期日は毎年十月一日で、若し事故によつて所定の期日までに入營する事が出来ぬものは同月三十一日迄に入營する事が出来る。而して現役兵に決定した者は入營前に寄留した者、或は十四日以上に涉つて旅行せんとする時は召集命令の通報をなすべき成年以上の者を定め左の書式により市町村長へ届出でねばならぬ。

▲寄留(旅行)届

- 一 寄留(旅行)ノ時 何月何日
- 一 寄留(旅行)ノ地 何地何番地(何地方)
- 一 召集通報者 何地何番地氏名
- 一 本籍地 何地何番地 氏 名
- 何年徵集現役何兵第何番
- 右寄留(旅行)及御届候也

員を充員する爲に在郷軍人を召集するもので動員令は師團長が之を聯隊區司令官に達し、聯隊區司令官は又之を憲兵隊長及び關係ある地方長官に其要旨を移標するものである。

演習召集

之は演習の爲に在郷軍人を召集するを云ひ、此演習召集を別つて定期演習召集及び臨時演習召集の二種とし、定期演習召集は本籍地所在の師管に於てし、臨時演習召集は概ね充員召集の規定を準用するものである。

國民兵召集

之は第一國民兵召集、第二國民兵召集の二つがある。そして此召集は國民軍を編成する爲に動員令によつて召集するものである。

教育召集

之は補充兵に軍隊教育を施す爲に召集するものである。

補缺召集

之は平時に於て兵員に欠員を生じた時の臨時補充する爲に歸休兵を召集するものである。

年 月 日

右 氏 名 〇
召 集 通 報 人 氏 名 〇
生 年 月 日

何 市 町 村 長 何 某 殿

又 現 役 兵 に 決 定 せ ら れ た 者 が 入 營 前 に 轉 籍 し た 時
は 十 四 日 以 内 に 左 の 書 式 に 依 り 舊 住 地 の 郡 市 長 又 は
島 司 を 經 て 舊 住 地 の 職 隊 區 司 令 官 又 に 警 備 隊 司 令 官
に 届 出 で る も の で あ る が、最 初 の 届 出 は 市 區 町 村 長
に 爲 す も の で あ る。

▲ 轉 籍 届

- 一 轉 籍 ノ 時 何 月 何 日
- 一 原 籍 地 何 地 何 番 地
- 一 轉 籍 地 何 地 何 番 地
- 何 年 徵 集 現 役 何 兵 第 何 番 氏 名
- 右 轉 籍 及 御 届 候 也
- 年 月 日

何 聯 隊 區 司 令 官 何 某 殿

又 現 役 兵 に 決 定 せ ら れ た 者 で、若 し 入 營 に 際 し、

父 母 の 疾 病 危 篤 又 は 死 亡 等 の 爲 延 期 を 乞 は ん と す る
場 合 に は 左 の 願 書 に 醫 師 の 診 斷 書 を 添 へ 市 町 村 長 の
奥 印 を 受 け て 届 出 で る の で あ る。

▲ 入 營 延 期 願

來 ル 何 月 何 日 何 隊 へ 入 營 ナ 被 命 候 處 何 月 何 日 父 某 死 亡
(又 ハ 母 某 危 篤)ニ 付 入 營 延 期 被 成 下 度 別 紙 醫 師 診 斷 書 相
添 へ 此 段 奉 願 候 也
年 月 日

本 籍 何 地 何 番 地

何 聯 隊 區 司 令 官 何 某 殿

現 役 兵 何 兵 第 何 番 氏 名 〇

右 の 延 期 を 許 可 さ れ る 日 限 は 二 十 日 以 内 で、輻 重 輸
卒 は 十 日 以 内 で あ る。

現 役 兵 の 志 願 現 役 の 志 願 者 は 年 齡 滿 十 七 歲 以
上 で 身 體 檢 査 に 合 格 し た 者 の 内 か ら 抽 籤 に よ っ て 許
可 せ ら れ た る も の で あ る が、若 し 讀 書 算 術 を 能 く す
る 者 は 抽 籤 に よ ら ず し て 體 格 檢 査 の み に よ っ て、
採 用 せ ら れ る。現 役 兵 の 志 願 を 爲 さ ん と す る 者 は 左

の 志 願 書 に 戶 主 及 び 親 權 者 連 署 し、之 に 身 元 證 明 書
並 に 市 町 村 長 の 奥 書 證 印 を 受 け、徵 兵 檢 査 の 時 自 己
の 任 意 の 聯 隊 區 司 令 官 に 差 出 す の で あ る。

▲ 現 役 志 願 書

私 儀 徵 兵 令 第 十 二 條 ニ 依 り 現 役 ニ 服 シ 度 候 尙 服 役 ノ 儀 御
許 可 相 成 度 別 紙 身 元 證 明 書 (檢 査 合 格 書 ナ 添 附 ス ル 者 ハ「身
元 證 明 書」ノ 下 ニ「及 び 檢 査 合 格 書」書 ス ベ シ) 相 添 へ 此
段 奉 願 候 也

年 月 日

現 籍 何 地 何 番 地
寄 留 地 何 地 何 番 地
何 兵 何 隊 希 望 本 人 氏 名 〇
戶 主 氏 名 〇
親 權 者 氏 名 〇

何 聯 隊 區 司 令 官 何 某 殿

▲ 身 元 證 明 書

何 地 何 番 地 族 稱 何 某 何 男 (又 ハ 兄 弟、本
人 戶 主 ノ 時 ハ 戶 主 ト 記 ス)

氏 名
生 年 月 日

一、戶 籍 内 ノ 者

軍 事 第 七 卷

- 一 妻 某 何 某 何 女 何 年 月 日 婚 姻
- 一 長 (次) 男 某 年 月 日 生
- 一 父 某
- 一 母 某
- 一 祖 父 某
- 一 祖 母 某
- 一 兄 某 生 年 月 日
- 一 妹 某 生 年 月 日
- 一 何 々
- 一 戶 主 (家 族) 直 接 國 稅 何 圓 何 錢 ナ 納 ム
- 一 戶 主 (家 族) 家 屋 ナ 有 ス (又 ハ 家 屋 ナ 有 セズ)
- 一 尋 常 (高 等) 小 學 校 卒 業 (又 ハ 何 學 年 迄 修 業)
- 一 何 學 校 ニ 於 テ 何 學 卒 業 (又 ハ 修 業)
- 一 現 今 何 職 業 ニ 從 事 ス
- 一 何 年 月 日 ニ 何 ノ 賞 ナ 受 ケ
- 一 刑 罰 ナ 受 ケ タ ル 事 ナ シ (又 ハ 何 年 月 日 ニ 何 ノ 科 ニ 因
リ 何 罰 ナ 受 ケ)
- 一 種 痘 何 回 (又 ハ 天 然 痘)
- 一 右 之 通 相 違 無 之 候 也

年 月 日 本 人 氏 名 〇
戶 主 (又 ハ 後 見 者) 氏 名 〇

前書之通相違無之候也

年 月 日 何市區町村長 氏 名

一年志願兵 一年志願兵は年齢満十七年以上二十一年以下で、左の諸學校の卒業證書を有する者か、陸軍試験委員の試験に及第し、服役中食料、被服、装具等の費用を自辨し得る者で豫備後備將校たらんとするものに限られて居る。卒業證書を必要とする學校は

(1) 官立學校(小學校及選科を除く)

(2) 府縣立師範學校、中學校

(3) 文部大臣に於て中學校の學科程度と同等以上と認めたる學校

(4) 文部大臣の認可を経たる學則に依り法律學、政治學、理財學を教授する私立學校

一年志願兵志願者は本籍所在の師團長に願ひ出で、身體検査を受け、前記の卒業證書を所持しない者は學術試験を受けるのである、検査は毎年九月四日

學術試験は九月五日である。志願者は検査期日以前に検査地に到着し、書面を以て其止宿所を師團司令部へ届出づるのであるが、學術試験を要する者は六月十四日迄に、要しない者は七月十日迄に左の願書及び戸籍謄本並に履歷書を添へて本籍地の市區町村長へ差出すのである。

▲一年志願兵服役

某 儀

徵兵令第十三條ニ依り服役中ニ關スル費用金額ヲ自辨シ一年志願兵トシテ服役致度候間御認可相成度別紙所要書類相添へ此段奉願候也

追テ一年志願兵條令第二十六條ニ依り勤務演習ノ爲召集セラルル場合ニ於テハ之ニ要スル費用モ自辨可致候也

年 月 日 本籍地 何地何番地 氏 名 宿留地 何地何番地 生年月日

何師團長何某殿

日以前に於て年額百八圓を所屬師團へ納付する事になつて居る。

一年現役兵

といふのは從來の六週間現役兵が改正せられたもので、二十歳未満で師範學校を卒業した者又は満二十歳以上で師範學校に在校し、満二十三歳迄に之を卒業すべき者が服するものである。そして現役を終つた者は直に第一國民兵役に服するのである。而し左の各號の一に該當する時は普通の現役兵として徵集せられる。

一、滿廿三迄に師範學校を卒業せざるに至つた時

二、師範卒業の年に入營せる者が其現役を終つた日から六ヶ月を経過した後に小學教職に在ざる時

三、師範卒業の年に入營しない者が卒業の日から二ヶ年を経過した後に小學教職に在らざる時

四、小學校の教職に就くの資格を失つた時

次に一年現役兵を終つた者が右の徵集を受けた場合には一ヶ年現役期間を短縮する事になつて居る。又(二)乃至(四)は滿廿八歳を過ぎた後小學校教職を退いた者は此限りでない。

追テ左ノ通希望致候也

一 受檢地 何 地

二 希望兵科 第一何兵 又は主計、軍醫生、藥劑生、第二何兵 獸醫等の希望の旨を記す

▲履 歷 書

一 何年何月何日何學校へ入學何年月日同校卒業

一 何年月日何所ニ於テ何々研究

一 何年月日ニ從事ス

一 一年志願兵出願ニ關スル件左ノ如シ

一 未ダ出願セシコトナシ

一 何年何師管ニ於テ何ノ爲不採用

一 何年一年志願兵認定證書ヲ受領セシモ何ノ爲服從セズ

一 何年月日何ニヨリ賞(又ハ罰)

(右の外履歷に關する事項、特に土木、電氣、機械、冶金、探鑛等の技能ある者は其修學又は實驗の事項を詳記する事)

右之通相違無之候也

年 月 日 氏 名

一年志願兵が入營命令を受けた時は入營期日の十五

第八節 在郷軍人

在郷軍人といふのは歸休兵、豫備役、後備役下士卒及び補充兵を云ふので、其兵籍は本籍の所管にあつて聯隊區司令官の管轄に属するものである。

寄留と旅行 在郷軍人が十四日以上寄留又は旅行せんとする時は本籍地市區町村に於て召集通報人(成年以上の者)を定め、寄留届又は旅行届を爲さねばならぬ。其書式は前の現役兵入營前の書式に準ずればよい。又旅行先から歸家した時の本籍に復歸した時は十四日以内に聯隊區司令官に届出るのであるが、外國にあつて充員召集の事ある事を確知した時は直に歸朝し、本籍地到着後二十四時間以内に聯隊區司令官に届出るのである。次に在郷軍人は願によつて寄留地で簡閱點呼を受ける事が出来るが、此場合には本籍地所在の聯隊區に於ける簡閱點呼開始前三十日以内に 出願せねばならぬ。又在郷軍人

は寄留地に於て教育召集又は勤務演習に應ずる事が出来るが、此場合には一ヶ年以上他の師管に寄留した者に限るものである。此場合の願書は左の如くである。

▲簡閱點呼參會願

今般寄留地ニ於テ大正何年何月何日ヨリ同何月何日迄簡閱點呼參會致度候ニ付御許可被下度此段奉願候也

年月日 寄留地 何所 本籍地 何所 徵集年役種兵科官等級 氏 名 印

何聯隊區司令官何某殿

右の如き願書を半面に記載し、第二面には市區町村長の奥書及び指令を爲し得る餘白を存するのである。尙演習召集及び勤務演習、教育召集等の願書も簡閱點呼の願書式と同様であるが、演習召集の時は願書の頭書に演習應召願とし、他も之に準ずるのである。

次に簡閱點呼、教育召集、勤務演習等の許可を受

けた時は指令受領後三日以内に左式により許可書を寄留地の聯隊區司令官に差出すものである。

▲簡閱點呼許可届

- 許可ノ種類 點呼參會
許可ノ時 何月何日
許可ノ期限 自大正何年月日 何箇年 至大正何年月日

- 一 現官任官年月日(下士ニ限ル)
一 最近勤務演習應召年月日(下士ニ限ル)
一 本役編入年月日 何年月日
一 寄留地 何地何番地
一 本籍地 何地何番地
一 徵集年役種兵科官等級 氏 名
右簡閱點呼許可及御届候也 氏 名 印
何聯隊區司令官何某殿 年 月 日 右 氏 名 印

次に在郷軍人にして戸籍上に異動を生じた場合には一ヶ月以内に市區町村役場を経て本籍所在地の聯隊區司令官に届出でねばならぬ。若在郷軍人にして

兵籍中戸籍記載の事項と相違がある時は戸籍抄本を添へて訂正方を職隊區司令官に届出で、在郷軍人にして死亡又は所在不明の時は十四日以内に市區町村長を経て聯隊區司令官に届出でねばならぬ。

第九節 陸軍の配備

我國に於ける陸軍の常備團體配備は左の如くである。() は司令部所在地又は諸隊衛戍地)

▲近衛師團【東京】

- 步兵
近衛第一旅團【東京】 近衛第一聯隊【東京】
近衛第二旅團【東京】 近衛第二聯隊【東京】
近衛第三旅團【東京】 近衛第三聯隊【東京】
近衛第四旅團【東京】 近衛第四聯隊【東京】
騎兵
近衛騎兵聯隊【東京】
野砲兵(第一旅團【東京】) 近衛第一聯隊【東京】
近衛第二聯隊【東京】
近衛第三聯隊【東京】
近衛第四聯隊【東京】
近衛騎兵聯隊【東京】
近衛第一旅團【東京】
近衛第二旅團【東京】
近衛第三旅團【東京】
近衛第四旅團【東京】
近衛騎兵聯隊【東京】
近衛第一聯隊【東京】
近衛第二聯隊【東京】
近衛第三聯隊【東京】
近衛第四聯隊【東京】
近衛騎兵聯隊【東京】

工兵.....近衛工兵大隊【東京】
 輜重兵.....近衛輜重兵大隊【東京】
 聯隊本部【千葉】
 鐵道 第一大隊【千葉】
 第二大隊【千葉】
 第三大隊【習志野】
 通信隊.....【東京】
 航空隊.....【所澤】
 交通兵.....

▲第一師團【東京】

步兵 第一旅團【東京】 第一聯隊【東京】
 第四十九聯隊【甲府】
 第二旅團【東京】 第三聯隊【東京】
 第五十七聯隊【佐倉】
 騎兵 第二旅團【習志野】 第一聯隊【東京】
 第十五聯隊【習志野】
 第十六聯隊【習志野】
 第一聯隊【東京】
 第十五聯隊【國府臺】
 第十六聯隊【國府臺】
 第十七聯隊【國府臺】
 第十八聯隊【下志津】
 野砲兵 第二旅團【國府臺】 第一聯隊【東京】
 第十五聯隊【國府臺】
 第十六聯隊【國府臺】
 第十七聯隊【國府臺】
 第十八聯隊【下志津】
 第三旅團【下志津】 第一聯隊【東京】
 工兵 第一大隊【東京】

▲第二師團【仙臺】

輜重兵.....第一大隊【東京】
 重砲兵 第一旅團【横須賀】 第一聯隊【横須賀】
 第二聯隊【横須賀】
 步兵 第三旅團【仙臺】 第二十九聯隊【仙臺】
 第六十五聯隊【若松】
 第四聯隊【仙臺】
 第五旅團【山形】 第三十二聯隊【山形】
 騎兵 第一聯隊【仙臺】
 第二聯隊【仙臺】
 野砲兵 第一聯隊【仙臺】
 山砲兵 第一大隊【仙臺】
 第二大隊【仙臺】
 工兵 第二大隊【仙臺】
 輜重兵.....

▲第三師團【名古屋】

步兵 第五旅團【名古屋】 第六聯隊【名古屋】
 第六十八聯隊【岐阜】
 第三十聯隊【名古屋】
 第五十一聯隊【津】
 騎兵 第三聯隊【名古屋】
 野砲兵 第三聯隊【名古屋】
 工兵 第三大隊【名古屋】

▲第四師團【大阪】

輜重兵.....第三大隊【名古屋】
 步兵 第七旅團【大阪】 第八聯隊【大阪】
 第七十聯隊【篠山】
 第三十聯隊【大阪】
 第六十一聯隊【和歌山】
 騎兵 第四聯隊【大阪】
 野砲兵 第四聯隊【大阪】
 輜重兵 第四大隊【大阪】
 工兵 第四大隊【高槻】
 聯隊本部【深山】
 第一大隊【深山】
 第二大隊【深山】
 第三大隊【由良】
 重砲兵.....第三聯隊

▲第六師團【熊本】

工兵.....第五大隊【廣島】
 輜重兵.....第四聯隊【廣島】
 步兵 第十一旅團【熊本】 第十三聯隊【熊本】
 第二十三聯隊【熊本】
 第四十五聯隊【鹿兒島】
 第六十四聯隊【都城】
 騎兵 第六聯隊【熊本】
 工兵 第六大隊【熊本】
 輜重兵.....第六大隊【熊本】

▲第七師團【旭川】

步兵 第十三旅團【旭川】 第廿五聯隊【札幌】
 第廿六聯隊【旭川】
 第十四旅團【旭川】 第廿七聯隊【旭川】
 第廿八聯隊【旭川】
 騎兵 第七聯隊【旭川】
 野砲兵 第七大隊【旭川】
 工兵 第七大隊【旭川】
 輜重兵.....第七大隊【旭川】
 重砲兵.....

▲第五師團【廣島】

步兵 第九旅團【廣島】 第十一聯隊【廣島】
 第二十二聯隊【松山】
 第十二旅團【山口】 第四十二聯隊【山口】
 第七十一聯隊【廣島】
 騎兵 第五聯隊【廣島】
 野砲兵 第五聯隊【廣島】
 重砲兵.....第五聯隊【廣島】

▲第八師團【弘前】

步兵 第四旅團【弘前】 第五聯隊【青森】
 第三十一聯隊【弘前】
 第六旅團【秋田】 第十七聯隊【秋田】
 第五十一聯隊【弘前】
 騎兵【第三旅團【盛岡】】 第八聯隊【弘前】
 第廿三聯隊【盛岡】
 第廿四聯隊【盛岡】
 工兵 第八大隊【弘前】
 野砲兵 第八大隊【盛岡】
 輻重兵 第八大隊【弘前】
 工兵 第八大隊【弘前】
 野砲兵 第八大隊【弘前】
 輻重兵 第八大隊【弘前】

▲第九師團【金澤】

步兵 第六旅團【金澤】 第七聯隊【金澤】
 第三十六聯隊【鯖江】
 第三十五聯隊【金澤】
 第一旅團【富山】 第九聯隊【富山】
 第九聯隊【富山】
 第九聯隊【金澤】
 第九聯隊【金澤】
 第九聯隊【金澤】
 第九聯隊【金澤】
 第九聯隊【金澤】
 第九聯隊【金澤】

▲第十師團【姫路】

步兵 第八旅團【姫路】 第十聯隊【姫路】
 第四十聯隊【鳥取】
 第二十九聯隊【福知山】
 第卅九聯隊【姫路】
 騎兵 第十聯隊【姫路】
 第十聯隊【姫路】
 第十聯隊【姫路】
 工兵 第十大隊【福知山】
 野砲兵 第十大隊【福知山】
 輻重兵 第十大隊【福知山】
 工兵 第十大隊【福知山】
 野砲兵 第十大隊【福知山】
 輻重兵 第十大隊【福知山】

▲第十一師團【善通寺】

步兵 第十旅團【徳島】 第十二聯隊【丸龜】
 第六十二聯隊【徳島】
 第四十三聯隊【善通寺】
 第四十四聯隊【高知】
 第一旅團【善通寺】 第十一聯隊【善通寺】
 第十一聯隊【善通寺】
 第十一聯隊【善通寺】
 第十一聯隊【善通寺】
 第十一聯隊【善通寺】
 第十一聯隊【善通寺】
 第十一聯隊【善通寺】

▲第十二師團【小倉】

步兵 第七旅團【小倉】 第四十七聯隊【小倉】
 第七十二聯隊【大分】
 第十四旅團【福岡】 第十四聯隊【小倉】
 第二十四聯隊【福岡】
 騎兵 第十二聯隊【小倉】
 第十二聯隊【小倉】
 野砲兵 第十二聯隊【小倉】
 工兵 第十二大隊【小倉】
 輻重兵 第十二大隊【小倉】
 重砲兵【第二旅團【下關】】 第五聯隊【下關】
 第六聯隊【下關】
 對馬大隊【鶏知】
 警備隊 第一大隊【嚴原】

▲第十四師團【宇都宮】

步兵 第七旅團【水戸】 第二一聯隊【水戸】
 第五十九聯隊【宇都宮】
 第十五旅團【宇都宮】 第十五聯隊【高崎】
 第十六聯隊【宇都宮】
 騎兵 第十八聯隊【宇都宮】
 野砲兵 第十八聯隊【宇都宮】
 工兵 第十八大隊【宇都宮】
 野砲兵 第十八大隊【宇都宮】
 輻重兵 第十四大隊【水戸】

▲第十三師團【高田】

步兵 第十五旅團【新發田】 第十六聯隊【新發田】
 第三十聯隊【村松】
 第六旅團【高田】 第五十聯隊【松本】
 第五十八聯隊【高田】
 騎兵 第十七聯隊【高田】
 野砲兵 第十七聯隊【高田】
 工兵 第十七大隊【高田】
 輻重兵 第十三大隊【高田】

▲第十五師團【豊橋】

步兵 第七旅團【豊橋】 第十八聯隊【豊橋】
 第六十聯隊【豊橋】
 第九旅團【静岡】 第三十四聯隊【静岡】
 第六十七聯隊【濱松】
 騎兵 第十九聯隊【豊橋】
 野砲兵 第十九聯隊【豊橋】
 工兵 第十九大隊【豊橋】
 輻重兵 第十五大隊【豊橋】

▲第十六師團【京都】

歩兵 第十六旅團【敦賀】… 第十九聯隊【敦賀】
 第十七旅團【京都】… 第三十八聯隊【京都】
 第十八旅團【京都】… 第五十三聯隊【奈良】
 騎兵 第二十聯隊【京都】
 野砲兵 第二十二聯隊【京都】
 工兵 第十六大隊【京都】
 輜重兵 第十六大隊【京都】

▲第十七師團【岡山】

歩兵 第三旅團【岡山】… 第四十一聯隊【福山】
 第四旅團【松江】… 第五十四聯隊【岡山】
 第五旅團【松江】… 第二十一聯隊【濱田】
 第六旅團【松江】… 第六十三聯隊【松江】
 騎兵 第二十一聯隊【岡山】
 野砲兵 第二十三聯隊【岡山】
 工兵 第十七大隊【岡山】
 輜重兵 第十七大隊【岡山】

▲第十八師團【久留米】

歩兵 第三旅團【大村】… 第四十六聯隊【大村】
 第四旅團【佐賀】… 第五十五聯隊【佐賀】
 第五旅團【久留米】… 第四十八聯隊【久留米】
 第六旅團【久留米】… 第五十六聯隊【久留米】

騎兵 第二十二聯隊【久留米】
 野砲兵 第二十四聯隊【久留米】
 山砲兵 第三大隊【久留米】
 工兵 第十八大隊【久留米】
 重砲兵 佐世保大隊【佐世保】
 長崎大隊【長崎】

▲第十九師團【羅南】

歩兵 第七旅團【羅南】… 第七十三聯隊【羅南】
 第八旅團【會寧】… 第七十四聯隊【咸興】
 第九旅團【會寧】… 第七十五聯隊【會寧】
 第十旅團【羅南】… 第七十六聯隊【羅南】
 騎兵 第二十七聯隊【羅南】
 野砲兵 第二十五聯隊【羅南】
 工兵 第十九大隊【會寧】

▲第二十師團【龍山】

歩兵 第九旅團【平壤】… 第七十七聯隊【平壤】
 第十旅團【龍山】… 第七十八聯隊【龍山】
 第十一旅團【龍山】… 第七十九聯隊【龍山】
 第十二旅團【大邱】… 第八十聯隊【大邱】
 重砲兵 鎮海灣大隊【馬山】

海軍省は軍務局、人事局、經理局、大臣官房、艦政局、機關局、醫務局、法務局等に別れて居て、海軍大臣は海軍の大中將を以て之に親任し、海軍を管理し、海軍軍人軍艦を統督し、所轄諸部を監督するものである。

第三章 海軍

第一節 海軍の編制

一、海軍省

軍務局 には第一課及び第二課があつて【第一課】では艦船、部隊、官衙及び學校、建制及び勤務に關する事項、艦船及び部隊の編制及び任務に關する事項、軍紀風紀、儀式、禮式、服制及び旗章、軍

備考 右に掲げた外臺灣、滿洲、樺太等にも常備團體を有して居る。

港、要港、要塞地帯及び沿帶の取締、戒嚴及び徵發に關する事項の事務を掌るものである。又【第二課】では港務、望樓、運輸、通信、水路及び海上保安、演習及び檢閲、教育等に關する事項の事務を掌るものである。

人事局 にも亦第一課第二課とあつて【第一課】

では高等武官、候補生、准士官及び文官の補充、服役、進退、任免、補職、増俸、下士卒の補充、服役、任用、徵募及び進級、召集及び簡閱點呼に關する事項の事務を掌るものである。【第二課】では叙位、叙勳、記章、褒章、賞與其他身上に關する事項、恩給に關する事項等の事務を掌るものである。

艦政局 は第一課から第五課まであつて【第一課】

では兵器の造修及び保存、兵器の準備及び配給、海軍工作場に於ける造兵工場及び製鋼工場に關する事項の事務を掌り【第二課】では艦船の造修及び保存、造船工場等に關する事項の事務を掌り【第三課】

では機關の造修及び保存、造機工場に關する事項の事務を掌り【第四課】では艦營用品、炭山及び油田に關する事項の事務を掌り【第五課】では造船造兵費、艦營費及び受託造修費、海軍共済組合に關する事項の事務を掌るものである。

機關局 は機關の使用に關する事項、機關將校以下の本務及び教育に關する事項等の事務を掌るものである。

醫務局 は醫務、衛生、恩給診斷及び軍人體格に關する事項、病院及び治療品、軍醫官及び藥劑官以下の本務及び教育に關する事項の事務を掌るものである。

經理局 には第一課から第三課まであつて【第一課】では豫算、決算及び出納、主計官以下の本務及び教育に關する事項の事務を掌り【第二課】では給與、被服、糧食、通常物品及び用度、艦船、兵器及び艦營品の購買、金錢及び物品會計の監査等に

他軍事上必要なる地點の選定及び其防禦計畫に關する事、(四) 軍事諜報、翻譯及び編纂に關する事等を分掌する事になつて居る。

三、鎮守府

鎮守府は各軍港に置くもので、出師の準備、防禦の計畫、海軍區の警備を掌り、又所屬諸部を監督する所である。而して鎮守府には司令官を置いて天皇に直隸し、麾下の艦船部隊を統率し、又海軍大臣の命を承け、軍政を掌る外、所屬各部を監督し、府務を總理し、麾下の軍紀、風紀及び教育訓練を統監し、麾下の驅逐隊、艇隊、潜水艇隊又は艦船を所管海軍區及び隣内に派遣し、軍隊を所管海軍區内に派遣する事が出来る。司令官の幕僚には參謀長、參謀、副官、人事長、機關長、軍醫長、主計長、法務長等がある。

我國に於ける鎮守府は左の如くである。

關する事項の事務を掌り【第三課】では諸建築、官有財産等に關する事務を掌るものである。

法務局 は軍事司法、懲罰及び監獄に關する事項、主理、録事及び監獄以下の本務に關する事項の事務を掌る所である。

二、海軍々令部

海軍々令部は國防及び用兵の事を掌る所で、軍令部長は天皇に直隸して帷幄の機務に參し、軍令部の部務を統理するのである。而して國防用兵に關する事を計畫して天皇の親裁を仰ぎ、後之を海軍大臣に移るのであるが、戦時に際して大本營を置かぬ場合には作戰に關しては海軍々令部長が之を傳達する事となつて居る。軍令部には參謀があつて、(一) 出師及び作戰の計畫、艦船の配備並に其進退役務に關する事、(二) 艦隊、軍隊の編制、運動法、運輸通信、演習、檢閲に關する事、(三) 軍港、要港、防禦港其

- 横須賀鎮守府 【横須賀市】 第一海軍區
- 吳 鎮守府 【吳 市】 第二海軍區
- 佐世保鎮守府 【佐世保市】 第三海軍區
- 舞鶴鎮守府 【餘部町】 第四海軍區
- 當分の内佐世保鎮守府所轄 第五海軍區

四、海軍將官會議

之は海軍の將官若干人を以て議員とし、海軍に關する重要な事項を審議するもので、海軍大臣を以て議長とし、海軍省構内に置かれてある。

五、海軍要港部

之は要港の防禦及び其附近の警備、軍需品の配給、艦船の修理等を爲すもので、司令官は天皇に直隸し、軍政人事は海軍大臣の指揮區處を受け、防禦計畫は海軍々令部長の指揮區處を受け、艦政、兵事、警備は所屬鎮守府司令官の區處指揮を受ける事になつて居る。而して要港部には水雷艇隊を置くもので

ある。

六、海軍望樓

これは海上の見張及び通信を掌り、併せて氣象観測を爲す所で、沿岸の各要所に置かれてある。現在此海軍望樓のある所は安房の布良、伊豆の長津呂、紀伊の神之岬、長門の角島、豊後の鶴見崎、肥後の野母岬、大隈の佐多岬、豊岐の豊岐崎、對島の韓崎及び神崎、能登の皆月の鼻、隠岐の西郷、土佐の室戸崎、日向の柳崎等である。

七、海兵團と水雷團

海兵團は各軍港に置かれてあるもので、海軍下士官の教育及び軍港の守衛を掌る所で、水雷團も亦軍港に置かれて居て、水雷敷設隊、潜水艇隊、水雷艇隊、驅逐隊を置き、水雷防禦に關する事を掌るものである。

第二節 海軍の教育

一、海軍大學校

これは海軍の最高教育をする所で、海軍將校並に機關官に高等の學術を教授する所である。學生は將校科甲種、航海科、機關科長期、同短期、選科の五種に別れ、甲種學生は樞要の職員又は高級指揮官の素養を爲す爲に高等の兵學及び其他の學術を教授し航海學生には砲術、水雷術及び航海術の學理を教授し「甲種學生」は海軍大尉にして身體強健で實務の成績が優等で氣節があつて將來十分發達する見込のあるものを所管長官から推薦せられ、入學試験に合格したものをも更に詮衡委員が檢定し海軍大臣が命じて入學せしめるものである。「航海學生」は海軍大尉にして砲術、水雷術及び航海術を専修せしめらる

に適當と認められたものを入學試験を経て之に合格したものを更に詮衡して入學せしめるものである。「機關科長期學生」は機關大尉中尉にして實務の成績優良で機關科短期學生中優等の成績で卒業した者を入學試験を行ひ將來十分發達の見込ある者を入學せしめるのである。「機關科短期學生」は海軍機關中少尉にして機關に關する學術を修めしめるに適當と認められた者又は機關學校に於て良好の成績で卒業したものを入學試験の上入學せしめるものである。「撰科學生」は海軍佐官、機關佐官又は實役停年三ヶ年以上を経た海軍大尉、機關大尉にして之を志願する者に入學せしめるのである。此校の所在地は東京京橋區築地にあつて、校長は中將級の將官を以て之に充て、居る。

二、海軍兵學校

これは海軍將校となるべき者を教育する所で、砲術

三、海軍機關學校

これは海軍機關官となるべき者を教育する所で、機關術、水雷術、普通學等の學科で、生徒は年齢満十六歳以上二十歳以下で志願者は檢査の上入學試験の上所要の人員を採用せられ、入學の日から海軍兵籍に編入され、手當金の支給を受け、修業年限は三年四ヶ月である。卒業生は海軍機關少尉候補生に任命せられる。此校は横須賀にあつて校長は中少將級の將官を以て之に充て、居る。

の將官を以て之に充てられて居る。

四、海軍砲術學校

之は砲術を教育する所で、學生は准士官以上の者、練習生は下士以下の者で、學生を普通科、高等科、特修科、専攻科の四種に區別されてある。此校の所在地は横須賀で、校長は中少將級の將官を以て之に充て、居る。

五、海軍軍醫學校

之は海軍軍醫又は同軍醫候補生、藥劑士候補生から撰抜して之に高等の學術を教授し、又選科學生は實役三ヶ年以上を経た海軍軍醫若しくは大軍醫にして學生たらんことを志願する者に各自の撰擇科目に就き修業せしめる所である。此校は東京京橋區築地にあつて、校長は大抵軍醫總監を以て之に充て、居る。

六、海軍經理學校

之は海軍主計官及び少主計候補生に必要な學科を教授し、兼ねて其職務を練習せしめ、又海軍上等筆記、筆記、厨宰、一二等主厨及び筆記を爲す者をして實務を練習せしめる所で、學生は四種に別れて居る。本校の所在地は東京京橋區築地で、校長は多く主計總監を以て之に充て、居る。

七、海軍水雷學校

此學校は水雷術及び通信術を教授し、且つ其改良進歩を圖る所で、學生と練習生とあつて、學生は准士官以上で練習生は下士以下である。而して學生を普通、高等、特修、専攻の四科に別つてある。本校の所在地は神奈川縣田浦町で、校長は少將級の將官を以て之に充て、居る。

八、海軍工機學校

此學校は機關術其他の技術工藝を教授し、其改良進歩を圖る所で、准士官以上を學生とし、下士以下を練習生といつて居る。本校の所在地は横須賀である。

第三節 海軍の禮砲

海軍では禮砲といふ事がある。之は軍艦又は砲臺に於て敬意を表する爲めに儀仗を整へて行ふ空砲の發火で、日出前日歿後及び日曜日には之を行はないので通例として居る。

九、信號練習

信號練習生は上等卒にして三ヶ月以上教育を受けた者の内から視聽完全で齒列正しく、品行方正で鋭敏活潑の者を志願者中から選り、海兵團長が之を命ずるものである。

一〇、海軍看護術練習所

之は各鎮守府に於ける海軍病院内に置かれるもので、海軍看護手及び看護をして醫術上必要な智識及び技術を教授するを目的とするものである。

全權辦理大臣	十九發
特命全權大臣	十五發
陸海軍大臣	十五發
陸海軍大將	十五發

辨理公使	十三發
陸海軍中將	十三發
代理公使	十一發
外交事務官	十一發
陸海軍少將	十一發
總領事	九發
司令官たる海軍大佐	九發
要塞司令官又は旅團長たる大佐	九發
一等領事	七發
二等領事	七發
海軍大佐以下の佐尉官	七發

大體右の如くであるが、陸海軍將官にして軍隊の司令權を有する時は定數の外二發を増すものである。又此外外國の文武官に對して禮砲を發する場合があり、又帝國軍艦若しくは砲臺から答禮を行ふべき場合と、然らざる場合とある。例へば皇禮砲に對しては答禮を行はないが、司令長官及び司令官の族旗に對する禮砲は、外國軍艦からする時は總て同

數の答禮を行ふが如き即ちそれである。

第四節 海軍の志願

海軍の志願兵を志願する者は水兵、軍樂生、木工、機關兵、看護、主厨の六種の内を選ぶべきもので、身體検査に合格した者から所要の人員を採用せられるものであるが、志願兵の年齢は水兵及び機關兵は滿十七歳以上滿二十一歳未満、木工、看護、主厨は滿十七歳以上滿二十六歳未満、軍樂生は滿十六歳以上滿十九歳未満で、軍樂生及び看護は讀書(平易なる漢字交り文)算術(四則)の學力あるを要する。

次に志願兵は左の各項の一に該當する者は之に應ずる事が出来ない。

- (1) 陸軍の豫備役及び後備役にある者
- (2) 徵兵令第二十八條に當る者

【徵兵令二十八條】 兵役ヲ免レンガ爲メ身體ヲ毀傷シ疾

病ヲ作爲シ其他虚偽ノ所爲ヲ用ヒ又ハ逃亡若クハ潜匿シタル者又ハ正當ノ事故ナク身體検査ヲ受ケザル者ハ抽籤ノ法ニ依ラズシテ之ヲ徵集ス

- (3) 禁錮以上の刑に處せられたる者又は賭博犯の處分を受けた者
 - (4) 刑事被告人
 - (5) 復権を得ざる家資分放者、破産者若しくは其相續人
 - (6) 身代限りの處分を受け負債の辨償を経ざる者若しくは其相續人
 - (7) 身體完全ならぬ者
 - (8) 品行方正ならぬ者
 - (9) 無教育の者
 - (10) 右の外海軍々人に適しない者
- 次に身體検査に合格したものは志願兵徵募官から合格書を附與せられると共に以後の居所を明かにし、採用の通知を受けた時は其採用書と身體検査合格書

とを入團の際必ず所持せねばならぬ。又入團の際には重ねて身體検査を行ふものである。入團を採用されて之が通知を受けても事情によつて入團する事が出来ぬ場合には本人か家族から市區町村長を経て鎮守府長官に届出でるを要する。

少尉候補生と機關少尉候補生 は其採用資格は左の如くである。

- (一) 海軍兵學校又は海軍機關學校の全科を卒業した者
 - (二) 私費を以て外國に留學し、相當の學術を修め、卒業した海軍出身志願者にして身體検査及び採用試験に合格した者
- 少軍醫候補生 の採用資格は左の如くである。
- (一) 東京及び京都帝國大學醫科大學生にして身體検査に合格した者
 - (二) 醫術開業免狀を有し、身體検査及び採用試験に合格した者、但し高等學校醫學部及び特に海

軍大臣の檢定した府縣立醫學校卒業の者に對しては採用試験を省略される。

少藥劑士候補生の採用資格は左の如くである

(一) 東京及び京都帝國大學醫科大學學生にして身體検査に合格した者

(二) 藥劑士免狀を有し身體検査及び採用試験に合格した者

少主計候補者の採用資格は左の如くである。

(一) 東京及び京都帝國大學醫科大學學生若しくは高等學校學生にして身體検査に合格した者

(二) 官公立中學校若しくは之と同等以上と認むる學校を卒業し、且つ法律及び經濟學を修めた者にして身體検査及び採用試験に合格した者

水路少技師候補生の採用資格は左の如くである。

官立公立中學校若しくは之と同等以上と認める學校を卒業し、且つ測量術及び製圖法を修めた者

で、身體検査及び採用試験に合格した者
造船少技師候補生の採用資格は左の如くである。

東京又は帝國大學工科大学々生にして身體検査に合格した者

海軍軍醫と藥劑官は東京及び京都帝國大學醫科大學々生中から海軍志願者に就き身體検査を行ひ、合格した者の内から所要の人員を採用するもので、年齢は軍醫學生にあつては滿十九歳以上、醫科大學學生にあつては第一年生は二十五歳未満、第二年生は二十六歳未満、第三年生は二十七歳未満、第四年生は二十八歳未満で、出願手續は帝國大學總長を経て願書に履歴書、戶籍謄本を添へ海軍大臣に出願するのである。

海軍主計官は帝國大學法科大学學生又は東京高等商業學校生徒にして海軍志願者の内から身體検査を行ひ合格した者から所要の人員を採用するものである。

吳鎮守府 和歌山、奈良、大阪、兵庫(但馬國を除く)岡山、廣島、山口、徳島、香川、愛媛、高知

佐世保鎮守府 大分、福岡、佐賀、長崎、熊本、鹿兒島、宮崎、沖縄

舞鶴鎮守府 秋田、山形、新潟、長野、富山、石川、岐阜、福井、滋賀、京都、兵庫(但馬國一圓)鳥取、島根

第五節 帝國の海軍力

で、年齢は滿十九歳以上滿二十七歳以下とし、志願手續は帝國大學總長又は高等商業學校長を経て願書に履歴書、戶籍謄本を添へ海軍大臣に出願する。造兵官と造船官は帝國大學工科大学學生中の海軍志願者の身體検査を行ひ、合格した者の中から所要の人員を採用するもので、年齢は滿十九歳以上滿二十七歳未満とする。志願手續は帝國大學總長を経て願書に履歴書及び戶籍謄本を添へ海軍大臣に出願するものである。

海軍志願兵徵募區 海軍志願兵の徵募區は左の如く定まつて居る。

▲横須賀鎮守府

戰艦	名	排水量	速力	主砲	建造地
同	敷島	一五、〇〇〇	一八	十二吋砲四、六吋砲四	英國
同	朝日	一五、〇〇〇	一八	十二吋砲四、六吋砲四	英國
同	三笠	一五、〇〇〇	一八	十二吋砲四、六吋砲四	英國
同	肥前	一三、七〇〇	一八	十二吋砲四、六吋砲三	英國
同	香取	一五、九〇〇	一八	十二吋砲四、十吋砲四	英國
同	鹿島	一六、四〇〇	一八	十二吋砲四、十吋砲四	英國

同	同	同	同	同
▲二等水雷艇	▲潜航艇	廿九號、六十六號、六十七號、六十八號、七十號、七十一號、七十二號、七十三號、七十四號、七十五號、	第一、第二、第三、第四、第五、第六、第七、第八、第九、第十、第十一、第十二、第十三、第十四、第十五、第十六、第十七、	神戶川崎造船所
鴻	鶴	鷗	鷗	鷗
一五二	一五二	一五二	一五二	一五二
元	元	元	元	元
同	同	同	同	同

第四章 官等と俸給

第一節 陸海軍の官等

我國軍人の官等は陸軍と海軍とによつて幾分異つ

て居るが、陸軍武官等は明治卅五年に海軍武官階級は大正四年に何れも勅令を以て定められたもので即ち左の如くである。

▲陸軍武官官等表

將官	大將	中將	少將	大佐	中佐	少佐	大尉	中尉	少尉	准士官相當官	砲兵上等工長	特務曹長	各兵科准士官	各兵科下士
	將官相當官	將官	將官	將官	將官	將官	將官	將官	將官	將官	將官	將官	將官	將官
尉官相當官	尉官	尉官	尉官	尉官	尉官	尉官	尉官	尉官	尉官	尉官	尉官	尉官	尉官	尉官
	尉官	尉官	尉官	尉官	尉官	尉官	尉官	尉官	尉官	尉官	尉官	尉官	尉官	尉官
下士官相當官	下士官	下士官	下士官	下士官	下士官	下士官	下士官	下士官	下士官	下士官	下士官	下士官	下士官	下士官
	下士官	下士官	下士官	下士官	下士官	下士官	下士官	下士官	下士官	下士官	下士官	下士官	下士官	下士官

▲海軍武官官階表

將官	大將	中將	少將	大佐	中佐	少佐	大尉	中尉	少尉	准士官	下士官
	將官相當官	將官	將官	將官	將官	將官	將官	將官	將官	將官	將官
尉官相當官	尉官	尉官	尉官	尉官	尉官	尉官	尉官	尉官	尉官	尉官	尉官
	尉官	尉官	尉官	尉官	尉官	尉官	尉官	尉官	尉官	尉官	尉官
下士官相當官	下士官	下士官	下士官	下士官	下士官	下士官	下士官	下士官	下士官	下士官	下士官
	下士官	下士官	下士官	下士官	下士官	下士官	下士官	下士官	下士官	下士官	下士官

軍醫總監	軍醫總監	軍醫總監	主計總監	主計總監	主計總監	造船總監	造機總監	造兵總監	水路大監	水路中監	水路少監	大技士	中技士	少技士					
軍醫大監	軍醫中監	軍醫少監	大主計	中主計	少主計	大造船	中造機	少造兵	大水路	中水路	少水路	大造兵	中造機	少造機	上等筆記				
藥劑大監	藥劑中監	藥劑少監	大藥劑士	中藥劑士	少藥劑士	大造船	中造機	少造機				大技士	中技士	少技士					
一等	二等	三等	一等	二等	三等	一等	二等	三等											
軍樂手	軍樂手	軍樂手	看護手	看護手	看護手	船匠手	船匠手	船匠手											

▲尙此外士官特務士官として兵曹長、軍樂長、船匠長、看護長、筆記長等がある。

第二節 陸海軍の俸給

陸海軍の俸給は現役と外國駐在等によつて異なるが、其重なる者を掲ぐれば左の如くである。

▲陸軍の俸給 (年額)

大將 七千五百圓
 中將及び同相當官 五千圓
 少將及び同相當官 三千九百圓

▲軍陸の宅料 (月額)

大將 二十五圓
 中將及び同相當官 十八圓七十五錢
 少將及び同相當官 十二圓五十錢
 大佐及び同相當官 十圓
 中佐及び同相當官 八圓七十五錢
 少佐及び同相當官 七圓五十錢
 大尉及び同相當官 四圓七十五錢
 中尉及び同相當官 四圓
 少尉及び同相當官 三圓五十錢
 准士官 三圓二十錢

▲外國駐在の陸軍俸給

外國に駐在を命ぜられた陸軍武官は前に掲げた俸給及び宅料の外出發手當、往復旅費、駐在手當、乗馬を要する者は馬飼料等を給せられる。其金額は左の如くである。

出發手當 二百五十圓
 駐在手當 (月額) 百卅圓以上三百十圓以下

大佐及び同相當官 二千九百四十圓
 中佐及び同相當官 二千九百十六圓
 少佐及び同相當官 千五百四十八圓
 大尉及び同相當官 千二百六十圓
 中尉及び同相當官 千八十八圓
 少尉及び同相當官 九百八十二圓
 一等樂長 九百七十二圓
 二等樂長 九百圓
 一等 八百二十八圓
 二等 七百五十六圓
 三等 六百八十四圓
 四等 六百一十二圓
 特別甲 六百八十四圓
 特別乙 六百一十二圓
 一等 五百四十四圓
 二等 四百六十八圓
 三等 三百九十六圓

▲備考 中將にして參謀總長、教育總監の職にある者は年額六千二百四十圓とし、聯隊長及び獨立隊長の職にある佐官は月額二十圓以内を加給する事となつて居る。

馬飼料(月額)	三十二圓
旅費(片道)	九百八十二圓
東京伯林間	九百三十九圓
東京ブラツセル間	九百十圓
東京巴里間	八百九十六圓
東京羅馬間	八百九十圓
東京維納間	千十圓
東京ベテログラード間	九百五十八圓
東京倫敦間	八百八十圓
東京ワシントン間	八百八十圓

▲海軍の俸給 (年額)

大將	七千五百圓
中將及び同相當官	五千圓
少將及び同相當官	四千六百一十圓
大佐及び同相當官	三千四百六十六圓
中佐及び同相當官	二千三百九十四圓
少佐及び同相當官	千六百四十九圓
大尉及び同相當官	千二百一十一圓

▲海軍の内地外加俸 (日額)

海軍武官は朝鮮、關東州、樺太に在動する者は本俸の外左の如き加俸を受ける事になつて居る。

同	二級	千九十五圓
同	三級	九百八十五圓五十錢
中尉及び同相當官	一級	七百三十圓
同	二級	六百五十七圓
少尉及び同相當官	一級	五百四十七圓五十錢
同	二級	九百八十五圓五十錢
兵曹長及同相當官	二級	九百五圓二十錢
同	三級	三百六十五圓
候補生	二級	七百五十九圓廿錢
上等兵曹及び同相當官	一級	六百八十六圓廿錢
同	二級	六百八十六圓廿錢
同	三級	六百十三圓廿錢
同	四級	五百四十圓廿錢

大將	四圓	中將	三圓
少將及相當官	二圓五十錢	大佐及相當官	一圓七十錢
中佐及相當官	一圓四十錢	少佐及相當官	一圓
大尉及相當官	七十錢	中尉及相當官	四十五錢
少尉及相當官	三十五錢	兵曹長及相當官	六十錢
候補生	二十五錢	准士官	四十錢
尙臺灣在動の加俸は左の如くである。(日額)			
中將	二圓六十錢	少將	二圓廿錢
大佐及相當官	一圓七十錢	中佐及相當官	一圓四十錢
少佐及相當官	一圓十錢	大尉及相當官	九十錢
中尉及相當官	七十錢	少尉及相當官	五十五錢

第五章 徵兵諸則

我國陸海軍の徵兵に關する法規は徵兵令、徵兵検査規則、陸軍兵籍規則、海軍志願兵條例、其他いろいろあるが、今最も必要な部分丈を左に摘録して見よう。

滿十七歳以上二十一歳以下ニシテ官立學校(小學校及選科等ノ別科ヲ除ク)府縣立師範學校中學校若ハ文部大臣ニ於テ中學校ノ學科程度同等以上ト認メタル學校ノ卒業者ニシテ文部大臣ノ認可ヲ經タル學則ニ依リ修業年限三ヶ年以上ノ專門學校又ハ之ト同等以上ト認ムル學校ニ在ル者ハ本人ノ願ニ由リ一年志願兵トシテ服役スベキ者ニ限リ滿二十七歳迄入營ヲ猶豫ス其事故二十七歳迄ニ止ミ又ハ之ヲ過クルモ仍ホ止マザル者ハ抽籤ノ法ニ依ラズシテ之ヲ徵集ス朝鮮、露國領沿海州、露國領薩哈連、支那、香港、澳門以外ノ外國ニ在ル者ハ本人ノ願ニ由リ徵集ス○滿二十二歳迄ニ歸朝スル者ハ抽籤ノ法ニ依ラズシテ之ヲ徵集シ三十二歳ヲ過ケル者ハ國民兵役ニ服セシム

入營猶豫

在 校 者

在 外 者

北海道渡島、後志、膽振、石狩、天鹽、北見、日高、十勝、釧路、根室及東京府管下小笠原島ニ轉籍移住シ開墾其ノ他一定ノ生業ニ従事スル者ハ轉籍移住五箇年ニ滿ツル迄、又北海道占守島ニ轉籍移住ノ者ニ在リテハ滿三十歳迄徵集ヲ猶豫ス之ヲ過ケルモ仍ハ在任スル者ハ國民兵役ニ服セシムルノ制アリシガ此規定ハ明治四十年勅令第二百五十五號ヲ以テ現ニ徵集猶豫中ノ外ハ同年九月一日ヨリシテ廢止セララルコトト爲レリ

(注意)

現 役

陸軍ハ三箇年ニシテ滿二十歳ニ至リタル者之レニ服ス
海軍ハ四箇年ニシテ滿二十歳ニ至リタル者之レニ服ス

常備現役

(注意) 海軍現役歩兵科兵卒ニシテ勤務ヲ習得シタル者ハ當分ノ内、服役二年ノ終ニ於テ歸休セシメラルコトト爲レルモ同時ニ又戰時若ハ事變ノ際其他軍事上必要アル場合ニハ之ニ拘ラズ在營ノ期間ヲ伸縮シ又ハ所要ノ人員ヲ限リ歸休セシメザルコトアルベキ旨定メラレタリ

豫 備 役

陸軍ハ四箇年四箇月ニシテ現役ヲ終リタル者之ニ服ス
海軍ハ三 箇 年ニシテ現役ヲ終リタル者之ニ服ス

後備兵役

陸軍ハ十箇年ニシテ常備兵役ヲ終リタル者之ニ服ス
海軍ハ五箇年ニシテ常備兵役ヲ終リタル者之ニ服ス

兵 役

補充兵役

軍(十二箇年四箇月)ニシテ其年所要ノ現役兵員ニ超過スル者ノ中所要ノ人員之ニ服ス
海 軍(一箇年)ニシテ其年所要ノ現役兵員ニ超過スル者ノ中所要ノ人員之ニ服ス

警 備 隊

警備隊所在地タル島嶼ニ於ケル壯丁(近衛師團ニ編入スル者ヲ除ク)ハ總テ之ヲ警備隊ニ充テ其地ニ於テ服役セシム其在營期限ハ一箇年以内トス

國民兵役

第一國民兵役 陸軍ニアリテハ後備兵役又ハ召集セラレタル補充兵ニシテ其ノ役ヲ終リタル者海軍ニアリテハ後備兵役ヲ終リタル者

(注意)

各兵役ノ期限既ニ滿ツルト雖モ戰時或ハ事變ニ際スル時若ハ臨時ニ演習或ハ觀兵ノ舉アル時若ハ航海中或ハ外國駐劄中ハ其期ヲ延スコトアリ

陸軍現役兵

毎年所要ノ人員ニ應ジ壯丁ノ身材能職ニ從ヒ步兵、騎兵、砲兵、工兵、輜重兵職工及雜卒ニ區別シ及ビ補充兵 抽籤ノ法ニ依リ當籤ノ者ヲ以テ之ニ充ツ

海軍現役兵

毎年所要ノ人員ニ應ジ沿海地方及島嶼ノ壯丁ヲ調査シ海軍ニ適スル職業ニ從ヒ水兵火夫職工及雜卒ニ區別シ及ビ補充兵 區別シ抽籤ノ法ニ依リ當籤ノ者ヲ以テ之ニ充ツ但海軍志願兵徵集規則ニ依リ服役スル者ハ此限ニアラズ

服 役

警備隊所在

此島嶼ニ於ケル壯丁(近衛師團ニ編入スル者ヲ除ク)ハ總テ之ヲ警備隊ニ充テ其他ニ於テ服役セシム但地ノ島嶼 在營期限ハ一箇年以内トス

(注意)

國民兵役(抽籤番號ノ順序ニ因リ其年ノ補充兵役所要員ニ超過スル者ハ國民兵役ニ服セシム
志願服役(二十歳ニ至ラズト雖モ滿十七歳以上ノ者ハ志願ニ因リ現役ニ服スルコトヲ得
雜卒ノ現役期限ハ其職務ニ因リ之ヲ短縮スルコトアルベシ但常備兵役ノ全期ハ減ズルコトナシ

抽 籤

一 身體検査ニ合格シタル壯丁ハ徵集順序ヲ定ムル爲メ徵集區毎ニ體格ノ等位及兵種ヲ分チ聯隊區徵兵署又ハ警備隊區徵兵署(東京市、京都市、大阪市ニ於テハ聯隊區聯合徵兵署)ニ於テ抽籤ヲ行フ

二 寄留地徵集區ノ身體検査ニ於テ合格シタル者ハ該徵集區ノ壯丁ト混同シテ抽籤ヲ行フ

三 抽籤總代人ハ其年ノ壯丁ニ就キ市町村長ヲシテ之ヲ選定セシム其人ハ適宜トス

四 甲種合格者ニシテ徵兵令第十三條第五項及第二十三條ニ當リ抽籤ノ法ニ依ラズシテ徵集スル者
甲種合格者ニシテ徵兵令第二十七條ニ當リ徵集スル者
身體検査ニ合格シタル壯丁ニシテ讀書算術ヲ能クシ且身元確實ナル者ニシテ抽籤ノ法ニ依ラズシテ現役ニ服セント志願シテ之ヲ許可シタル者(徵兵事務條例施行細則第二十一條)

編入順序

- 五 甲種合格者ニシテ抽籤ノ者(順序ハ番號ニ從フ)
- 六 第一乙種合格者ニシテ徵兵令第二十八條ニ當ル者
- 七 第一乙種合格者ニシテ徵兵令第十三條第五項及第二十三條ニ當リ抽籤ノ法ニ依ラズシテ徵集スル者
- 八 第一乙種合格者ニシテ徵兵令第二十七條ニ當リ徵集スル者
- 九 第一乙種合格者ニシテ抽籤ノ者(番號ノ順序ニ從フ)
- 十 第二乙種合格者ニシテ徵兵令第二十八條ニ當ル者
- 十一 第二乙種合格者ニシテ徵兵令第十三條第五項及第二十三條ニ當リ抽籤ノ法ニ依ラズシテ徵集スル者
- 十二 第二乙種合格者ニシテ徵兵令第二十七條ニ當リ徵集スル者
- 十三 第二乙種合格者ニシテ抽籤ノ者

(注意) 陸海軍ノ現役兵ニ決定シタル者正當ノ事由ナク徵集ノ期ニ後レ十日ヲ過ギタルトキハ六月以下ノ禁錮ニ處シ職用セラル

徵兵

通則

步兵隊ノ兵員ハ聯隊毎ニ其師團各聯隊區ヨリ徵集ス但要員滿シ能ハザル時ハ他ノ聯隊區若クハ師管ヨリ其不足ヲ補充スルコトヲ得

近衛 近衛ノ步兵隊及騎兵隊ノ兵員ハ各師管ヨリ其他ノ兵員ハ第一師管ヨリ徵集ス

鐵道隊 鐵道隊ノ兵員ハ各師管ヨリ徵集ス

警備隊 警備隊ノ兵員ハ其警備隊區ヨリ徵集ス

海軍 海軍兵員ハ各師管内沿海及島嶼ヲ包括スル聯隊區及沖繩警備隊區ヨリ徵集ス

本則

兵役ノ適否ヲ定ムル爲メ聯隊區徵兵署又ハ警備隊區徵兵署ニ於テ壯丁ノ身體検査ヲ行フ此検査ハ徵兵官及徵兵參事員ノ面前ニ於テ爲サルベキモノトス

他ノ徵兵區ニ寄留シ其ノ地ニ於テ身體検査ヲ受ケンコトヲ冀望スル者ハ寄留地若ハ検査地ノ島司郡市長ニ願出テ(此願出期日ハ本籍地及寄留地若ハ検査地徵集區ノ検査開始前三十日迄ニ限ル)且其由テ本籍ノ市町村長ニ届出ゾベキモノトス其後更ニ寄留地ヲ爲シ其他ニ於テ身體検査ヲ受ケントスル者亦同シ但此場合ニ於テハ前寄留地ノ島司郡市長ニモ届出ヲ爲スチ要ス之ヲ爲サザル時ハ五錢以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處セラレベシ

検査

寄留地

受檢地

検査

期日

現役兵(每年十二月一日、但疾病犯罪等ノ爲メ此日ニ入營シ難キ者ハ同月末日迄ニ入營セシム)

警備隊兵(第一期 徵募年ノ十二月一日 第二期 翌年六月一日)

通則 第一期 徵募年ノ十二月一日 第二期 翌年三月一日 第三期 同年六月一日 第四期 同年九月一日

入營

延期

不合格

一 現役其入營ニ際シ父母ノ疾病危篤或ハ死亡ノ爲メ入營ノ延期ヲ願フ者アル時ハ二十日以内ノ延期ヲ許ス

二 現役兵入營前徵兵令第二十二條ニ當ル事故(徵集ニ應ズル時ハ家族活路ヲ失フノ事故)生ジテ本人ヨリ入營ノ延期ヲ届出タル時ハ徵集ヲ延期ス

(注意) 戰時若ハ事變ノ際其他必要ノ場合ニ在テハ前記入營期日ヲ變更スルコトアリ期日ニ入營セザルトキハ罰アリ

不合格

(一) 惡性腫瘍、(二) 骨軟化、佝僂病、(三) 象皮腫、癩、(四) 動脈瘤、(五) 癩癧、(六) 白痴、(七) 癲狂、(八) 盲、(九) 耳聾、若ハ鼻ノ全缺セル者、(十) 聾、(十一) 啞、(十二) 唇、齒牙、口内ノ疾病ニシテ官能ニ大ナル妨アル者、(十三) 食道狹窄、(十四) 脊梁、骨盤ノ畸形ニシテ運動ニ大ナル妨アル者、(十五) 軟兒尼亞、(十六) 關節畸形、(十七) 習癖脫臼、(十八) 支肢ノ短縮彎曲、(十九) 指節強剛ニシテ把握ニ大ナル妨アル者、(二十) 母指示指若ハ二指以上ヲ失シタル者、(廿一) 蹠足、(廿二) 第一趾ヲ失シタル者若ハ三趾以上ヲ失シタル者

體格

(注意)

右ノ疾病畸形中、輕症ニシテ服役シ得ベキ者ノ合格トシ爾餘ノ疾病畸形ト雖モ服役シ得ベカラザル者ハ不合格トス

徵兵體格ノ等位ハ左ノ如シ

- 一 甲種 (身長五尺以上ニシテ身體強健ナル者)
- 二 乙種 (身長五尺以上ニシテ身體甲種ニ亞グ者其體格比較的良好ナルモノヲ第一乙種トシ之レニ亞グモノヲ第二乙種トス)
- 三 丙種 (身長五尺以上ニシテ身體乙種ニ亞グ者及身長五尺未滿四尺八寸以上ニシテ丁種戊種ニ當ラザル者)
- 四 丁種 (前記疾病畸形ノ者及身長四尺八寸ニ滿タザル者)
- 五 戊種 (徵兵令第二十條第一項第二項ニ當ル者)

甲種、乙種、丙種ヲ合格トシ其甲種、乙種ハ現役ニ徵スベキ者、丙種ハ國民兵役ニ置クモノトシ丁種ハ不合格、戊種ハ徵集延期トス

(注意)

徵兵令第十二條第十三條ノ志願兵ハ前記ノ甲種及乙種ヲ合格トシ丙種丁種及戊種ハ不合格トス

補充

通則

現役兵入營前ニ死亡シ若ハ疾病犯罪其ノ他ノ事故ニ由リ十二月三十一日迄ニ缺員ヲ生ジ若ハ入營シ難シト認メタル者又ハ入營ノ際死亡シタル者若クハ一時服役ニ堪ヘザル者又ハ常備後備ノ服役及永久服役ニ堪ヘ難キ者アルトキハ徵集年ノ翌年一月三十一日迄ニ其徵集區同兵種ノ補充兵若クハ海軍補充兵ヲ以テ抽籤番號ノ順序ニ從ヒ補充シ若シ其ノ徵集區ヨリ補充スルコト能ハザルトキハ職隊區内他ノ徵集區ヨリ補充スベキ月ノ十日迄ニ本文ノ事故ヲ生ジタル者アルトキハ次期入營スベキ者ヲ繰上ゲテ入營セシム其ノ最終期ニ在テハ前期ニ繰上ゲタル缺員ト其ノ期ノ缺員ハ第一補充兵ヲ以テ補充ス

看護ニシテ右ノ如キ事故ヲ生ジタル者アルトキハ入營スベキ月ノ十日迄ニ其徵集區同兵種ノ第一補充兵ヲ以テ抽籤番號ニ從ヒ補充ス

臨時ニ多數ノ現役兵ノ缺員ヲ生ジタル場合ニ於テハ前諸項ノ期日ニ拘ラズ第一補充兵ヲ以テ各年次ニ於ケル現役兵ノ缺員ヲ補充スルコトヲ得

例外

多數缺員 臨時ニ多數ノ現役兵ノ缺員ヲ生ジタル場合ニ於テハ前諸項ノ期日ニ拘ラズ第一補充兵ヲ以テ各年次ニ於ケル現役兵ノ缺員ヲ補充スルコトヲ得

徵備兵

戰時若ハ事變ニ際シ之ヲ召集ス平常ニ在テハ毎年一度六十日以内ノ勤務演習ノ爲メ之ヲ召集シ又毎年一度簡閱點呼ヲ爲ス

召集

補充兵

第一補充兵 現役兵ノ補充ニ充テ又戰時若ハ事變ニ際シ之ヲ召集ス但其補充ニ充ツルハ服役ノ初年ニ限ル平常ニ在テハ百五十日以内教育ノ爲メ召集ス其他勤務演習簡閱點呼ヲ爲スコトハ徵備兵ニ同シ

第二補充兵 戰時若ハ事變ニ際シ等一補充兵ヲ召集シ仍ホ兵員ヲ要スル時之ヲ召集ス

海軍補充兵 現役兵ノ補充ニ充テ又戰時若ハ事變ニ際シ之ヲ召集ス但其補充ニ充ツルハ服役ノ初年ニ限ル

(注意)

國民兵 戰時若ハ事變ニ際シ後備兵ヲ召集シ仍ホ兵員ヲ要スル時ニ限リ之ヲ召集ス

餘人ヲ以テ代フベカラザル職務ヲ奉ズル官吏及市町町長、助役及收入役ハ徵備兵ニ在ルト第一補充兵ニ在ルト間フズ勤務演習簡閱點呼ノ爲メ召集セラルコトナシ法律ヲ以テ設立シタル議會ノ議員其開會中亦同シ

旅費

旅費ハ檢査入營ノ二種ニ分チ之ヲ支給ス○檢査旅費ハ檢丁及呼出ニ係ル檢丁ノ父兄、痲疾不具等ノ者ニ同伴シタル保證人、抽籤人等居住地ヨリ檢査所又ハ抽籤所ニ往復ノ旅費ナリ○入營ノ旅費ハ新兵居住地ヨリ營所ニ至ルノ旅費ナリ

陸路旅費

片道三里以上ノ旅行ヨリ里數ニ應ジ陸路旅費一里ニ付檢査旅費五錢(入營旅行ニ在テハ八錢)ヲ支給ス但一里未滿ノ端數ハ切捨トス

滞在日當

川留雪支等ニテ旅行途中ニ滞在スルトキハ其地市區町村長戸長及之ニ準ズベキ者ノ證明書ヲ添ヘ請求スルトキハ滞在日當金四拾錢(入營旅行ニ在テハ四十五錢)ヲ支給スルコトヲ得

管旅行

片道三里未滿ノ旅行ト雖モ官ノ都合ニ依リ特ニ宿泊ヲ命ジタルトキハ夜數ニ應ジ宿泊料金三拾錢(入營旅行ニ在テハ四拾錢)ヲ支給ス

汽車又ハ

片道三里以上ノ旅行ニシテ渡航ニ在ラザレバ至リ難キ場所若クハ地勢上渡航又ハ汽車乘用ヲ便トスルトキハ陸路雜費ヲ給セズ渡航賃汽車賃ノ下等賃費ヲ支給ス此場合ニ於テハ尙夜數ニ應ジ宿泊料金三拾錢(入營旅行ニ在テハ四拾錢)ヲ給ス其ノ徒歩旅行ト跨ル日ハ其徒歩旅行ニ對シテハ陸路雜費ヲ支給ス

- 汽船ニ依ル場合
- 一 渡航及汽車賃ノ實費ヲ給スル場合ニ於テハ下等賄ノ實費ヲ給スルコトヲ得
 - 二 片道三里未滿ノ旅行ト雖モ渡航ニ在ラザレバ至リ難キ場所ハ渡航費ノ下等實費ヲ支給スルコトヲ得
 - 三 檢丁若クハ呼出ニ係ル檢丁ノ父兄癡疾不具等ニシテ歩行シ能ハザルトキハ陸路旅費ノ外尙ホ片道一里以上ヨリ里數ニ應ジ金十錢ノ車馬賃ヲ支給ス但一里未滿ノ端數ハ切捨トス
 - 四 新兵入營ノ旅行ハ一日十二里詰トシ若シ集合ノ都合等ニ依リ其見積リ行程ヨリ延着セシメタルトキハ増日數ニ應ジ滞在日當ノ額ヲ支給ス
 - 五 新兵入營旅行中疾病ニ罹リ歩行シ能ハズシテ車馬等ヲ要シ又ハ滞在シタルトキハ附添吏員ノ證明書ヲ添ヘ請求スルトキハ車馬賃等ノ實費又ハ滞在日當ヲ支給スルコトヲ得
 - 六 臺灣、樺太、朝鮮、露領沿海州、同薩哈連、支那、香港、澳門ニ在リテハ其附近ノ軍隊又ハ領事館ニ出頭シテ徵兵身體檢査ヲ受クル者ノ旅費ハ自辨トス
 - 七 北海道廳管内ニ限リ陸路雜費ニシテ檢丁旅行ノ場合ハ金八錢、入營旅行ノ場合ハ金拾錢ナリ又車馬賃拾參錢ニシテ入營旅行ノ滞在日當及宿泊料ハ總テ金五拾錢トス
 - 八 臺灣總督府管内ニ限リ入營ニ關スル旅費ハ總テ倍額トス

第六章 列國の陸海軍

第一節 列國の陸軍力

列國の陸軍兵力は歐洲戰亂の影響によつて著るしき變動を見たが、千九百十七年(大正六年)發行のウホーールド、アルマナツクの所載によれば左の如く

國名	平時兵力	豫備兵力	戰時兵力	國民兵
獨逸	八七〇,〇〇〇	四,五三〇,〇〇〇	五,二〇〇,〇〇〇	八,一三二,〇〇〇
佛蘭西	七九〇,〇〇〇	四,三六六,五七〇	五,三〇〇,〇〇〇	二,六三〇,三〇〇
露亞	一,三八〇,〇〇〇	四,〇一六,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	三,九一九,九〇〇
英國	三三六,〇〇〇	三,一三三,六六六	三,〇〇〇,〇〇〇	六,三三六,四六六
伊太利	三〇六,〇〇〇	二,九四四,二〇〇	三,三〇〇,〇〇〇	三,三三九,三三三
日本	一三八,四九七	二,七四三,九八六	三,〇〇〇,〇〇〇	七,四二七,〇〇〇
日	二五〇,〇〇〇	一,二五〇,〇〇〇	一,五〇〇,〇〇〇	八,三三九,三三三

である。

地兵を有して居る。

第二節 列國の海軍力

列國の海軍力も亦歐洲戰亂によつて著るしき變動を來し、之が正鵠を得る事は頗る困難であるが、參考の爲め最近の調査を左に掲げて見よう。

國名	弩級艦	前弩級艦	巡洋艦	甲無裝甲巡洋艦	砲艦	驅逐艦	水雷艇	潛航艇
英國	三九	二四	四三	八四	二二	二六三	一〇〇	九〇
佛蘭西	二一	二〇	一八	一〇	一〇	八四	一五	九〇
露亞	六六	七八	三三	一〇	一〇	二七	七二	九〇
伊太利	六六	七	八	一〇	一〇	二七	七二	九〇
獨逸	一八	二〇	三三	一〇	一〇	二七	七二	九〇
奧國	一四	二二	三三	一〇	一〇	二七	七二	九〇
土國	一	二	三	一〇	一〇	二七	七二	九〇
希臘	一	二	三	一〇	一〇	二七	七二	九〇
羅馬尼亞	一	二	三	一〇	一〇	二七	七二	九〇
希臘	一	二	三	一〇	一〇	二七	七二	九〇
日本	七	三	三	一〇	一〇	二七	七二	九〇
米國	七	三	三	一〇	一〇	二七	七二	九〇
希國	一	二	三	一〇	一〇	二七	七二	九〇
羅馬尼亞	一	二	三	一〇	一〇	二七	七二	九〇
希臘	一	二	三	一〇	一〇	二七	七二	九〇
日本	七	三	三	一〇	一〇	二七	七二	九〇

▲右の外佛蘭西は一三、四〇〇、獨逸は一〇、五九九、伊太利は二三、〇〇〇、英國は一七、五一七、西班牙は一〇、九二〇、和蘭は四〇、〇〇〇、葡萄牙は八、一〇五の殖民

國名	弩級艦	前弩級艦	巡洋艦	甲無裝甲巡洋艦	砲艦	驅逐艦	水雷艇	潛航艇
英國	三九	二四	四三	八四	二二	二六三	一〇〇	九〇
佛蘭西	二一	二〇	一八	一〇	一〇	八四	一五	九〇
露亞	六六	七八	三三	一〇	一〇	二七	七二	九〇
伊太利	六六	七	八	一〇	一〇	二七	七二	九〇
獨逸	一八	二〇	三三	一〇	一〇	二七	七二	九〇
奧國	一四	二二	三三	一〇	一〇	二七	七二	九〇
土國	一	二	三	一〇	一〇	二七	七二	九〇
希臘	一	二	三	一〇	一〇	二七	七二	九〇
羅馬尼亞	一	二	三	一〇	一〇	二七	七二	九〇
希臘	一	二	三	一〇	一〇	二七	七二	九〇
日本	七	三	三	一〇	一〇	二七	七二	九〇
米國	七	三	三	一〇	一〇	二七	七二	九〇
希國	一	二	三	一〇	一〇	二七	七二	九〇
羅馬尼亞	一	二	三	一〇	一〇	二七	七二	九〇
希臘	一	二	三	一〇	一〇	二七	七二	九〇
日本	七	三	三	一〇	一〇	二七	七二	九〇

第三節 軍用飛行機

歐洲戰亂の開始以來、軍用飛行機の發達頗る著しく、又其利用法も益々擴大せられ、今や飛行機は陸海軍と共に戰爭に必要缺くべからざるものとなるに至つた。現今使用せられて居る軍用飛行機には

(一)戰闘用及び爆撃攻撃用飛行機、(二)偵察及び砲兵觀測用飛行機、(三)敵機驅逐用飛行機等があつて其任務に従つてそれ々々其型式を異にして居る。

戰闘用飛行機 は多くの兵員及び兵器を搭乗せしめ、且つ長時間航空し得る必要があるから、それに適當する様に出來て居て、之には複葉式と三層式とがある。又索引式と推進式とあつて、發動機は二個乃至四個あつて、二百乃至九百馬力を有し、二千

米突の高度に於て一時間二十五里乃至三十二里の速力を有して居る。而して人員は二人乃至十五人を搭載し、小口徑砲又は機關銃を一個乃至五個を具へ、

六時間乃至十時間の飛行に堪へ得る事になつて居る

偵察用飛行機 は主に復葉式で、發動機は大抵一個を具へ、八十馬力乃至百五十馬力で、二千米突の高度に於て一時間に二十五里乃至三十二里の速力を有して居る。搭載人員は大抵二人で飛行時間は四時間乃至六時間で、小口徑砲又は機關銃は一個乃至二個を具へて居る。此飛行機は砲兵の觀測にも用ふるものである。

敵機驅逐用飛行機 は單葉又は復葉で、發動機は大抵一個を具へ、馬力は八十乃至百五十で、速度は二千米突の高度に於て一時間に三十里乃至四十里である。人員は一人乃至二人を搭載し、飛行時間は二時間乃至四時間で、小口徑砲又は機關銃は一個を具へて居る。

獨逸飛行船 尙獨逸の飛行船は列國のそれに比し、特に卓逸して居て、長さは約一丁半に達するものがある。幅は約十間に達し、十五人以上の人員を

搭載し、二噸半以上の爆弾を搭載する力を有し、一時間に二十二三里の速力を有するものがある。而して戰爭に際して此飛行船に用ふる兵器は機關銃火砲は勿論、(一)球形爆弾、(二)圓筒形爆弾、(三)砲彈應用爆彈、(四)蛋形爆彈、(五)蛋形榴霰彈等の投下爆彈を機上から地上の敵又は工作物等に投下し、又飛行船が危險に陥つた場合には發雲彈を投下して濃煙空を掩ひ、敵の視目を遮り、又有毒瓦斯彈を使用し、又地上の敵兵を殺傷するを目的とするには重量約十五瓦内外の槍形の小さな箭を小さい罐に收容して一時に數百本宛投射し、又寫眞機、無線電信等を應用する等の設備が出來て居る。

第四節 軍用自動車

我國に於ける自動車は從來其用途頗る幼稚で、殊に都會に於ては交通上の妨害を爲し、通行人に死傷を與へる位のものにて世人をして却つて自動車の有

害を叫ばしめる狀況であるが、歐洲に於ては其利用頗る多方面で、殊に歐洲戰亂に際して之を巧みに軍用に利用するに至つた。之が用途としては第一人員用には騎兵支援用、偵察用、軍隊輸送用、傳令用、司令部用等に使用し、第二には直接に戰闘に使用して火砲裝載用、裝甲機關銃用、探照燈用、突撃用等に用ひ、第三には材料運搬用として火砲の索引用、彈藥運搬用、糧秣運搬用、生肉運搬用等に利用し、第四には衛生勤務として傷者の運搬、外科の治療、病院等に用ひ、尙此外修理用、郵便用等に利用して、頗る周到して居る。我國に於ても近年に至り陸軍に之を應用する事となつた。

第參編 廢物利用法

緒言

どんな家庭でも種々の廢物が出来るものであるが、其廢物を廢物として了すに、無駄のない様に、それからそれへと活かして使用するのが最も上手なやり方である。之は小さく云へば一家の經濟を圖る上の秘訣であり、大きく云へば國家の上に非常な利益となるものである。歐洲戰亂に際して獨逸の食料品其他が二三年にして盡きて了ふであらうと、聯合軍の方では豫測して居たが、其豫測は全く外れて容易に盡きなかつたのも、獨逸國民が非常な堅忍と、それから各自がよく廢物の利用法に意を用いたのが一原因をして居る。今假りに我國民が一人に對して

一日三錢宛を廢物の利用によつて利したとすれば一十年には一人で約十一圓の利益となり、六千八百萬人の人が一十年の利益は實に七億四千萬圓となり、十年には七十四億萬圓の利益となるのである。國家は永遠であるから之れを二十年、五十年、百年といふ様に利して行けば其額は實に驚くべきものである。此點から見ても我等は此廢物利用に就き十分研究と實行とをして行かねばならぬ事が判る。今茲に述べんとする廢物利用法は最も實行し易い方面のみを探り、國民各自が日常生活の上に応用し得るものであるから、之が實行に十分意を注いで貰ひたい。

第一節 食料品の利用

一、魚類の骨と頭

魚類の骨や頭を適當の大きさに

切り、之を大根、里芋、其他のものと一緒に入れて煮ると只醬油を加へたのみで大層旨く食べられるのである。若し鹽鮭とか鹽鱒とかの鹽物の骨や頭であれば醬油を加へず其儘味を鹽梅した後に加へ、又鹽のみで鹽梅するのもよい。かうして利用すれば第一に其骨や頭の廢物を利用したのみならず、砂糖を節約する事が出来るものである。

出し汁 海老とか、焼鮎とか、焼附とか、煮干、ごまめ等の頭は細かくして白布の袋に入れ、水を入れた鍋の中に入れ、次第に熱を増して沸騰せしめ、暫く経つとよい味が出るものである。此時袋を引上げて醬油を適量に加へると旨い汁となるから、之を種々の汁物に用ゐるとよいものである。

フィッシュ、コロッケイ 魚の頭や中骨の部分を蒸煮をし、骨と肉とを分けて、其肉を庖丁でよく叩いて細かにし、食鹽と胡椒とで程よく味をつけ普通の鐵鍋又はフライ鍋にバターを少し入れて火にか

け、溶けるのを待つて前の魚肉と細かに刻んだ玉葱を入れ、絶えず掻き廻はしながら十分に煎め、メリケン粉を少し振りかけて再び掻きませ、二三分間の後皿に揚げて冷し置き、馬鈴薯を皮共に湯煮して暖い内に毛篩で裏漉しにしたものと前の魚肉とをよく掻きませて適宜の形に造り、鶏卵をよく溶いたものをそれに塗り、パン粉をまぶし、更に鐵鍋でラード又はヘットで狐色に揚げるか、胡麻の油で揚げると旨いものである。

フィッシュ、ポテト 前の如くにして馬鈴薯を裏漉にし、食鹽で味をつけて皿に盛り、更に前の魚肉を食鹽と胡椒で味をつけたものを、前に盛つた馬鈴薯の上に振りかければフィッシュ、ポテトが出来ものである。

吸物 前の如くにして骨を去つた魚肉をよく叩いた後葛粉かメリケン粉のかたまりのないものを少し加へ、よく掻きませて圓い形か細長い形に造り、

經節か昆布の出し汁を煮立て、其中に前の魚肉の團子を入れて醬油を加へ、三葉を加へて椀に盛り、柚か蜜柑の皮を少し入れると味も香もよい吸物が出るものである。たゞし葛粉やメリケン粉は餘り多く入れるのはよくない。

スープ 比目魚とか鯛等の骨を適度の水の中に入れて弱火で煮出し、味の出るのを待つて美濃紙で漉し、食鹽を適量に加へると味のよいスープが出来ろ。

魚煎餅 海老とか焼魚とかの残肉があつたら、それを挿鉢でよく摺り、メリケン粉と白砂糖を加へ、鹽氣の少しもない魚肉なら、極めて少量の鹽を加へてよく摺つた後水を加へ、どろ／＼位にして、鐵板か卵焼鍋の如きものに胡麻油を引いて此上で焼けば煎餅の如きものが出来る。若し水の代りに鶏卵を用ゐると最もよい魚煎餅が出来るものである。

卵焼 魚の頭や中骨の部分蒸氣をして骨と肉

器に浸した餅米を一寸許りの厚さに入れ、次に浸した乾飯を三四寸許りの厚さに入れ、又餅米を一寸許りの厚さに入れ、それをよく蒸して白て搗けば餅になるものである。尙それに胡麻とか海苔とかをまぜて搗けば一層風味のあるものである。

乾飯の菓子 乾飯をよく炒り、それに落花生の炒つたものを少し加へ、更に茶色の堅飴を、炒つた乾飯が暖い内に入れてよくかきまぜ、折箱の様なものに入れて置き、冷えて固まつた頃適當な形に切れば菓子が出来るものである。

乾飯の團子 乾飯を水に浸して三十分間許過ぎたら水氣を去り、挽白で挽くと乾飯の粉が出来るか、之に水を加へよくこねて團子の形に作り、熱湯の中に入れて湯煮をし、浮き上るのを待つて引上げ、餡をつけると團子が出来る。又此乾飯の粉に白玉粉を少し加へて團子を作れば一層味のよいのが出来る。

とに分け、其肉を庖丁でよく叩いて細かにし、バターを少し溶いて卵焼鍋で煎めておき、更に卵を溶いてよく掻きまぜた中に前の魚肉を加へ、卵焼鍋に油を引き、少し熱した時、魚肉の混つた卵を入れて普通の如くにして焼けば魚肉入の卵焼が出来ろ。

二、飯粒の利用法

乾飯 飯が餘つて、それを次の食事の時まで置くくと腐敗するとか、又は食べ残りが僅少あつたとか、お鉢の底について居たとかした場合には、それを捨てずに一粒でも二粒でも粗末にせず、それを小皿か盆の如きものに入れて日光に乾かし、又は雨天の日には鐵瓶の銅壺の蓋を取つた上に載せて置けばよく乾くものである。かうして乾いたのは即ち乾飯である。此乾飯は何時迄も貯へる事が出来て色々の食料品を製する事が出来るものである。

乾飯で餅を作る には乾飯を水に浸し、先づ蒸

乾飯で萩の餅 乾飯一升に餅米二升の割にまぜ合せ、普通の水加減で飯を炊き、摺木でよく搗いて適當の大きさに固め、それに餡かきなこを附けると萩の餅となるものである。

乾飯で味噌 乾飯に米を加へて蒸籠で蒸し、それを箱に入れて蓋をし、毛布や蒲團を覆ひて一二晝夜を經ると麴となるから、それに大豆を軟かに煮たものと搗きまぜ、鹽を加へ置いて約二ヶ月を經ると白味噌が出来るものである。

乾飯で粥 乾飯を程よくあぶつて水を多く入れ、弱火で氣長く煮ると軟かになるから、それへ食鹽を少し加へると普通の粥よりも香があつて味がよいものが出来る。尙それへ鶏卵の黄味許りを入れてかきまぜると病人の食物に最も適當なものとなるのである。

腐敗した飯の利用 普通の残飯は右の如く乾飯にして置けば種々の利用が出来ろが、若し腐敗し

て終つたものは如何すればよいかといふに、之は瓶又は壺の如きものに貯へて毎日水を取りかへ、入用の際糊漉し袋に入れてよく揉み出し、着物の糊に用ふればよい。

乾飯でおじや 乾飯でおじやを作るには乾飯四合に水一升の割合にし、それに脛節を少し加へ、弱火で軟く炊いて醬油を程よく加へるとなかく旨いおじやが出来るものである。

三、馬鈴薯の皮の利用法

五色團子 馬鈴薯の皮を湯煮して裏漉しにかけ、メリケン粉又は米粉と半分位づつと砂糖とを混合し水を加へてこねた後一度蒸し、後摺木でつきませ、白は其儘で團子とし、青色は挽茶を少し加へてよくこねて色をつけ、赤は食紅を加へて色をつけ、黄は黄粉を加へ、他の一色は小豆の粉を加へて色をつけて團子を作り、竹串に一色づつとすと五色の團子が

出来る。

きんとん 馬鈴薯の皮を前の如く裏漉しにかけ、別に甘薯を煮て裏漉しにかけたものと混合せ、鹽少量と適量の砂糖を加へ、鍋でよくねりませ、銀杏又は栗を旨く煮たものを混合せるときんとんが出来

てんぷら

馬鈴薯の皮を湯煮して裏漉しにかけたものとメリケン粉とを馬鈴薯一、メリケン粉二の割合に混合せ、水でどろろ位として鹽を少し加へ、之を衣として鮎、烏賊、海老、午芴、蓮根其他を揚ける旨いてんぷらが出来。尚それに卵を加へると一層味がよいものである。

餅菓子

馬鈴薯の皮を前の如くにして裏漉しにかけ、白玉粉と砂糖とを混ぜてよくこねた後、それに餡をかけ、蒸籠に布巾を敷いて一つ宛離れる様において蒸すと餅菓子が出来るものである。

卷羊羹

メリケン粉と少量の鹽と砂糖とを加へて水で薄め、少しどろろにして卵焼鍋の如きものに油を引き、一分位の厚さに両面から焼き、熱い内に餡を入れて小口から巻き、竹簾で上を巻いて紐で括り、暫く経てから小口から切れば渦巻羊羹が出来る。

ポテトスープ

馬鈴薯の皮とそれから玉葱を少し切つて一緒に軟かに燻で、暖かい内に裏漉しをし、玉葱の肉と薯の肉とが取れたら鍋に入れ、牛肉や鶏肉のスープを掻きまぜながら入れて次第に薄め、適當の時を見計らつて鹽と胡椒粉とで味をつけるとそれで出来るのである。牛肉や鶏肉の代りに脛節の出汁を用いてもよい。

四、スープ殻の利用法

スチウ

牛肉、鶏肉、豚肉等のスープ殻を利用してスチウを作るには、スープ殻と同量位の牛の肋骨肉か鶏の肉を細かに切り、スープ殻も切つてそ

れにませ、スチウ鍋に入れて材料が十分被ふ位に熱湯を加へ、ゆる火にかけて凡そ一時間許り煮た後、上のあくを掬ひ、蕪菁、玉葱を各一個づつ細かに切つたものと、胡蘿蔔一本を五六分位に輪切にしたものどを入れ、鹽と胡椒で味をつけて蓋をし、約三十分間煮て野菜類が軟かに煮えた頃、メリケン粉を一匙ハ一杯位水に溶いて加へ、それを四五分間煮ればよい。

ライスカレイ

スープの殻を利用してライスカレイを作るには、脂肪の多い牛肉か鶏肉、豚肉等の内一つをスープ殻の半量位を細かに切り、大きな玉葱一個を細かに刻み、普通の鐵鍋にバターを大匙一杯程入れ、中火で煮溶かした内に前の玉葱を入れて狐色に煮、小匙五杯位のカレイ粉を加へてよくかきまはし、更に大匙一杯位のメリケン粉を入れ、前に切つて置いた肉を加へてよくませ合せ、それに熱湯を適量に加へ、食鹽と胡椒で味をつけ、酢を少

し混ぜて凡そ三十分程煮こみ、後熱い米飯を皿に盛つて右のカレー汁を注ぎかけるとライスカレーが出来るものである。

五、廢物の油の利用法

引き油 胡麻油とか椿油とかを漉した紙又は漉布は肉類の焼物をする鍋に引くとよいが、又双物を拭ふと錆が出来ないものである。又ヘットやラードを漉した布とか紙とかは卵や肉類を焼く鍋に引くに利用するのがよい。

揚物の油 ヘットとかラード其他の油を揚物に用いたものはよく暖めて熱い中にフランネル其他の布で漉せば綺麗になつて再び使ふ事が出来る。又漉して残つた槽は器物に貯へて置くとそれは石鹼の原料にする事が出来るから石鹼製造工場に賣るのがよい。尙前の如く引き油に用いたものとか、鍋を拭つた紙や綿や、揚物をした後のパン粉の黒焼等はたき

つけにするのがよい。

六、甘藷の廢物利用法

寄せ物に利用 甘藷の皮や切屑は軟く煮て裏漉にかけて後、鹽を少量と砂糖適量を加へて味をつけ、大納言小豆を軟く煮たものを入れ、寒天一本に水二合の割にしてよく煮溶き、それに前の材料を入れて適宜の器に入れ、冷まして置くとさゞれ石の寄せ物が出来る。又右の材料の三分の一に挽茶を加へ、初めに甘藷寒天の材料を二分の一入れ、次に挽茶の加はつたものを入れ、次に残りの材料を入れて冷ますと綺麗に春霞が出来る。

餡 甘藷の皮や切屑を以て餡を作るには、軟く煮て裏漉を爲し、少量の鹽と適量の砂糖を加へ、よく鍋の中で掻きまぜながら煉れば餡が出来る。

きんとん 甘藷の皮や切屑を利用してきんとんを作るには馬鈴薯の皮できんとんを作る方法にすれ

ば出来るが、馬鈴薯よりも少し砂糖の分量を減してよい。

羊羹 甘藷の皮や切屑を軟く煮て裏漉をし、それを四百匁、砂糖百匁、食鹽少量の割に鍋に入れ、て火にかけ、杓子でどろどろにかきまはした後、うき粉及び小麦粉を各卅匁宛篩ひこみ、よく煉りませめて材料が十分煮えた後、それを布巾を敷いた蒸籠で蒸し、冷ました後適宜の大きさに切るのである。又栗入羊羹を作るには、前の如くして作つた材料の中に、栗の漉皮をとつたもの凡そ四合許りを數回水を取換へて軟かに燻でた後水を去り砂糖四十匁を加へて煮つめて前の材料と混ぜ合せ、蒸籠に布巾を敷いた中に入れて蒸し、冷ました後適宜の大きさに切るのである。

團子汁 甘藷の皮や切屑を前の如くにして裏漉したものに米粉又は白玉粉が麥粉を加へ（糖二に對し一の割）水を少し加へてよくこねて隨意の形に造

り、鍋に出し汁を取つた後、短冊大根か笹かき胡蘿蔔、亂切芋等を軟く煮立て、醬油を加へて味を作つた中に前の團子を入れて強火で煮、團子の浮き上がるのを度として火から下ろせばよい。

編笠團子 甘藷の皮や切屑を前の如くにして裏漉したもの百匁とメリケン粉六十匁とを混ぜ、鹽少量と水を加へてよくこね、適宜にちぎつて掌で圓く延ばし、餡を入れて二つに折り、合せ目を指先でよく摘み、蒸籠に布巾を敷き、一つ離れに並べ、其上に又布巾を敷いて並べ蓋を強くして蒸せば編笠團子が出来る。

甘藷の昆布巻 甘藷の切屑や皮を前の如くにして裏漉を爲し、少量の小麦粉と醬油及び鶏卵を加へて味をつけ、よくこね合せて之を廣昆布に塗り付け、小口から堅く巻いて白糸又は昆布で處々を括り、蒸籠で蒸して小口より切ると昆布巻きが出来る。

田毎の月 甘藷の皮や切屑を前の如く裏漉した

ものに鶏卵を潰し込み、十分に交ぜ合せて之を濡布巾の上に取つて方形に伸ばし、其上に煤で鶏卵の前後を少し切つたものを順よく並べ、巻餅の如く一方から卵で巻き込み、焼鍋に油を引き、其周囲を焼いて小口から輪切りに切り、椀に盛つて葛餅をかけて食べるものである葛餅は煮出しに適宜の醤油と砂糖とを加へ、火にかけて煮立たせ、葛を水で溶いたものを少しづつ、加へて攪き混ぜ、火の透つたのを見て下すのである。

七、貝類の廢物利用

味噌汁 ほたて貝のわたを綺麗に掃除して細く切り、赤味噌汁を作り、それに昆布を大のまゝ入れて味を取り、昆布を引上げて煮立たつた中に前の貝わたを入れ、暫く経つた後三つ葉か芹を五分位に切つたものを浮かして食べるのである。
其他に利用 あさり及び蜆の貝類をよく洗つて

乾かし、二三粒の小石を入れて紙で貼り、又其上を色紙で貼れば女兒の玩具が出来る。又蛤の貝類をよく洗つて乾かし、中に小さな石を五六粒入れて紙で貼り、其上にいろ／＼の小布を貼り、其接目に一分位の金紙を貼れば綺麗な糸巻が出来る。

鍋や釜の底に物が焼付いて取れない時は蛤や蠣の殻で取れば直に取れるものである。
鮑の貝の大きなのは、綺麗に洗つて其中に摘み細工をしたり、人形を作つて立たせたり、盆景の様なものを拵へたりすれば面白いものである。又小さい貝は綺麗に洗つてよく磨いて楊子入にすればよい。蠔の殻は倒さにして花壇などの周囲へ置くとよいものである。
尚蛤やあさりの貝殻は細かに砕いて他の餌と一緒に鶏にやれば玉子を多く産様になるものである。

八、大根の廢物利用法

切り漬 大根の皮や切屑を薄く細く切り、葉の莖は六七分の長さに切り、鹽をふりかけ、糠を少し加へて重石をのせて漬けると切り漬が出来る。

糠味噌漬 大根の皮や切屑をよく洗つて水氣を抜き、又は日光に少し乾した後糠味噌の中に漬けるとよい。又葉は莖の際の土をよく洗つて末葉の所を切り取り、前と同じ様にして漬けるのである。

味噌汁の實 大根の皮や屑を出来る丈小さく切つて味噌汁の實に入れると他の大根と少しも異ならない汁が出来る。尚此汁の中に油揚を細く刻んで加へて煮れば一層の味が増す。葉も細かに切つて入れると風味があるものである。

霞に千鳥 大根の皮や屑を千切りに切つたものを、味噌汁を作つて火にかけて中に入れ、之に蛤か牡蠣、あさり等の剝肉を入れて煮ればなか／＼旨いものが出来る。

淡雲汁 大根の皮や切屑を織切りに切り、鐵鍋に廢物利用法 第七卷

胡麻油を少し落とし、能く煮えた頃之を入れ、杓子でよくかきまぜ、軟くなるのを度として煮出しを加へ、醤油を加へて味をつけた後、豆腐を砕いて入れ、煮えたのを待つて火から下すのである。

干葉と干大根 大根の皮や切屑を薄く適當に切り、葉は其儘日光に毎日乾かして殆んど水分の去るまで乾かすと干大根と干葉が出来て永く保存し得るものであるから、それを野菜の少ない期節に用ゐると調法である。

煮なます 大根の皮や切屑を細かに切つて胡蘿蔔を少し切つて加へ、鐵鍋で水を入れずによく煮上げ、煮出しを少し加へ、醤油を入れて味加減をし、後酢を入れて鹽梅し、揚豆腐を刻み込んで温い内に食べるとなか／＼旨いものである。

九、胡蘿蔔の廢物利用法

揚げ物 胡蘿蔔の皮や屑を綺麗に洗つて出来る

丈け細長く切り、又牛蒡を同様に細長く切つて共にまぜ合せ、メリケン粉を溶いた中に入れ、之を衣として胡麻油で何か揚ければ旨いものである。

五目酢 胡蘿蔔の皮や屑を前の如く細く切つて味醂、醤油等で味をつけ、干瓢、椎茸、蒟蒻、牛蒡等と共に飯に交ぜ合せて作ると五目飯が出来、又之に酢を加へてかきまぜると五目酢が出来る。

胡蘿蔔煎餅 胡蘿蔔の皮や切屑を軟かにゆで、毛節で裏漉をしたものにメリケン粉をまぜ、食鹽少量と白砂糖を加へてよくかきまぜながら水を少しづつ加へ、どろろになるまで薄くして、油を引いた焼鍋で薄く焼くと煎餅が出来る。之に鶏卵を少し入れると一層旨い。

鶏飯 胡蘿蔔を前の如く細く切つたものと、細く切つた鶏肉とを釜に入れ、米一升に水一升一合位の加減にして水を入れ、よく煮え上つた時醤油を加へて味を加減し、米を入れてよくかきまはし、強く

蓋をして普通の飯の如く炊くのである。

一〇、茄子の廢物利用法

茄子のへたの漬物 茄子のへたの外皮を剥ぎ軟かい部分のみを切り取つて糠味噌に漬けると實に旨い漬物となる。又それを鹽おしにした後味噌の中に漬けて置くと味噌漬が出来、又鹽押にしたものを酒粕につけて置くと奈良漬となり、麴につけて置くと麴漬となり、芥子漬の方法を應用すると芥子漬ともなるものである。

胡麻汁 茄子のへたの外皮を去つて薄く小口切にして水につけて灰汁を抜き、別に白胡麻を炒つて播鉢でよく播りませ、煮出汁でゆるめ、毛節で鍋に漉し入れ、中火にかけて煮立て、其中に前の茄子のへたを入れて煮ると旨い胡麻汁が出来る。

餛飩汁 茄子のへたの外皮を剥いて薄く切り、水につけてあくを抜き、別に鐵鍋に胡麻油を少しおと別に播鉢で白胡麻の炒つたものをよく播り、少し許りの砂糖と醤油を加へて加減し、前のゆでたへたを和へるのである。

一一、里芋類の廢物利用法

蛸煮しめ 里芋の皮を綺麗に洗つて煤で、次に蛸を醤油と砂糖で煮付け、其汁で前に煤でた芋の皮を煮付けると食べる事が出来る。

こ汁に利用 先づ二三時間前に白大豆を水か湯に浸して置き、里芋の皮を軟く煮て播鉢でよく播り潰し、裏漉にかけ、更に十分潤つた大豆の水を切り、播鉢でよく播りつぶし、前に裏漉した芋と共にまぜ合せ、之に味噌を加へてよく播つて味噌汁とし、初めは汁が少なくて堅い位にして煮上つて泡が立つたら少しづつ水を打つて泡を沈め、二三回の後鹽梅をして煮又は芹等の刻んだのを加へればよい。

山芋汁 山芋の皮を利用するには皮を綺麗に洗

し熱した頃小さな籠を入れ、直ちに蓋をして皆死んだ頃よくかきませ、火が十分通つた頃播鉢でよく播り、少しも形が見えぬ様に播り潰し、それに味噌汁を加へ、前の茄子のへたを入れ、笹かき牛蒡などを加へてよく煮て、食べる時粉山椒又は柚子を添へて食べると風味のよいものである。

擦茄子 茄子のへたの外皮を取去つて三十分許水につけてあくを抜き、わさびおろしでおろし、煮出汁に入れて煮立て、醤油でうすく味をつけ、椀に盛り、卸し生姜を添へるとなか／＼旨いものである。

黄附 茄子のへたの外皮を剥いて水につけ、あくを出し、鍋に味噌と醤油か、又は醤油と砂糖と水を少量に加へ、此中で前の茄子のへたをよく煮ると食べる事が出来る。

胡麻和 茄子のへたの外皮を剥いて、小口から切つて水につけ、あくを抜いたものをよくゆで、

つて摺鉢で摺り潰し、裏漉にかけ、別に味噌汁を造つて冷した後、前の山芋を摺鉢で摺りながら味噌汁を少しづつ加へて摺り、食べる時、青苔か淺草海苔を細く揉みくだいて振りかければよい。

山芋の昆布巻 山芋の皮を前の如く裏漉して絞り豆腐をよく摺つたものを少し加へてよく摺りませ、鹽と砂糖とを少し加へて鹽梅し、別に洗つた板昆布を竹簾の廣さに切り、平らにして其上に前の豆腐と山芋の皮とを摺りませたものを押し廣げ、卷酢の如く小口からかたく巻いて糸で三四ヶ所を括り、蒸籠で蒸して冷した後、小口から二三分の厚さに切れば渦巻の昆布巻が出来る。

一三、經節出し殻の利用法

經節飯 經節の出し殻に新しい經節を加へ、普通の水加減にして之を入れ、沸騰した頃醬油を加へて鹽梅し、吸物の汁位を度とし、別に洗つた米を

入れてよく底の方からかきませ、普通の炊き方と同様の炊き方で炊けばなかく旨い飯が出来る。

佃煮

經節の出し殻に新しい經節を削つて三分の一程にませ、別に醬油二合に糖蜜廿匁の割に混ぜ、一度煮沸して漉したものを煮釜に入れて煮沸して置き、此中に前の經節を入れてよく煮込み、目の小さい籠に入れ、液汁を滴下して團扇で急に冷却すればよい。

てんぷ

經節の出し殻を日光で乾かし、手でよく揉んでほろ／＼にほぐし、別に新しい經節又は鰯、鰯等の肉を少し許り蒸煮をし、骨と肉とをほぐして手でよく揉んでばら／＼にし、前のだし殻と共に鍋に入れ、味噌と醬油とを加へて煮れば出来る。

一三、茸と昆布の廢物利用

椎茸の足 椎茸の足とか初茸、松茸の足とかは捨て、了はずに土付の部分だけを少し切り去り、よ

四方か四分四方位の長方形に切り、醬油に鹽を加へた汁の中に五六時間浸し置き、後熱を加へて汁の無くなるまで煮込むと鹽昆布が出来る。

一四、南瓜、瓜類の種子と皮の利用法

南瓜の種子 を食料に供するには、南瓜の種をよく洗つて乾かし、炒つてよく碎き、摺鉢でよく摺ると胡麻と同様に種々の和へ物に用ゐる事が出来る。

瓜類の種子 を利用するには、胡瓜や瓜の種ならばよく洗つて乾かし、色々の色を附けて子供の玩具にすればよい。又西瓜の種子は南瓜の種子と同じくよく洗つて乾して置くと何時までも腐る事がないから、入用の場合に炒つて細かに碎き、摺鉢でよくすると胡麻の代用にする事が出来る。

西瓜の皮 西瓜の皮は上部の堅い所だけを取つて捨て、柔い所を味噌漬か糖味噌漬にすると旨し

く洗つて清水か湯に浸し、柔くなつた頃其儘熱を加へて凡そ二十分間許り煮騰させるとよい味汁が出来るものである。又前の如くにして軟くなつたものを細く刻んで味噌と醬油とで味をつけ、其煮汁で胡蘿蔔や牛蒡、蒟蒻、揚豆腐等を細く刻んで味を附けたものとませ合せ、少し硬い位に炊いた米の飯を冷まし、鹽と酢と砂糖を少し入れてよくかきませた中に前の材料を入れてませ合せると五目飯が出来る。

昆布の出し殻

昆布の出し殻を利用するには、それを細く刻んで普通の鐵鍋にバタを少し入れてよく溶けた頃昆布を入れ、杓子でよくかきませ、少量の砂糖と醬油を加へ、煮汁の殆んどなくなるまで煮つめると昆布のバタ煮が出来る。又餅、蒲餅等に味をつけ、水で洗つた昆布の出し殻を下に、新しい板昆布を上にして軽く巻き、昆布で中頃を括り、味噌、砂糖、醬油等で煮込むと昆布巻が出来る。又昆布の出し殻と新しい昆布を少し加へて五分

く食べられるのである。
又西瓜の皮の水氣のある所で顔を擦ると顔のきめを細かにし、日焼を防ぐ効があるものである。

一五、果實類の皮と心の利用法

林檎の皮と心 とは捨て、了ふのが普通であるが、之を利用して食物に供するには、皮と心を鍋に入れて水を少し加へて煮る。さうすると軟かになるからそれを裏漉にかけてどうしても捨てなければならぬ部分と、利用の出来る部分とに別け、それを鍋に入れ砂糖を加へて煮つめるとジャムが出来ものである。又前の如くにして煮出し、裏漉したものに水を加へて煮立たせ、砂糖を適宜に加へて冷ますと林檎水が出来るものである。

蜜柑の皮 は糸にさして吊し、よく乾いた後細かに碎き、挽臼で挽いて毛篩でふるふと蜜柑の粉が出来るから、之を味噌汁か清汁等に少し加へて用

ると風味のよい薬味となるものである。又蜜柑の皮を一度煤で、其湯を去つて細かに刻み、布の袋に入れてよくたゞき碎き、陶器か硝子器に絞つて入れ、更に他の器に白砂糖と酒石酸を少し許り加へて水を入れ、よくかきまはした後、前に絞つて置いた蜜柑の皮の汁を少量加へてかきまはすと蜜柑水が出来る。而して其分量は水五合に酒石酸二匁位の割合で砂糖と蜜柑の汁は適宜でよい。又蜜柑の皮をよく乾かして細かに潰し、挽臼で挽くか臼で搗くか搗鉢で搗つて毛篩でふるつた粉末は蚊や粉になるものである。又之れに除蟲菊を少し加へると一層効があつてのみとり粉にもなるものである。

桃の皮と心 桃の皮と心を食品に利用するには皮と心とに水を加へてよく煮立て、軟かになつたものを裏漉にかけ、それに白醋又は小豆醋、砂糖を加へ、寒天を溶いたものと混合してよく煉り、重箱か打箱の如きものに入れ、冷まして固まつた後適宜の

大きさに切ると桃羊羹が出来る。分量は桃の漉物二合、水二合、砂糖二百六十匁、寒天二本、餡二百匁の割合でよい。又桃の皮や心に水を加へて煮出し、裏漉又は袋で漉した汁をもう一度煮立て、冷めた時氷を加へると桃の氷水が出来る。

柚の皮 柚の皮を利用して食品を作るには柚の皮を熱湯に入れ、よく煤で、直に水に投じ、三四回水を取換へてよく晒し、布巾で水氣を搾り、搗鉢でよく搗つて裏漉にかけ、別に味噌二十五匁に對し十匁許り砂糖を加へて搗鉢で搗り、脛節の煮出汁を少し加へて程よくゆるめ、もう一度裏漉をして鍋に移し、中火にかけて煉り上げ、之に前の裏漉にした柚を混ぜてよくかきまはせると柚味噌が出来る。

又柚の皮が澤山ある時は、柚の皮を細かに刻んで搗鉢でよくすり潰し、味噌と砂糖とを適量に加へてよく搗りまぜて裏漉にかけ、古酒と米粉を加へてこね合せ蒸籠の如きものに入れて蒸し、冷まして乾

した後隨意の形に切ると柚餅子が出来る。

又柚の皮を蒸し柔かになつたものを一個分を四つに切り、二片づゝ腹合せにして俎の上に載せ、強い重石をして置き、二片がよく密着したものを白味噌と白砂糖とを混ぜたもの、中で煮立て、小時間経ると上等の合せ柚が出来る。

又柚の皮を細長く刻み、沸騰した湯の中に入れて煤で上げ、水を切つた後砂糖と鹽を少量加へて十分煮つめて焼付ない様にかきまはすと柚の旨煮が出来る。

柿の皮 はよく日光で乾かし、鐵鍋かほうろくで炒り、白か石臼で挽き、毛篩でふるふと砂糖を入れなくも甘い柿粉が出来る。

一六、卵の殻の利用法

砂糖のあく抜き 卵の殻は割る前によく清潔に洗つて置き、砂糖を煮る場合に其煮立つた中に卵

の殻を搗み潰して入れ暫く煮立てると、其殻が赤黒くなるから其時卵の殻を取出すと砂糖のあくが取れるものである。而し卵の殻は割つてから水で洗つたのでは其効能がなくなるから割る前に洗つて置かねばならぬ。

骨痛みの薬 卵の殻の中には少しの卵白が残つて居るものであるから、きはだの粉を此卵の白味と混ぜ合せ、酢で煉りまぜて骨の痛い部分に十分ぬり付け、上に紙を貼つて置くと、度々取り換へる中に治るものである。

鍋と硝子の洗滌 瀬戸引鍋に食物が焼き付いてながく、落ちない時は、卵の殻を潰して之を其瀬戸引鍋に入れ、たはしでよく洗ふと焼き付きもよく取れ、色の變つた部分もよく落ちるものである。又硝子瓶や硝子器等が汚れた場合には卵の殻を潰して其瓶又は器に入れ水を少し入れてよくふり動かすとよく落ちるものである。

皮膚の薬 卵の殻を少量の水で洗ふと卵白のまぢつた水が出来から、それを瓶に入れて白砂糖を少し溶き加へてよく振りまぜ、之を手のあれた所とか皮膚のきめの悪い所とかへ塗けるときめが細かくなるものである。

植木の肥料 卵の殻と菊とか蘭とか、萬年青とかの根もとに伏せて置くと肥料になるものである。
木具類の光澤出し 卵の殻を少量の水で洗ふと卵白と水とが混つた液が出来から此液を布に付て軽く絞り、木具類を拭ふと光澤が出る。

一七、豆屑の利用法

豆類には食する事の出来ない屑豆があるものであるから、それを捨てずに貯へて置き、日光によく乾して挽臼で挽くか又は臼で搗き、搗鉢でよく搗り潰して毛篩でふるひ粉末にすると洗粉が出来る。又赤小豆の如く赤味を帯びて居るものは一度水につけて

十分潤はせた後日光に乾かし、石臼で軽く挽くと皮と實が離れるから、皮は團扇の如きもので飛ばし、其豆肉ばかりを前の如くにして粉にすると洗粉が出来る。
又豆の屑を軟く煮たものに鹽を加へ糖味噌に加へると旨いものとなる。

又豆類の屑を煮て麥粕を水でこね、蒸籠で蒸したものと搗き混ぜ、之に鹽を加へて置くと漬物をする味噌が出来る。

一八、味噌の廢物利用法

酸味が出た味噌又は酸味が出た味噌等は其儘味噌汁に用ゐられないから少し位酸味の出た味噌なら炭酸曹達を少し入れてよくかきまぜると酸味は直るものである。若しそれでも尙酸味のある味噌は其儘糖味噌の中に入れる。
又前の如き味噌に米糠を炒つて加へ、水で程よい

加減に煉り、樽の様なものの中に塗り付け、真中に直径二寸位の穴を明けた布を被ひ、其周圍を紐で括り、川、池其他魚の居る場所に据ゑて置くと多くの魚が其樽の中に入るから、それを上げる時其穴の部を手で押へ、樽を斜めにして引きあげると魚が取れる。
又前の如き味噌に水を加へて薄くし、植物に與へると肥料になるものである。腐つたのは一層よい。

一九、漬物類の廢物利用法

澤庵其他の漬物で色や味が悪くなつたものは薄く細く刻んで水につけて鹽出しをし、鐵鍋に胡麻油を少し落して鍋全體に引き、前の漬物をよく搾つて此鍋の中に入れ、杓子でよくかきまぜ、よく煮た後醬油を少し加へると旨く食べられるものである。之れに鷹節か味醂を少し加へるか、生姜を刻み込むと一層よい。

又前の如くして洗つたものを一夜水に漬けて鹽出しをし、日光によく乾して味噌の中に漬けて置くとよい味噌漬が出来る。

又前の如く一夜鹽出しをして日光で乾かして、酒の粕に鹽を加へて其中に漬けて置くと四五日の内に旨い粕漬が出来る。

又前の如くにして薄く刻んだものをざつと鹽出しをして十分搾り、一寸日光に乾かして味噌を少し許りと醬油を煮立て、此中に前の大根を漬けて置く時は福神漬が出来る。

又前の如くして薄く細く刻んで一夜水につけ、鹽出しをしてよく水で洗ひ、よく搾つて日光に乾かし、水氣が無くなつたら酢と醬油とに漬けて、此漬物に砂糖を少し加へると旨く食べられる。

又前の如くにして鹽出した漬物を日光に乾かし、米の麴に味噌又は酒を加へ、鹽を薄く振つた中に漬けて込んで蓋の上から軽い壓をして置くと麴漬が出来

る。

次に菜漬類の古くなつたものは細かに刻んで水につけ、鹽出しをしてかたく搾り、鍋に胡麻油を落して周圍によく引き、前の菜漬を入れ、杓子でよくかきまはし、十分火が通つた後醬油を加へて味を加減し、炒つた白胡麻を搗鉢でよく搗り、此中に入れてよくかきまぜると旨く食べられる。

又前の如く古くなつた菜漬を其儘水につけ、一夜鹽出しをして日光に乾かした後、前の澤庵の粕漬や味噌の如くにして漬けると旨く食べられる。

又前の如く刻んで鹽出しをした菜漬をよく搾り、味噌と豆腐とを搗鉢で搗つて、其中に搾つた菜漬を和へると菜漬の白和が出来る。

二〇、白水の利用法

米を磨いた水、即ち白水を微温湯にして白地物を洗濯するとよく落ちるもので、又手や顔を洗ふと

の代用になつて垢がよく落ち、皮膚の爲によいものである。

又草花とか植木とか野菜物とかに白水をかけると肥料として効能がある。

又筍とか牛蒡とかをゆでる場合に白水の濃いのでゆでるとあくが早く取れるものである。

二二、煤で汁の利用法

里芋を煤でるとどろろになつた汁が出来るものであるが、それを取つて置くと張物に用ゐられるものである。

又うどんの煤で汁の温い内に髪を洗ふときれいに垢が落ちるものである。

又筍の茹で汁で白いものを洗ふとよく落ちる。

二三、腐つた牛乳の利用法

牛乳の腐敗したものは食料にする事が出来ないか

ら大抵捨て、了ふものであるが、あれを捨てずに靴につけて磨くと美しい光澤が出るものである。又顔を洗ふときめを細かにするものである。

第二節 雑品の廢物利用

一、古傘の利用法

竹篋

雨傘は少し位紙が破れたのは破れ目を延べて裏から膏藥を貼ればよいが、幾度も修繕するともう膏藥を貼つたのでは用に足りなくなるから、傘屋に頼んで貼替をして貰はねばならぬ。貼替へてから少し位の破れは又膏藥を貼つて使用する事も出来るが、其内には骨が腐つて来るから、其場合にはそれを捨て、了はずに其骨を解いて少し削り、其竹骨を糸か針金で組んで竹篋にするのである。此篋は食器などの上を覆ふに用ふる様に大小適宜に作るのである。

魚串と竹釘 前の如くにして解いた骨をよく削つて先を尖らせると魚串が出来、又竹釘にする事も出来る。

火吹竹と添竹 傘の柄竹も亦利用する事が出来る。先づ一方に一節を残して節の際から切り、此所に穴を明けて火吹竹にするか、朝顔とか夕顔とかの添竹に用られる。

柄の藤の利用 傘の柄に巻いてある藤はいろいろの柄を巻くの利用する事が出来る。

傘紙の利用 傘の紙は油紙であるから之を捨てずはすにたき付けに利用するがよい。

二、反古紙の利用法

紙布の利用 美濃紙の如き反古紙を二分位の幅に切つて長く接ぎ、糸捻車か又は膝の上に轉がして捻り、長い紙捻とし、縦には双子糸を用ゐて織物にすると紙布が出来。紙布は帯、蒲團、搔卷等を作ると丈夫である。

と丈夫である。

敷紙の利用 反古紙を以て敷紙を作るには先づ新聞紙を接合せて其廣さを定め、反古に糊をつけ、新聞紙を心として両面から貼り、各二枚宛貼つて其上に澁を引けばよい。又之を丈夫にしようとするには四方の端に麻紐を入れ、丈夫な紙か金巾で耳貼をし、上張りとして強い白紙を貼つて後澁を濃く引くと上等の敷紙が出来。

かんせん捻

日本紙の反古紙を六七分の幅に切つて紙捻とし、次に其捻紙を二本捻合せるとかんせん捻が出来。

襖の糞張り

襖を丈夫に作らうとするには其下に日本紙の如き反古紙を以て糞貼をするのがよい。糞張する反古紙は手紙に用ゐた巻紙の反古又は普通の半紙の反古を接ぎ合せて用ゐるがよい。

はたき

日本紙の反古紙を十切か十二切に切り縦に三つ折にするか引すこいて凡そ五六十本を集

書く所として中央に半紙半枚位の大きさに白紙を貼つて置くのである。

三、反物包紙の利用法

煙草盆の覆 反物を包んだ厚い紙は煙草盆の形に合せて其覆を作り、一方に二寸位の明間を作つて置いて此所から煙草に火をつける様にすると風の吹く場所で灰が散らずに火も永く保つものである。

櫛道具入

反物の包紙の餘り厚過ぎないものを左右に折いたゞみ、又上下を反対の方向に折いたゞんでよく折目をつけ、次に内側は其儘にして置いて、外側には雑誌の口繪か菓子箱の飾紙等の綺麗な紙を貼り、丈夫な色紙で一二分位の縁を取り、元の通り折目をつけて上下の兩端に小紐をつけて結ぶ様にすれば櫛道具入が出来。之は旅行用として輕便なものである。

袴の腰板

反物の包紙の極めて厚いものであれ

め、長さ一尺五寸位直徑三分位の篠竹の先から四五分の所に穴をあけ、竹釘の七分位の長さのものをさし、前に作つて置いた紙を其先端竹釘の周圍に八本許り麻紐で括りつけ、紙と紙との元の方の一端を糊でよくつけ、再び十本許りを括りつけて糊でつけ、此くの如くにして悉く括りつけたら紙を折り返して堅く括り、柄の一端に穴をあけ、適當の紐をつけて掛けられる様にするのである。

紙帳

日本紙の丈夫な反古紙を二枚合せて接ぎ合せ、天井と周圍を作り、天井の四方に少し細い麻紐を渡して貼りつけ、四隅に釣手を作れば紙帳が出来。又此紙帳に底を作つて横から出入する様に作ると蚤などが入らずによいものである。

合せ紙

反古紙を幾枚も糊で合せて貼ると厚紙が出来。又此厚紙の表面に白紙を貼ると帳簿の表紙が出来。尙小包紙にするには反古紙を適當の大きさに接ぎ合せ、二枚通り位糊で貼り合せ、宛名を

ば袴の腰板に利用するがよい。又押繪の細工に利用してもよい。

四、菓子箱の利用法

糸巻と鏡臺 菓子箱の古くなつて破れたものは先づ適當な大きさに四角の形に厚紙を切り、此紙の両面に色紙の如きものを貼り、次に最も丈夫な紙を二三分位の幅に切つて厚紙の縁を取るのである。さうすると簡單な子供でも出来る様な糸巻が出来うする。次に鏡臺を作るには成る可く厚い紙を長方形に切り、幅四寸長さ八寸位が適當で、其一面に糊を薄くつけ、其上に普通の綿を二枚通りか三枚通り位に入れて其形に切りとり、金巾又は天然の如き布で、其綿を覆ひ、裏面の方によく貼りつけ、其全部の廣さよりも一分位狭い形に色紙か千代紙又は唐紙の様なものに切つて鏡臺の裏面に貼ると鏡臺が出来る。

提灯箱 菓子箱の破れかゝつて再び菓子箱に用

ゐられない様なもので、提灯を入れ得る丈の大きさの箱を撰び、其蓋と身との一方の縁を取除け、他の三方の蓋と身とを突き合せて強い紙で其合せ目を少し廣く貼ると一方だけ明いた紙箱が出来る。又此接目を丈夫にするには糸で縫つてもよい。次に其接ぎ目の周圍に色紙を貼ればよい。それから前に取り除いた一方の縁の蓋と身とを突き合せて他の強い紙で貼り合せ、前と同様に色紙で其接ぎ目を貼り、次に箱の一方が明いて居る場所の一端に縫ひ付け、他の端に紐をつけ、又それと相對する所に紐をつけておけばよい。そして前の面に定紋を書くと立派な提灯箱が出来る。

状差し 古菓子箱を利用して状差しを作るには長さ八寸五分、幅三寸五分のもの一枚と、長さ四寸五分、幅四寸のもの一枚とを定規を當て、正しく切り、次に長さ八寸五分に切つたもの、下端から五分分位の所に横に眞直に鉛筆で筋をつけ、小刀で其紙

の厚さの半分位まで深く切り込み、筋のある方を外にして折り曲げ、次に短い方の紙は兩端から五六分位の所に小刀を入れて筋をつけ、筋をつけた方を外にして折り曲げ、前の紙を此の紙とが箱になる様に組み合せて其合せ目に強い日本紙で貼り付け、其表面に色紙か模様紙を貼り、上端から五分位の所の中央に穴をあけて柱の釘に掛ける様にすればよい。

糸入と針山 古菓子箱の最も厚い紙のものを先

づ適宜の形に切り、同じ形のもの三枚と、それより一分廣い形のもので同じ形のもの一枚とを切り、是等の紙より薄いもので一寸幅のもので前に切つた小形の方の周圍を相當する長さのもの一本と、一寸二分位で大形の方の周圍と相當する長さのもの一本とを切り、各其形の紙の周圍に飯糊で貼りつける地箱が出来る。それに小さな布を色の配合等を見て一面に貼り、一方は底の方に一二分かゝる様にし、他の一方は二分位箱の内側に折返る様に貼りつけ、次に

一分幅の金紙か銀紙で布と布との接ぎ目をかくす様に貼り付けて乾かし、レツテルか菓子箱の飾紙の如きもので蓋も身も内側も全部貼り、前に切つた小形一枚の面に糊をつけて綿を厚くつけ、其周圍に出る部を切り取り、赤縮緬か赤メリンスの如きものを其形の通りに貼り、蓋の奥に貼込むのである。蓋の上は繪紙の如きものを貼り、其縁には金紙の如きものを貼ると立派な針山が出来て、其中には澤山の糸を入れ、指輪、篋、鉄等を入れる事も出来て輕便である。之は大きくも小さくも作る事が出来る。

針箱と櫛箱 カステラの如きものを入れた木製の菓子箱は其儘針箱にする事が出来る。又木製の古い浅い菓子箱は全體を紙で貼り、蓋と身の一方に強い布かクロースの如きものを紙でつけて蝶番の様にし、他の一方の蓋と身の適當な所には紐を括りつけて置くと櫛箱が出来る。而して内側は黒い紙で貼るのがよい。

五、古新聞紙の利用

古新聞紙は其儘丁寧に保存して置けば種々のものに利用され、之を古物商に賣却してもなかく高く賣れるものであるが、家庭で之を利用する方法としては左の如きものである。

敷紙 新聞紙を長く接ぎ合せ、二三枚を重ねて畳の下に敷くと濕氣が通らないで衛生上にもよく、夏は蛋が少くなるものである。

貼物 古新聞紙は貼物として広く用ゐられるもので壁とか箱とかに貼るのは勿論、襖、屏風、額等の地貼に利用してもよい。

焚き付け 田舎の如き地方では焚き付けの自由はあまりないが、東京其他の都會では日々の焚付が不自由するものであるから、此場合には古新聞紙で破れた様なものは焚付にするのがよい。之はインキの油でよく燃えるものである。

い。

折紙と色紙 二重の 状態は、上皮を剥いて中の紙の裏の接ぎ目を開き、四方を丁寧に裁ち切ると色紙となり、之を四角に裁つと學校で手工用の折紙が出来る。新築した家の天井の白木に夏などは蠅が止まつて黒い斑点を残すものであるから、それを防ぐには右の如き折紙で折鶴などを折り、天井板の接ぎ目の所に長い楊枝の如きものをさして其楊枝に折鶴を五六寸位の糸で下けて置くこと此折鶴に止まつて天井に汚點がつかないものである。

七、古はがきの利用法

鐵瓶敷と花瓶敷

古葉書を利用して鐵瓶敷を

袋貼り 若し家に年寄りとか暇のある人とかある場合には新聞紙で袋を貼つて之を貯へて置くと乾物屋とか荒物屋とかへ持つて行くと賣れるものがある。そして古新聞紙を賣るよりも高價で賣れ、又自家用としてもよい。

包紙 古新聞紙は常に丁寧に取つて置いて皺がよらぬ様にし、包紙に用ふるがよい。又大きなものを包むには三四枚接ぎ合せ、上に一枚か二枚通り日本紙を貼ると大きなものを包む事が出来る。

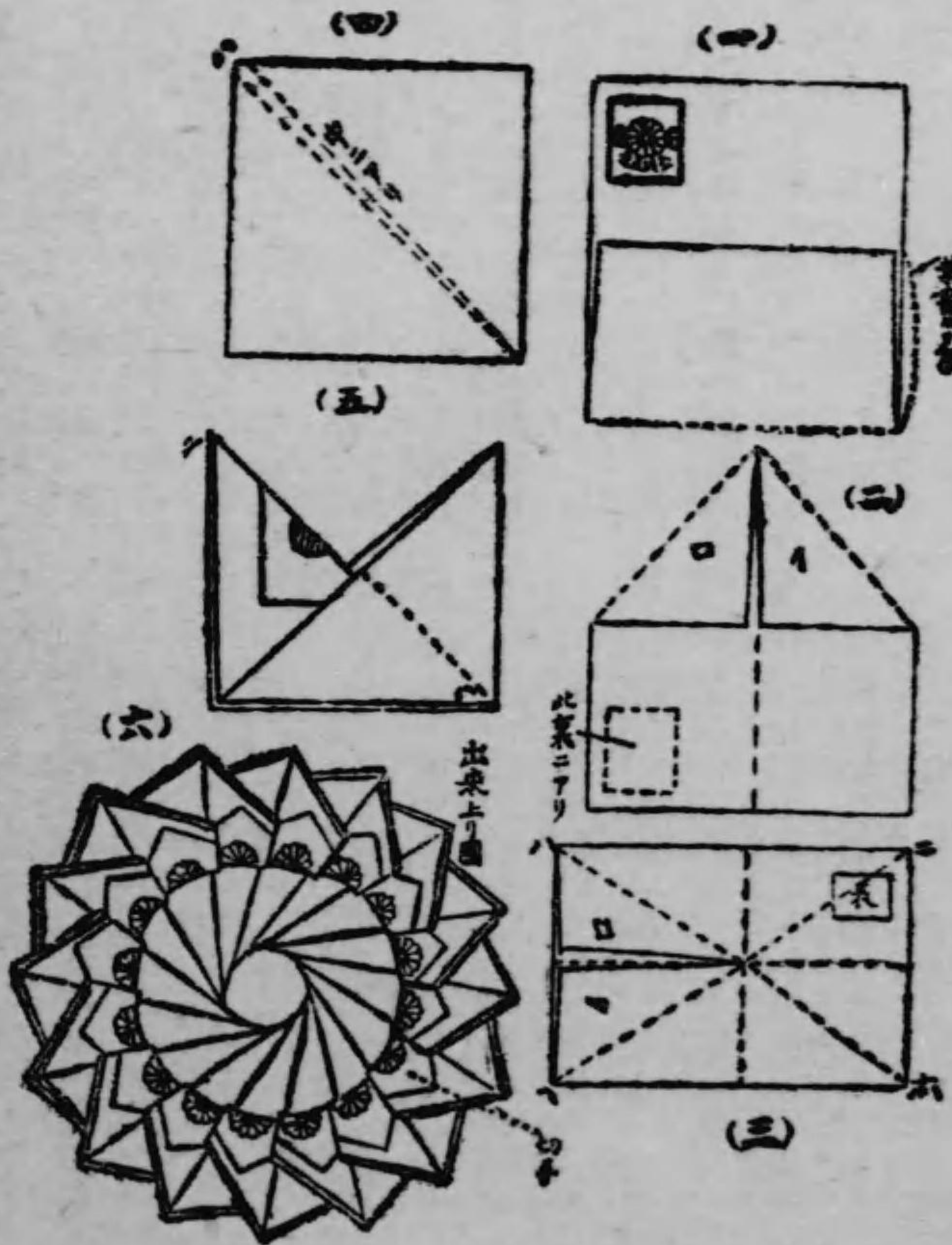
六、古状袋の利用法

再度の務め 二重になつて居る 状態は上の薄紙の張り合せ目に鉄を入れて開き、中の紙をはがして外皮の薄い皮は紙捻や手ふきに使用し、中の紙は裁ち直して再び 状態の如く貼つて使用する事が出来る。かうして利用せんとする場合には最初手紙を開封する時、下端を一分位綺麗に鉄で切るの

作るには葉書が三十枚もあれば十分である。先づ切手のある方を上にしてそれを三分して折目をつけ、次の頁に掲げて居る第一圖の如くにし、次に切手の方を向側の左下にして兩方から三角形に折り第二圖の(イ)(ロ)の如くし次に(イ)(ロ)の折つた所を表の方に折り返して第三圖の如くし、はがきを點線の引いてある様に折目をつけ、次に(ニ)の角を(ハ)の所まで持つて行き、次に(ホ)を又(ハ)の所まで持つて行つて(ヘ)を(ハ)の所へ合はせると第四圖の如く殆んど正方形のものが出来る。次に(ハ)と(ヘ)とを折返すと五圖の如くなる。之が即ち第六圖の一片になるのである。之を組合せて(ニ)と(ホ)の角を次の一片の中間頃へ折り込み、順次にかうして行けば六圖の如き鐵瓶敷が出来る。折る時は丁寧に正しく折つて切手面の中央のが折れる様にしないと體裁がよくない。

八、古切手の利用法

切手帳 雑記帳とか手帳とかの使用してつたものか又は片面が白い洋紙の様なものに各種の切手を體裁よく貼つて置く切手帳が出来ると切手を剥する時は裏から水をつけ、三四分間の後剥すとよく取れるものである。



襖や壁 古切手を常に取つて集めて置き、それを子供部屋とか女中部屋とかの壁か襖へ行儀よく貼つて置くと面白いものもある。そして頗る丈夫なものである。之は子供の教育上にも効がある。

九 障子の剥し紙の利用

貼物の下貼 障子に用ひた紙は丈夫な紙であるから、貼替に剥した紙で餘り切れない部分は紙屑にしてはす

に、貼物をする時の下貼にするのがよい。障子紙を剥す時は先づ障子の骨に水をつけ、四五分間も経つたら、端から眞直な竹か棒に巻いて大きく剥がし、それを腐けて蔭干にして乾かすのである。

包紙 右の如くして剥した障子紙は包紙に利用するのもよい。それには剥した障子紙へ新聞紙で裏打をし、更に其裏に障子紙を貼るとよい。そして大きなものに作らうと思へば新聞紙を接いで大きくし、それに障子紙を貼れば適宜の大きさのものが出来る。

一〇、古名刺の利用法

保存すべき古名刺 他人から貰つた名刺は將來何かの参考にするとか、又は住所や其他を知る上に保存して置かねばならぬものもある。こんな必要なものであるならば引出しとか箱とかへ裏に入れて了はずに古雑記帳とか古手帳とかへ貼り付けて名

刺帳を作つて置けば、必要な時、直に見出す事が出来るものである。

荷札に利用 右の如く必要なものは保存して置かねばならぬが、中には全然不必要な名刺もある。又自分の名刺で使ひ途がなくなつたものも出来る事がある。こんな場合にはそれを捨て、了はずに、荷札に利用するのがよい。それには文字のある方に糊を一面につけ、二枚合せて貼れば両面共白い厚紙になるからそれの一端の三四分位の所に穴をあけ、此所に細い針金をつけるのである。而し糊をつけて貼り合せたら乾くまで重しをして置かぬとゆがむものである。又荷札に就いて注意すべきは、針金を餘り端の方へつけると荷出してから途中で取れて了つて届先も差出人も不明になる事があるから、十分注意して取れない様にせねばならぬ。之は此名刺で作つた荷札に限らず、他の荷札は何れもかうして注意せねばならぬ。

標札に利用 不用の名刺は荷札にする外、何かの標札に利用する事も出来る。それには名刺の文字のない部分を菱形とかハート形とか、花形等に小さく切り抜き、一端に糸をつけて商店の値段札とか物品の番號札とかになるものである。又學生用のカードを作つてもよい。

一一、帶封と鬚斗紙の利用法

帶封紙 新聞とか雑誌とかの帶封の紙は大抵丈夫な紙であるから、妄りに破らずに、丁寧に封を開き、よくのばして広いものは三切りか四切りにし、狭いものは二切り位にしてかんせん捻を作るとよい。又床板とか雨戸の障間とかの目貼りに用ひたり、貼物の下貼りに利用したり、又保存して置いてはたきを作つてもよい。

鬚斗紙 鬚斗紙は一度使つたものでも、少しも破れないものなら其儘心安い家への贈物に用ゐる事も出来る。

方法である。

古洋紙 洋紙で一旦使つて一方の面がまだ白いものなら文字のある方を巾にして二つに折り、白紙の方を外にして適當の大きさに切り、糸か針金でとちて表紙をつけると雑誌帳が出来る。又洋紙の上等なもので右の如きものなら小さくして手帳にする事も出来る。又右の如き洋紙は手紙の下書とか、壁や箱などに貼つてよいものである。

一三、手紙及反古紙の餘白利用

手紙とか反古紙とかで白い所が一部分にあるものは常に之を切り取つて何かの箱に集めて置くと、いろ／＼の場合に利用されて調法なものである。例へば張札にするとか、口上代を書いて使に持たしてやるとかの場合に之を利用するのもよく、又手紙やはがきの附箋にするとかすれば一枚の白紙を態々切

が出来ることが、祝ひの場合等には一度使つたものは用ゐないのがよい。だから用ゐられない鬚斗紙ならば子供の手工用の折紙に利用するのがよい。又何かの貼物に飾りをつける場合などに用ゐても面白いものである。

一二、古雑誌帳と古洋紙の利用

古雑誌帳 雑誌帳で一旦使つて了つたものは、普通紙屑にしてふのが多いものであるが、之を利用するには表紙を修繕して、中の部分は全部黒く塗で塗り、四方を丁寧に裁ち、繪はがき挟に利用するのがよい。それには繪はがきに合せて四角のはさまる角にあたる所から五分位の處に二三分位の幅に挟み紐の如きものを作るか、又は普通繪はがきブックの如く挟む所を切つてもよい。

又雑誌帳の中の紙を二枚か三枚位宛糊で貼りつけて厚くし、縫製の型取帳にして利用するのも面白い

する必要もなく、手數もかゝない。

又障子の繕ひとか、かんせん捻とか、いろ／＼に利用し得るもので、障子の小さな破れなどは、其破れた所を中心にして花か葉の如き畫の輪劃を書き、板を當て、其輪劃を小刀で切り抜き、其切抜いた紙よりも周圍が二分位廣くして前の手紙や反古の餘白紙を切り、其周圍に糊をつけて切り抜いた障子の場所に貼ると切り透しの如く見えて體裁のよいものである。要するに前の如く手紙や反古紙の餘白は老人とか子供とか暇のあるものに受持たせ、手まめにし、其度毎に切り取つて一定の箱に汚れない様に保存して置きさへすれば之を利用する事はいくらでも出来て来るものである。

一四、古雑誌の利用法

美しい畫帳 雑誌には大抵口繪があるものであるが、此口繪は丁寧に綴り目を剝がし、澤山にある

なら之をいろ／＼の種類に別け、例へば子供に適するものとか、紀念にするものとか、客用にするものとかをそれ／＼分けて、五十枚でも百枚でも適宜に集め其れに適した表紙をつけると美しい畫帖が出来ものである。表紙は雑誌の表紙を二三枚合せて貼り、其縁に丈夫な紙を一寸か五寸位貼り、更に表と裏に口繪の内から適當のものを撰んで貼り、古リボンか反物の飾り紐の如きもので體裁よく綴つて置くと何れも何れまで廢物利用で、而かも面白い美しい畫帖となるものである。

重寶な切抜帳 古雑誌記事の内に必要なものとか、將來何かの参考になる様なものがあつたらそれを切抜いて古雑誌帳の如きものに貼つて置くと、後で見たいと思ふ時頗る調法するものである。もしそれが澤山あるなら種類別にして置くと一層よい。又新聞にあつたものでもかうして切抜いて置くとよいものである。

貼物と袋物と厚紙 古い雑誌は貼物にしたり、袋を貼つたり、又厚紙にしたりするのもよい。

一五、罐詰の空罐の利用法

罐詰の空罐は最初明ける時、成る可く丁寧にして切り、其所を鏡か砥石で磨つて置けば其儘入れ物にする事が出来る。又潰れ易い品物とか菓子とかを遠方に送る場合に空罐に入れ、小包にして出せば品物も潰れず又濕氣等にも差支なくてよいのである。又空罐の上と下とを切り取り、上の部に針金で鍋の釣手の如く持手を附けると火鉢の火おこし筒になるものである。

又空罐の上部を丁寧に切り取り、淺く適當の深さにして柄杓の如く花鉢の如きもので切り抜いて側面に穴を明け、柄をつけると便所の手水鉢の柄杓にもなるものである。

又空罐の其繼ぎ目を火であぶつて剣し、いろ／＼の鉄力細工用に利用してもよい。

一六、古筆とペン先の利用

古筆の利用 筆が古くなつて文字を書けない様になつたら、水でよく洗つて少しも墨汁が出ない様に濯いで乾かし、之を外部塗布藥、例へばヨヂムチンキとか、カンフルチンキとかの藥を患部に塗る時に使用するとよい。

又子供の繪の具用にしても用ゐられるが、毛が餘り切れて了つたものとか、なくなつて了つたものとかは、其穂のはまつて居る所を小刀で割らない様に切り、それへ極めて短くて其儘で使へなくなつた鉛筆を筆軸の大きさに合せて二三分削り、其削つた部分に飯糊をつけて筆軸にさして乾かすと鉛筆の廢物をも利用する事が出来る。又石筆を前の如くにしてはめて用ゐてもよい。

ペン先の利用

ペン先には眞鍮製と鐵製とあるが、鐵製のものならば染物屋のおはぐろとか齒を染める人のおはぐろとかを入る壺の中に此鐵ペンを赤く焼いて入れて置くとよいおはぐろが出来るのである。又蘇鐵の幹に鐵ペンをさして置くと蘇鐵がよく育つものである。

又眞鍮のペン先ならペン先の小さい部分を中心になる様に細い針金で丸くなる様に括り、次に其間に先の小さい部分を挟み、大きい部分と小さい先とを一つ置きに又針金で縛り、次は又此通りにして組み廣げ、相當の廣さになつたら針金の裏面の方に止めて置けば鐵瓶敷が出来。之は鐵ペンでも出来る。

一七、蜜柑箱と折箱の利用法

蜜柑箱 は其儘で種々の入れ物などに用ゐる事が出来るが、それを反古紙か何が下貼りをして、其上に古切手か、古葉書か、繪はがき、雑誌の口繪な

どに貼ると玩具箱として子供が喜ぶものである。又他の品物を入れるにもよい。

折箱 一度用いた折箱を再び用ようとするには水で静かに洗つたら直に水気を拭つて乾かし、塵埃がかゝらない様にしまつて置くと、自家用に用ゐる事が出来る。

又折箱を丈夫な紙で下貼りをし、蓋と箱の片方に布を貼つて蝶番の様にし、其上の全面に布か模様紙の如きものを貼ると糸箱、櫛箱、針箱等に用ゐられるものである。

又破れて終つた折箱であるならば、十分乾かしてたきつけにするか、一端に硫黄を塗つて附木にするかしてもよい。

一八、古團扇の利用法

團扇が古くなつて先が破れたり、紙がとれたりしたら、先の破れた部分を少し切り捨て、丈夫な反古

紙で両面が二枚通り位に貼り、若し柄本の小骨の部分が破れたものであるなら其小骨の所まで全部紙を貼れば丈夫になるものである。かうして作つた團扇は臺所とか風呂場とかに使用するのである。若し柿澁がある時は澁を引けば一層丈夫である。

一九、抜毛の利用法

女の髪の毛はすぐ時や洗ふ時になかく多く抜けるものであるが、此抜毛を捨て、了はずに何かの器へ入れて置き、眞鍮やニッケル等を此毛で磨擦すると疵がつかずに綺麗に磨けるものである。

又髪をすく時抜毛をすき櫛にはめてすくと髪の毛が取れ、櫛の齒にも埃がつかすによいものである。

又抜毛は永い間には澤山たまるものであるから澤山になつたら之をかもし屋に賣るとなかく高價に賣れるものである。只注意すべきは抜毛は食物や何かに入ると頗るきたない感と與へるものであるか

ら、之を保存するには一定した箱の如きものに必ず入れる様にせねばならぬ。又之を洗濯するには洗濯曹達を少し入れた熱湯の中に凡そ三十分間程浸して置くと綺麗になるものである。

二〇、石鹼屑と墨屑と蠟燭屑

石鹼屑 使ひ残つた細かな石鹼屑は捨て、了はずに一定の器物に入れてため置き、細かに刻んで熱湯を入れて溶かして置くと上等な洗濯液が出来るものである。

墨屑 の短くなつて指先で持つて磨ると汚れる様になつたものは竹に挟んで糸の様なもので縛つて使へば少しは使はれるものである。若しそれでも使はれない様になつたら細かに刻んで壺の中に入れ、水を注して長くつけて置くと墨汁となるのである。

蠟燭屑 又は蠟燭から出た蠟は之を捨て、了はずに一定の器物にためて置き、用ふる時ブリキ罐の

如きものか皿の如きもので火にかけて熔かし、太く捻つた紙捻にしみ込ませて置くと一寸した場合の燈火用になる。又雨風の烈しく當る障子に塗つて置くと容易に破れないものである。

二一、古土瓶と空瓶と急須

古土瓶 古土瓶で口のかけたものは、其かけた所へふのりをといて土を煉つたものを填め込んで空気が通じない様にして置けば火消壺の代用になる。

空瓶 はいろ／＼あるが、白粉瓶とか靴墨の瓶とか、廣口の空瓶とかはよく洗つて乾かした後、草花や野菜物などの種子を入れるによく、又薬瓶の空いたのはよく洗つて乾かし、薬氣を少しもない様にすれば薬品を買ふ時に用ゐられる又度もりのある薬瓶は石炭酸とか硫酸とかを薄める場合に分量を測るのに調法なものである。例へば薬品を十倍に薄める場合には其瓶の一度の所まで薬品を入れ、十度の所

まで水を加へるとよいのである。而し劇薬によつては水を先にして後から薬品を入れないと危険なものもあるから注意せねばならぬ。

急須 急須が小さなひびが入つて漏れる場合にはうどん粉を卵の白味(之は態々卵を此爲につぶしたのでは却つて不経済であるから、食用にする時に少し取つて置いて用ゐるのである)で溶き、それを漏る所に塗つて置くと暫く使用が出来る。他の焼物もかうして用ふる事が出来る。

二三、粉炭の利用法

臭氣止め 夏になつて便所が臭い時は、粉炭を振り撒いて置くと臭氣が幾分減するものである。

火鉢及炬燵用 粉炭が出来たらそれを一定の箱に入れて貯へて置き、炬燵か火鉢の中を少し深く掘つて其所に粉炭を盛り、其上に火を置くと火は粉炭に移り、一旦移つた火は灰になるまで消えないで冬

などは頗るよいものである。
たどん 又粉炭に少しの赤土をまぜ、ふのりを溶いて水で捏ね、固く固めて日光に十分乾すとたどんが出来るものである。

二三、石油鑪とマッチ箱

石油鑪 石油鑪は非常に各方面に利用されるたものであるが、家庭で之を利用するには蓋の方を切り取つて中をよく洗つて石油の臭が全くなくなる様にし、適宜の所に繩をつけ、夏の頃鑪の中に食物を入れて井戸の中に吊して置くと冷蔵函の代用として最も適して居る。此外にも利用法はいろいろあるが、石油鑪は之を其儘賣つてもなかく高價なものであるからつまらない物に利用するよりは寧ろ賣つた方が得策である。

マッチ箱 普通のマッチ箱(煙草用小マッチでない)の空箱に糊をつけて十か二十位思ふ形に積み

重ね、上下左右と後に手際よく紙を貼り、内箱も紙でざつと貼つて内箱の前方には一つく紐をつける。と筆筒の様な格好になるから、それに針とか楊子、糸、ボタン、コハゼ、紙などを入れるとなかく重寶なものが出る。

二四、革手袋と下駄の爪革

革手袋の利用 革手袋の不用になつたものは四分位の幅に切り、指に合せて二重又は三重位の輪とし、糸で縫ふと裁縫用の指輪が出来るのである。

又揮發油とかアルコールとかを入れた瓶はキルクでも共栓でも幾分揮發したり水氣を吸収するものであるから、それには瓶の口の上から此革手袋の不用になつたものを程よく切つて覆ひ、堅く括つて置くとよい。

下駄の爪革の利用 下駄の爪革は先だけ破れても其他はまだ丈夫なものであるから、洋服のゾボ

ンの裾の内面に此革を程よく切つて縫ひ付けると裾口が切れないものである。

又ゲートルの革紐などが切れた時、此革を程よく切つて縫ひ付ければよく修繕が出来る。又爪革が切れた時などにも古爪革の切り端で修繕すればよい。

二五、朝顔の葉の利用法

夏になつて暑くなると便所の糞壺に蟲が出来て、汚いものであるが、此場合には朝顔の葉を取つて細かに揉み、糞壺の中に投ずると蟲のわかなくなるものである。再び出来たら又右の様にして入れるのである。

第三節 着物類の利用法

一、古布の廢物利用法

夏座蒲團を作る メリンスとか絹とかの古布

があつたら、同じ種類、即ちメリンスならメリンスばかり、絹なら絹ばかりを接ぎ合わせるのであるが、接ぎ合わせる時は色の配合に注意して普通の座蒲團を作り、次にカーテンの如きものの古布をよく洗つて白くし、破れない部分を此座蒲團を被ふ丈に切りとり、袋に縫つて前の座蒲團を被ふとなく上品の夏蒲團が出来る。そしてカーテン布の隙間から下の色布が透いて見えて綺麗なものである。

古布で長襦袢と胴着を作る

メリンスとか縮緬とかで色が褪めとか、染色が悪いとかで、他に用途がない様なものは之を集めて接ぎ合せて長襦袢を作ると五六年は保すものである。又絹の古布を接ぎ合せて胴着を作ると暖くて着心地のよいものが出るものである。

古洋傘の布の利用法

黒の襦子張の洋傘で、方々が破れたものは、先づ傘骨から外して一度洗濯し、糊張をして破れない強い部分から三寸に二寸

位づつに切り取り、又白地の浴衣地等の強い部分を前の寸法と同じに切り取り、黒色と白地とを市松か龜甲形に接ぎ合せると綺麗な蒲團が出来るものである。

古靴下と古シャツの利用法

木綿の古靴下は其糸を解いて雑巾をさす縫糸にする事が出来る。又古シャツで破れて繕ひが出来ぬ様になつたものは雑巾とすればなく、丈夫である。

又靴下は多く踵と指先の所が切れるもので、其他は破れる事が少ないものであるから、其破れた所丈を繕へば再び用ゐられるが、それでも破れて了つて最早之れを繕ふ事が出来ぬ様になつたものは踵から指先の方を切り離したのを二足を一足するのである。それには切離した部分を二足一足に縫ひ合せて細く着け、切口のとけぬ様にして指先の方は両端から次第に縫ひつほめて指先の格好にし、其形に縫ひ端を切り取り、切口を前の如く細くまくり附けるのである。

又どうしても用ゐられなくなつた靴下ならば、長さ三四寸に切つて袋の如くに縫ひ、中に古綿が柔いほろの如きものを入れて縫ひつけると靴にクリームを引いた後、之を用ゐて拭へばよいものである。

次に大人の古シャツは多く衿と袖口がよく切れるものであるから、ネルなどのシャツは袖口の切れた部分を左右同じ長さに切り取り、其あとを縫ひ縮め、子供の手首に合せて更に袖口になる布を縫ひ付け、身頃は小衿を切り取り、脊の縫目をたて、首廻りに合せて小衿を更につけるのである。其用ふる布は身の丈を短く切り其布を用ふる。又メリンスのシャツならば袖口は長いものであるから、五分位残して切り取り、其袖口に紐ゴムを入れてくればよい。若し幅が廣すぎたら袖下の部分を縫ひ込めばよい。又衿がよく切れるものであるから其部分を切り取り脊縫をたて、メリヤスの共布を縫ひ付けて衿をつけ、若し堅衿の布が切れて居たら金巾か天竺の如き布を襦の

幅に切つて縫ひ付け、ボタン穴をあければよい。其襦の共布は裾を切るのである。裾は三つ折りくけにつけて置けばよい。

又古シャツは袖を切つて濕布に用ゐる事が出来る。頭から被つて着る様に出来て居るものは前の方を切つて使ふのである。

又古シャツの身頃は丈夫なものであるから、其身頃の裾の方から適當の寸法は切り取り、裾の方を上にして紐を通し、股下になる部分を中央に鉄を入れ、其股になる部分に四寸四方位のもの縫ひ付け、兩足になる部分を各々縫ひ合せると猿股が出来る。

又古シャツの袖を離し、身頃の部分を程よく袋の如くついて蕎麥がらか粗糠を入れて縫ひしめ、白い布で枕かけを作つてはめると丸枕が出来る。

又古シャツのよい部分で五寸に七寸位の袋を縫ひ古綿をよく伸ばして入れて小さい蒲團を作り、一角に二三分位の布紐を一寸位の輪にして縫ひつけてお

くと赤子のおむつ蒲團が出来て、此蒲團をおむつと着物との間に當て、置くくと着物がぬれないものである。

古足袋の利用法 古足袋は少し位の破れたのは上手に繕つて穿けば長く用ゐられるものであるが、どうしても穿けなくなつたものは他の足袋を繕ふあて布に利用するのがよい。足袋を繕ふ場合に新しい布を用ゐると不經濟なばかりでなく、其配合が醜いものであるから、却つて同様の古足袋の布をあて、繕ふのがよい。又こはぜは大切に保存して置いて他の足袋の繕ひとか新調とかの節用する事は云ふまでもない。

二、古洋服の利用法

子供の洋服を作る 大人の洋服で着られなくなつたものは子供の洋服に作つて着せるのがよい。羅紗の如き毛織物で色の褪めたものならば先づ石鹼

と曹達水でよく洗ひ、清水で濯いで置き、バケツの如きものに水を盛り、別に乾いて居る毛織物二百匁に付き酸性染料黒色粉又は紺色粉八匁乃至十匁、硫酸曹達三十匁、醋酸六匁乃至十匁の割合に用意して置き、右の炭酸曹達を前の布を浸したバケツの中に加へ、次に硫酸曹達を加へて熱を與へ、次に別の器に染料を湯で溶いて半分程バケツの中に入れ、よくかきまはして、前に絞つて置いた毛織物を擴げて入れ、絶えずかきまはして二三分の後引き上げて残りの染料を入れ、よくかきまはした後、更に染料を入れかきまはして三十分間許り置いて引上げ二三分間過ぎて冷めた後よく水洗ひをして乾かし、生乾きの内にアイロンの如きもので皺を伸ばせば色揚が出来る。右は黒か紺羅紗を色揚する分量であるが、白地とか樺色とかの羅紗を黒か紺に色揚するには染料を右の分量の二倍位用ゐるのである。又小倉とかリンネルとかの白地を黒色か紺色に染

めるには染物二百匁に對し、直接染料黒色粉又は紺色粉二十匁、炭酸曹達十匁、硫酸曹達五十匁の割合にして前の如き方法で色揚をすればよい。又小倉やリンネルを樺色に染めるには染物二百匁に對して直接染料樺色粉十匁乃至十四匁、炭酸曹達十匁、硫酸曹達四十匁の割合とし前の如き方法で色揚をすればよい。右の如くにして色揚をした古洋服は小供の大きさに應じて洋服を作るのである。

古洋服で座蒲團 古洋服で他に利用のないものはといてよく洗ひ伸ばし、縫ぎ合せて座蒲團にするると暖かくて冬など用ゐるのによい。

古洋服で草履袋 古洋服の布で幅四寸長さ六寸位の袋を縫ひ、口切をつけて紐を通して引しめにする様にして草履袋を作ると、幼い男兒の通學用草履袋が出来る。

古洋服で足袋とカバー 古洋服の端切があつ

たら足袋か又はカバーを作ると丈夫で暖くてよいものである。

古洋服で下駄の鼻緒 古洋服の端切は大切に取つて置いて下駄の鼻緒を作ると丈夫なものである。殊に小供の下駄とか庭下駄の鼻緒などには最もよいものである。

古洋服で學生帽子 羅紗の古洋服の端切があつたら學生帽子を作ると丈夫なものである。

三、古帯の利用法

古兵兒帯の利用法 縮緬の兵兒帯は絞り染めにして長襦袢にするとよい。それには袖を取つて其餘りで裾廻しを取り、其裾廻しは切らずに横布に其儘用ゐるのがよい。又女帯の片側物も前の如くにして襦袢にする事が出来る。

又兵兒帯の古くなつたもので無地か白地であれば絞り染にすれば立派な絞りの兵兒帯が出来る。又絞

りのものならば無地に染めるとよい。大人のもので少し位破れたものは染直し袋に縫つて用ゐれば少しは保つものである。

古女帯の利用法

古い女帯で色の褪めたのはよく洗濯して其儘髪斗目絞りと柳絞りに染直すと上等の帯が出来る。殊に羽二重とか縮緬とかは最もよく出来るものである。

又黒襦子は染直しが出来ないから洗張りをするか色揚げをし、外に出る部分に刺繡をすると立派な帯が出来る。

又色襦子のはで過ぎる色の帯は其儘色直しをする。とどんな色にでも染め直す事も出来るものである。

又白地の帯はどんなにでも染直す事が出来、博多帯も染直すと再び用ゐられる。

腰紐、褌、袋物等を作る

博多織等の古くなつた男帯は心を入れて一寸幅位にくけると腰紐が出来て丈夫なものである。又狭くくけると褌が出来る。

立派な市松織が出来て蒲團などに用ゐるとよい。

五、古浴衣の廢物利用

襦袢を作る 古い浴衣をよく洗つて解き、皺を伸ばし裁目を縫合せて輪として置くと乾すのに便利である。大人の浴衣なら左右の袖で二個、身頃で四個、袴の半幅物で半幅ものが四個出来る。

紋り染めに作る

色が褪めた浴衣をよく洗つて解き、反物の如くに端縫をし、好む形に麻糸で紋り、前に述べた染め方で染めると紋り染が出来る。

寝冷しらすを作る

色が褪めた古浴衣でもう着られなくなつたものを、普通の襦袢より長くして衿下の長いものを作り、股下になる部分を存縫ひすべき處と衿下とを堅く左右別々に縫ひ合せ腰の部に附紐を左右につけると寝冷しらすが出来る。

掃除服を作る

古い浴衣で掃除服を作るとよい。其作り方は各自の好む様にし成る可く掃除するに便

又博多や琥珀等の帯布は財布や紙入、煙草入、手提、巾着、褌口等の袋物に用ゐればよい。

四、屑糸の利用法

紐と蚊帳の釣手 屑糸は出る度毎に取つて置くと色々利用する事が出来るが、之を繼いで五六本位を一組作り、之を右から強く振り、次に左右を共に合せて左振りにすれば振り紐が出来、又之を大きく合せて振れば蚊帳の釣手が出来るものである。

織物に利用

屑糸の色々の色を交せて織ぎ、之を横糸にし、新しい二子糸をお納戸色に染めたものを縦糸として織るとなかく、面白い織物が出来る。之は夜着とか座蒲團とか、搔卷とかにするによい。又初めに屑糸を白は白ばかり、黒は黒ばかりにして織ぎ、縦糸を白と海老茶とを各一寸幅位の織にして横も同じく一寸幅位に白と黒との横織に織ると

利な様に作るのである。

晒布に作る

古い色の褪めた浴衣をよく洗ひ、其布の目方百匁に付き二十匁乃至三十匁位の漂白粉を水にとき、重炭酸曹達を十匁許り加へてよくかきまぜ、少しも固りのない様にといて布が十分浸る位に水を加へ、此中に浸して時々がきまはし、其染色がすつかりなくなるのを待つてよく濯ぎ、次に十匁位をよく溶いた次亜硫酸曹達水に十分浸し、後清水でよく濯ぐと綺麗な晒になるものである。若しそれでも真白くならぬ時は直接染料の青染粉を極めて少し水に加へ、それで濯ぐと普通の晒より以上の白布が出来る。

六、古羽織の利用法

着物に作る 羽織の肩の部分か褪めたり、裾が破れたりしたものは綿入れか衿を作ると一二年は着られるものである。それには衿を袖にし、裾の破れ

は少し位なら共布で繕ひをし、片袖を衿とし、片袖を衿と共衿にするのである。
袴を作る 地の厚い綿の羽織は先づ兩袖で袴の後布二枚と腰布二枚を取り、身頃で前布四枚と前奥二枚を取り、衿で後奥二枚を前紐附等を取り、襦布で後紐を取り、若し襦布が短い時は前紐と取りかへ衿の布の中から後紐二本を取れば袴が出来ものである。

七、古カーテンの利用法

女兒の夏洋服を作る 古いカーテンで透し織に出来て居るものなら、よく洗濯して晒し、之で幼い女兒の夏洋服を作るとなかく面白いものである。

夏座蒲團の覆を作る 古いカーテンを石鹸でよく洗ひ、漂白粉でよくさらし、座蒲團よりも少し広い位に二枚裁つて一枚を表とし、一枚を裏とし、

し織の古いカーテンをよく洗つて乾かした後、之を前の色布と同じ形に切り、其色布を裏にし、カーテンの方を表とし、更に裏切を用ゐて涎掛を縫ふと下の布の模様が見えて美しいものが出来るものである。

蠅除けを作る 古い透し織のカーテンをよく晒して糊をつけ、別に竹で菅笠の如く糸か針金で組み立て、其上に前のカーテンを適宜の大きさに切つてはると食器の覆が出来て、夏などは蠅除けとなるものである。

八、古い風呂敷の利用法

蒲團類を作る 風呂敷の古くなつたものは之を継ぎ合せて蒲團を作るとよい。若しメリンス等の色の褪めたものであるならば其儘絞り染にすればよくなるものである。又羽二重とか縮緬とか、絹物の風呂敷ならば椅子の上に敷く羽蒲團とか又は掛蒲團に

幅一寸長さは座蒲團の周囲の二分位のものに縫ひ縮めて襪をよせ、此襪布を狭んで表裏を縫ひまはし、裏の真中を適度の廣さにかけて此所から引返し、此あけた部分を共布で狭く縁を取ると座蒲團の覆ひが出来。若し白のままで用ゐられないものは適當な夏向の色に染めて用ゐるとよい。中の座蒲團は前に述べた様に小布を集めて縫つたものを用ゐるのである。

子供の玩具を作る 古いカーテンをよく洗つて適當の大きさに切り、小さな袋を作つて大豆か小豆を入れてお手玉を作るとよい。若し小豆が漏れる時はメリンスの如きもので裏打をすれば頗る綺麗なものである。

又古カーテンで人形の洋服を作るとか、袋とかを作ると普通の布で作つたものよりも却つて美しいものが出来る。

涎掛を作る 色のある布で涎掛の形に切り、透

作るのがよい。羽蒲團を作るには羽を鳥屋に頼んで買ひ、一度消毒するものであるが、それには最初蒸して日光に當て、よく乾して十分乾いた後入れるのである。

又少し位穴のあいた風呂敷ならば繕つて自分用の座蒲團にするがよい。

染直して用ふる メリンスの如き風呂敷はよく色が褪めるものであるが、其場合には之を絞りなごに染めかへて使ふと新しいもの、如くに見えるものである。而して簡單に染めるには結び絞りがよい。それには先づ風呂敷をよくブラツシで洗ひ、風呂敷の一隅を引しほり、先から一尺ばかりの所を引きしほつたまゝ結び、次に五寸許の處を結び、次は二寸位の處を結んで染ると面白い絞り染が出来。又無地に染め様と思ふなら前に述べた方法で染めるとよい。

九、古半襟の利用法

長襦袢を作る 古い半襟で其儘では用ゐる事が出来ない様になつたものは縫ぎ合せて長襦袢にする

帯止を作る 半襟の縦の中央が破れた様なものは耳の方から丈夫な部分を一寸幅計り切り取つて袋の如く縫ひ兩端を縫ひしめて飾り糸をつければ帯止が出来

染直して用ゐる 古い半襟で色の褪めたものはふのりを濃く溶いた液で洗ひ、其油氣や襟垢等を落し、十分乾いた後、元の模様にしよ

財布や袋を作る 古い半襟で他に用ひ途がないものは下にたつて居る部分で財布とか裏口とかを作る

手提や附紐を作る 古い半襟をよく洗張りをした横二つに切り心を入れて、紐を縫ふと子供の着物の附紐となる

一〇、古女袴の利用法

男の兎の兵児帯を作る カシミヤとかセルとかの古い女の袴で再び其儘で用ゐる事が出来ない様なものは紺、黒に染め、ミシンで細く縫ぐか又は一針づつ返し針に縫ひ縫ぎ、袋に縫つて兩端を三つ折

りにして細かく縫ふと女袴一着で男兎の兵児帯が二筋出来る。そして頗る丈夫なものである。染直して用ゐる 古い女の袴で色の褪めたものは何色にでも其儘染直す事が出来る

鼠色 葡萄酒色
緑色 オリーブ色
薄黒色 紫紺色
黄色と鼠 濃鼠色
赤茶色 海老茶色

Table with 2 columns: Original material (e.g., 原色, 海老茶色, 鼠色) and resulting color (e.g., 出来上り色, 紫, 鼠紺色). Includes various dyeing results for different materials.

大正七年八月廿九日印刷
大正七年八月卅一日發行

「國民の顧問」第七卷

編輯兼發行者

日本國民協會

東京市小石川區大塚仲町三十番地

代表者

鈴木光昭

東京市小石川區久堅町百八番地

印刷者

萩原勝次郎

東京市小石川區久堅町百八番地

印刷所

博文館印刷所

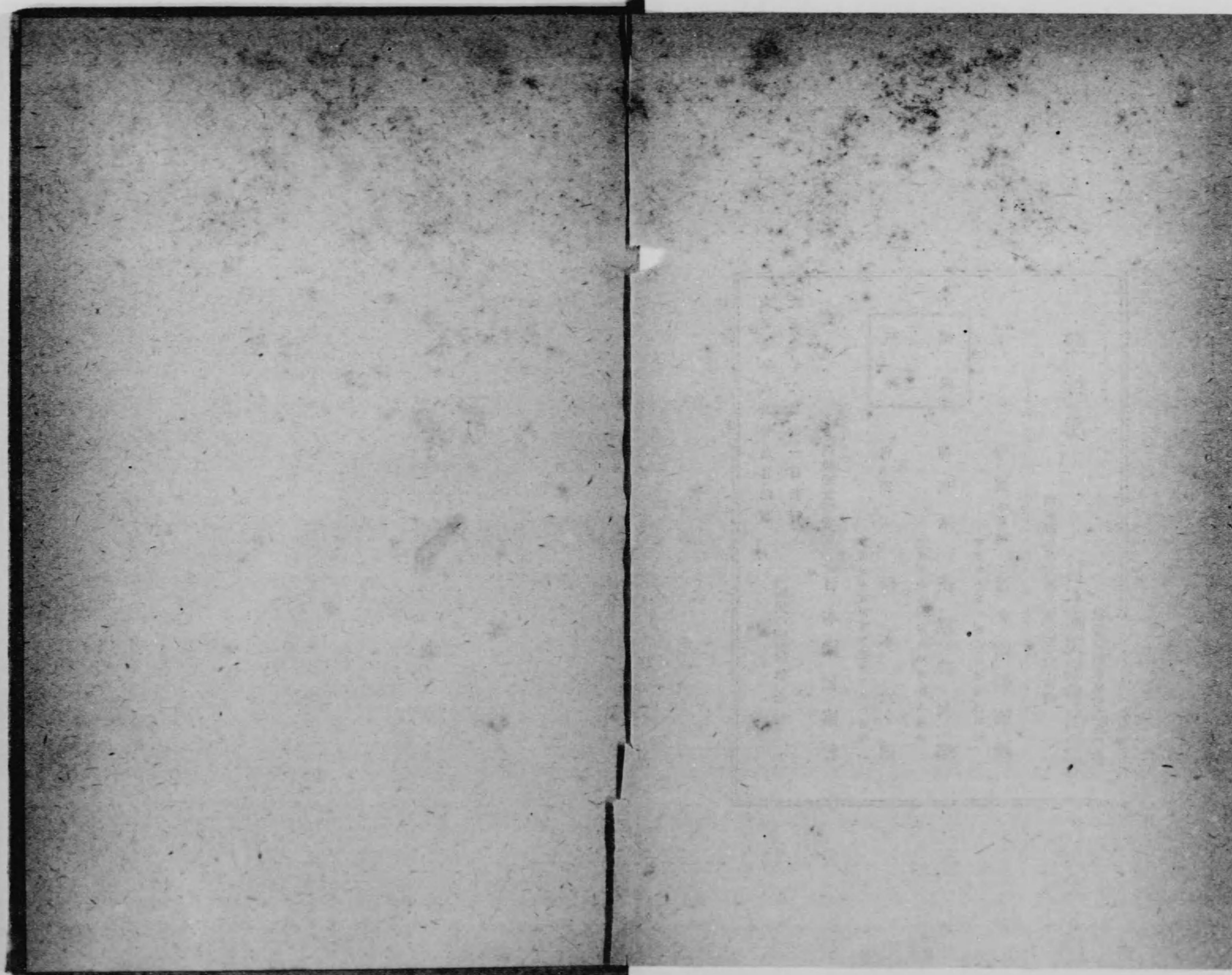
不許
複製

東京市小石川區大塚仲町三十番地

發行所

日本國民協會出版部

振替口座東京七六九〇番



終

